日本アンチ・ドーピング規程

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構

2015年1月1日

Version 1.0

目 次

序論

1	第1条 本規程の適用及び本規程の関連当事者の主要な責務	7
2	第 2 条 アンチ・ドーピング規則違反の定義	11
3	第3条 ドーピングの証明	16
4	第 4 条 <i>禁止表</i>	18
5	第5条 <i>検査</i> 及びドーピング捜査	24
6	第6条 検体の分析	29
7	第7条 結果の管理	32
8	第 8 条 規律手続	39
9	第9条 個人の成績の自動的 <i>失効</i>	44
10	第 10 条 個人に対する制裁措置	45
11	第 11 条 チームに対する <i>措置</i>	59
12	第 12 条 スポーツ関係団体に対する制裁措置	61
13	第 13 条 不服申立て	62
14	第 14 条 守秘義務及び報告	71
15	第 15 条 決定の適用及び承認	75
16	第 16 条 時効	75
17	第 17 条 JADA による 世界規程の遵守状況に関する WADA への報告	76
18	第 18 条 教育	76
19	第 19 条 研究活動	78
20	第 20 条 公益財団法人日本オリンピック委員会 (JOC) の役割と責務	78
21	第 21 条 日本パラリンピック委員会(JPC)の役割と責務	81
22	第 22 条 公益財団法人日本体育協会(JASA)の役割と責務	83
23	第 23 条 国内競技団体の役割と責務	85

24	第 24 条 <i>競技者</i> 及びサポートスタッフの役割と責務	86
25	第 25 条 本規程の改正及び解釈	88
26	第 26 条 世界規程の解釈	90
27	第 27 条 情報及び通知	91
28	第 28 条 有効性及び準拠法	92
29	付属文書 1 定義	93
30	付属文書 2 - 第 10 条の適用例	.104

序論

序文

日本においては、スポーツのインテグリティ(完全性/高潔性)並びにスポーツにおける 倫理的価値の保護及び発展に向けての取り組みが全力で行われている。スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号) は、スポーツが普遍的な文化であり、すべての人々がスポーツを通 じて幸福で豊かな生活を営む権利を有することを宣言している(同法前文及び第 2 条第 1 項参照)。スポーツ基本法は、基本原則として以下のとおり定めている。

スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない(第2条第8項)。

日本のスポーツ制度は、正義と公平が確保されたスポーツに参加する市民(とりわけ*競技者*)の権利を保護することに向けて全力で取り組むことが想定されている。

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(Japan Anti-Doping Agency、以下「JADA」という。)は、独立行政法人日本スポーツ振興センター(Japan Sport Council、以下「JSC」という。)とともに、スポーツのインテグリティ及びスポーツにおけるドーピングに対する戦いを保護し、発展させる上で、日本及び世界中において全力で取り組んでおり、かつ貢献している当事者である。JADAのビジョンは、真のチャンピオンが評価される社会を育むことにある。

日本アンチ・ドーピング規程(以下「本規程」という。)は、世界アンチ・ドーピング規程(以下「世界規程」という。)及び国際基準に完全に適合している。世界規程及びすべての関連する国際基準は、世界各国の英知の結集として世界中から集められた、協議の積み重ねの集大成である。世界アンチ・ドーピング機構(World Anti-Doping Agency、以下「WADA」という。)は全世界で合意された基準を設け、アンチ・ドーピングを世界規模で調整し、すべての署名当事者による世界規程の遵守の徹底を確保している。本規程において、文脈により別途要請される場合を除き、「本規程」に対する言及は、国際基準に対する言及を含むものとする。

本規程は、その最終的な目的として、すべてのクリーンな*競技者*を保護し、真のチャンピオンを育成することを目指している。2020年の東京における競技大会を含む4つのオリン

ピック競技大会及びパラリンピック競技大会の主催国として、日本は、均等な機会を確保 し、スポーツのインテグリティを促進し、発展させることに取り組んでいる。

一般原則

アンチ・ドーピング・プログラムの目標は、スポーツ固有の価値を保護することである。これは、「スポーツの精神」と呼ばれる。これは、オリンピズムの真髄でもあり、各人に自然に備わった才能を磨き上げることを通じ、人間の卓越性を追求することでもある。これにより、我々は「プレイ・トゥルー」の精神を実現する。スポーツの精神は、人間の魂、身体及び心を祝福するものであり、次に掲げる事項を含む、スポーツに内在し、スポーツを通して実現する価値に反映されている。

- 倫理観、フェアプレーと誠意
- 健康
- 卓越した競技能力
- 人格と教育
- 楽しみと喜び
- チームワーク
- 献身と真摯な取り組み
- 規則・法を尊重する姿勢
- 自分自身とその他の*参加者*を尊重する姿勢
- 勇気
- 共同体意識と連帯意識

ドーピングは、スポーツの精神に根本的に反するものである。

日本におけるアンチ・ドーピング活動に取り組んでいるすべての当事者及び機関は、本規程において表明されている共通の規則、手続、役割及び責任に従うことを集合的に合意している。日本におけるすべての関係者間のこの「集合的合意」は、スポーツにおけるドーピングを排除し、将来を見据えた上でスポーツを発展させる日本の取り組みにおいてユニークかつ決定的な特徴であり続けてきた。したがって、日本においては、スポーツというものがいかに行われるのか、誰が日本のアンチ・ドーピング規則の対象となるのか、これらの規則が何を求めているのか、そして、規則違反の主張がいかにして公平に取り扱われるかという点について、十分な理解に基づく幅広いコンセンサスがある。

日本には、スポーツにおける倫理原則の美徳及び価値について、長い歴史がある。「プレイ・トゥルー」の精神は、日本のスポーツの創設者である嘉納治五郎先生によっても宣言

されている。嘉納先生は、「*順道制勝*」という言葉を提唱した。「*順道制勝*」とは、「勝つにしても道に順って勝ち、負けるにしても道に順って負けなければならぬ。負けても道に順って負ければ、道に背いて勝ったより価値がある」ということを意味する。

嘉納先生が強調したように、スポーツの価値に基づく教育は、アンチ・ドーピング・プログラムの中核的部分である。アンチ・ドーピングの取り組み及び活動は、人々がいかにしてスポーツを通して社会的価値を拡大したいと考えているかを示すものである。また、日本のスポーツ・コミュニティが、将来の世代のために、いかにしてスポーツを保護し発展させたいと考えているかを示すものである。

ドーピングは、スポーツのインテグリティ及びスポーツを楽しむ人々に対する脅威である。 スポーツにおけるドーピングは、重大な公の問題でもある。日本のスポーツ・コミュニティ は、スポーツにおけるドーピングを排除する国家的な取り組みに連携して協力し、またス ポーツの利益や、とりわけ若者等の人々の健康の保護を促進したいと考えている。アンチ・ ドーピングの取り組みが公の信頼を得るためには、当該取り組みが、本規程の対象者であ る個人のプライバシー保護を尊重した上で、透明で開かれたものであり、かつ、公的な説 明責任を果たしていることが求められている。

権限

JADA 及び JSC は、スポーツのインテグリティを保護し、促進し、発展させることに責任を負う。

JADA の権限

JADAは、本規程の管理及び監視について責任を負う、本規程の守護者である独立機関として、スポーツ基本法で認められ、かつ日本のスポーツ・コミュニティにより指定されている。

JSC の権限

JSC は、日本のすべてのスポーツ及びスポーツのインテグリティを保護するための管理組織である。JSC は、スポーツ基本法の目的を達成するために、正義及び公平に基づくスポーツの利益をすべての人々に確保し、スポーツに参加する人々の権利を保護することを意図している。

本規程

本規程は、日本におけるすべてのスポーツ団体の準拠文書である。本規程は、スポーツの 参加条件として、スポーツに参加する人々のためのスポーツの規則を設けている。アンチ・ ドーピング規則は、競技規則と同様、スポーツを行う上での条件を規定するスポーツの規則である。*競技者*及びその他の人は、これらの規則を、スポーツに参加する条件として受諾する。*競技者*及びその他の人は、これらの規則を実施し、必要なプログラムの実行を確保するすべてのスポーツ団体及び関係者とともに、これらの規則に拘束されることに同意する。

JADA は、わが国における独立のアンチ・ドーピング機関として活動する目的をもって、以下の事項について必要な権限を有し、責任を負う。

- ドーピング・コントロールにおける計画、調整、実施、監視及び改善指示
- 国内の関係する機関・機構及びその他のアンチ・ドーピング機関との協力
- *国内アンチ・ドーピング機関*間における相互*検査*の推進
- アンチ・ドーピング情報、教育及び予防プログラムの計画、実施及び監視
- アンチ・ドーピング研究の促進
- サポートスタップ又はその他の人が各ドーピング事案に関与しているか否かのドーピング捜査を含む、自己の管轄内におけるすべてのアンチ・ドーピング規則違反の可能性を積極的に追及し、*措置*の適切な執行を確保すること。
- 18 歳未満の者、及びアンチ・ドーピング規則違反を行った複数の*競技者*に支援を提供したサポートスタッフによるアンチ・ドーピング規則違反の場合において、自己の管轄内におけるサポートスタッフに対し、自動的なドーピング捜査を実施すること。
- 世界規程第20.7.10項に基づきWADAの実行したドーピング捜査に関して、WADAに全面的に協力すること。
- 財政的支援が提供されている場合には、*競技者*又は*サポートスタッフ*がアンチ・ドーピング規則違反を理由として資格を停止されている期間中、当該者に対する財政的支援の提供を留保すること。

[解説:上記の意図は、各国に国内アンチ・ドーピング機関が存在し、当該国内アンチ・ドーピング機関の運営上の判断・活動はすべての公的及びスポーツ・ムーブメント組織から独立しているべきであるということである。独立の原則は、世界中のアンチ・ドーピング・プログラムの基礎となっており、アンチ・ドーピングに対する取り組みの高潔性を確保している。]

本規程の適用範囲

本規程の適用範囲は、第1条に定めるとおりである。

1 第1条 本規程の適用及び本規程の関連当事者の主要な責務

1.1 *JADA* への適用

本規程は JADA に適用されるものとする。

- 1.2 本規程の日本の国内競技連盟への適用
 - 1.2.1 *国内競技連盟*は、本規程を受諾し、自己の管理文書、規約又は 規則の中に、本規程の内容を直接又は引用することにより組み 込むものとし、これによって本規程は、スポーツの規則並びに 当該*国内競技連盟*の会員及び*参加者*の権利及び義務の一部とな る。
 - 1.2.2 本規程は、スポーツの規則に従って当該スポーツに参加することに個々人が同意することによって*国内競技連盟*の会員又は*参加者*に発生する、*国内競技連盟*の会員としての義務に基づいて*参加者*に適用される。
 - 1.2.3 日本政府、JOC 及び/又は JPC からの資金及び/又はその他の支援を受ける条件として、日本の各国内競技連盟は、日本のアンチ・ドーピング・プログラム及び本規程の精神及び条件を受け入れ、遵守するものとし、自己の会員及び参加者を拘束するスポーツの規則の一部として、自己の管理文書、規約又は規則の中に、本規程の内容を直接又は引用することにより組み込むものとする。

[第1.2.3 項の解説: JADA は、JADA の承認並びに本規程の受諾及び適用が、国内競技連盟が政府及び/又は国内オリンピック委員会及びパラリンピック委員会から資金提供及び/又はその他の支援の受けるための前提条件となることを確保するために、政府と協力して取り組むものとする。]

- 1.2.4 *国内競技連盟*は、本規程を採択し、その管理文書やスポーツ規則に本規程の内容を組み込むことによって、*国内競技連盟*の管轄下にある下記第 1.6 項のすべての人につき、日本のアンチ・ドーピング・プログラムを実施し、本規程を執行する(*検査*を遂行することを含む。)上での *JADA* の権限と責任を認識し、当該役割を担う上で *JADA* と協力し、*JADA* を支援するものとする。また *国内競技連盟*は、本規程に従って下された決定(自己の管轄下にある個人に制裁を賦課する聴聞パネルの決定を含む。)を承認し、遵守し、発効させるものとする。
- 1.2.5 *国内競技連盟*はまた、本規程を採択し、その管理文書やスポーツ規則に本規程の内容を組み込むことによって、自己、並びに自己が管轄し、管理し又はその管理文書やスポーツ規則に従うすべての競技者をして、本規程を遵守させるものとする。*国内競技連盟*は、本規程に従って下された決定(特に*日本アンチ・ドーピング規律パネル*及び*日本スポーツ仲裁機構*の決定)に従うことに同意する。同様に、*国内競技連盟*の国際競技連盟、*国内競技連盟*の会員及び参加者は、本規程における不服申立ての権利に従うことを条件として、本規程を遵守し、本規程に従って下された決定に従うことを承認し、受諾する。

1.3 本規程の人への適用

- 1.3.1 本規程は、次に掲げるすべての人 (18 歳未満の者を含む。また、 当該人が日本の国民又は居住者であるか否かを問わない。) に適 用されるものとする。
 - 1.3.1.1 日本の国内競技連盟、又は日本の国内競技連盟の会員機関・関連機関(クラブ、チーム、団体又はリーグを含む。)の会員又はライセンス保持者であるすべての競技者又はサポートスタッフ
 - 1.3.1.2 *競技大会、競技会*その他本規程を採択する日本の*国内競技連盟*おしくは日本の*国内競技連盟*の会員機関・関連機関(クラブ、チーム、団体又はリーグを含む。)により主催、開催、授権若しくは承認された活動(開催地を問わない。)に、*競技者*又は*サポートスタッフ*の立場において参加する、すべての*競技者*及び*サポートスタッフ*
 - 1.3.1.3 認定、ライセンスその他契約上の取り決めにより、アン チ・ドーピングの目的のために、日本の*国内競技連盟*又

は日本の*国内競技連盟*の会員機関・関連機関(クラブ、 チーム、団体又はリーグを含む。)の管轄に服する、そ の他の*競技者、サポートスタッフ*又は*人*

1.3.1.4 国内*競技大会*の主催者又は*国内競技連盟*に関連性を有さない国内リーグにより主催、開催又は授権された活動に参加するすべての*競技者*及びサポートスタッフ(いかなる立場において参加するかを問わない。)

[第1.3.1 項の解説:これらの主催組織は、国内のアンチ・ドーピング・プログラムに組み込まれるものとする。]

- 1.3.1.5 本第 1.3.1 項の上述の規定のいずれかには該当しないが、 国際*競技大会*又は国内*競技大会*に参加する資格を有し たいと考えるすべての*競技者*(当該*競技者*は、当該*競技* 大会の出場資格を得る少なくとも 12 ヶ月前からの期間 中、本規程に基づき*検査*を受けることが可能でなければ ならない。)
- 1.3.2 本規程は、競技する目的、訓練する目的、又はその他の目的のためであるかを問わず、日本の国民又は居住者であるすべての*競技者、及び日本に所在するすべての競技者を含む、世界規程がJADA*に管轄権を付与するその他すべての人にも適用されるものとする。
- 1.3.3 第 1.3.1 項又は第 1.3.2 項の適用範囲に該当する人は、自己が選択した競技の会員資格、認定資格及び/又は参加の条件として、本規程を受諾し、これに同意し、かつ本規程を執行する JADA の権限に服したものとみなされ、また、本規程に基づき提起された事案及び不服申立てを聴聞し、決定する上で第 8 条及び第 13 条が規定する聴聞パネルの管轄に服したものとみなされる。

1.4 国内レベルの競技者

- 1.4.1 本規程の適用対象であるすべての*競技者*のうち、以下の*競技者*は、本規程において*国内レベルの競技者*であるとみなされるものとする。
 - 1.4.1.1 以下の基準を用いて、*JADA* の*検査対象者登録リスト*に 含めるために特定された*競技者*
 - a) 国際的な*競技大会*で日本を代表する*競技者*
 - b) 国際的に日本を代表するが、国際競技連盟の検

- *査対象者登録リスト*に含まれていない*競技者*
- c) 国内選手権に参加し、又は国内選手権の選考会 に参加する*競技者*
- d) 国際的に日本を代表し、又は国内チームのメン バーとなる可能性を有する*競技者*
- e) 年齢別(いかなる年齢階層であるかを問わない。)若しくはプロフェッショナルリーグの*競技大会*に参加し、又は年齢別(いかなる年齢階層であるかを問わない。)において都道府県若しくは市区町村を代表する*競技者*
- f) 国民体育大会及びあらゆるレベルの大学スポーツ*競技会*に参加する*競技者*
- 1.4.1.2 *JSC* から直接的又は間接的に資金提供を受けている *競技者*、又は政府のスポーツ補助金の一形態(マルチサポート・プロジェクトを含む。)から利益を受けている *競技者*
- 但し、当該*競技者*がそれぞれの自己の*国内競技連盟*により*国際レベルの競技者*であると分類されている場合には、当該*競技者*は、本規程において(*国内レベルの競技者*ではなく)*国際レベルの競技者*とみなされるものとする。
- 1.4.2 本規程は第1.3項の適用範囲に該当するすべての人に適用される ものとする。但し、「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」 の第4.3項に従い、*JADA*の検査配分計画は、*国内レベルの競技* 者及びそれ以上の*競技者*に主に焦点を当てるものである。

1.5 その他機関への適用

本規程は以下の機関にも適用されるものとする。

- (a) 独立行政法人日本スポーツ振興センター (*JSC*)
- (b) 公益財団法人日本体育協会(JASA)
- (c) 公益財団法人日本オリンピック委員会(*JOC*)
- (d) 日本パラリンピック委員会 (*JPC*)
- (e) 日本アンチ・ドーピング規律パネル
- (f) 公益財団法人*日本スポーツ仲裁機構*(JSAA)

2 第2条 アンチ・ドーピング規則違反の定義

ドーピングとは、本規程の第 2.1 項から第 2.10 項に定められている一又は二以上 のアンチ・ドーピング規則に対する違反が発生することをいう。

第 2 条は、アンチ・ドーピング規則違反が成立する状況及び行為を明記することを目的とする。ドーピング事案の聴聞会は、一又は二以上のこれらの個別の規則に対する違反の主張に基づき開始されることになる。

*競技者*又はその他の人は、アンチ・ドーピング規則違反の構成要件、*禁止表*に掲げられた物質及び方法を知る責任を負わなければならない。

次に掲げる事項が、アンチ・ドーピング規則違反を構成する。

2.1 *競技者*の*検体*に、*禁止物質*又はその*代謝物*若しくは*マーカー*が存在する こと

2.1.1 禁止物質が体内に入らないようにすることは、各*競技者*が自ら取り組まなければならない責務である。自己の*検体に禁止物質*又はその代謝物若しくはマーカーが存在した場合には、*競技者*はその責任を負う。ゆえに、第2.1項に基づくアンチ・ドーピング規則違反を証明するためには、*競技者*側の使用に関しての意図、過誤、過失又は使用を知っていたことが証明される必要はない。

[第2.1.1 項の解説:本項に基づくアンチ・ドーピング規則違反は、競技者の過誤にかかわらず行われる。この規則は、多くの CAS の決定で「厳格責任」と呼ばれている。競技者の過誤は、第10条に基づくアンチ・ドーピング規則違反の措置を判断するにあたり考慮される。CAS はこの原則を一貫して支持してきている。]

2.1.2 次のいずれかが証明された場合には、上記第 2.1 項に基づくアンチ・ドーピング規則違反の十分な証拠となる。

競技者の A 検体に禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在した場合であって、当該競技者が B 検体の分析を放棄し、B 検体の分析が行われない場合、競技者の B 検体が分析され、B 検体が、A 検体で発見された禁止物質若しくはその代謝物若しくはマーカーの存在を追認した場合、又は競技者の B 検体が二つの瓶に分けられ、第二の瓶の分析が、第一の瓶において発見された禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーの存在を追認

した場合。

[第2.1.2 項の解説:結果の管理に責任を有するアンチ・ドーピング機関は、競技者がB 検体の分析を要求しない場合であっても、その裁量によりB 検体の分析を実施させることができる。7

- 2.1.3 *禁止表*に量的閾値が明記されている物質を除き、*競技者の検体*に *禁止物質*又はその*代謝物*若しくはマーカーの存在が検出された 場合、その量の多寡にかかわらず、アンチ・ドーピング規則違反 が成立する。
- 2.1.4 第 2.1 項における一般原則の例外として、内因的にも生成されうる禁止物質についての評価に関する特別な基準を禁止表又は国際基準において定めることができる。

2.2 *競技者が禁止物質*若しくは*禁止方法*を*使用*すること又はその*使用を企て*ること

[第2.2 項の解説:信頼できる方法により、禁止物質若しくは禁止方法を使用すること、又、はその使用を企てることが証明されてきた。第 3.2 項に対する解説に記載するように、第 2.1 項に基づくアンチ・ドーピング規則違反に該当することを証明するために求められる証拠と異なり、禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てることは、競技者の自認、証人の証言、書証、アスリート・バイオロジカル・パスポートの一環として収集された長期間のプロファイリングから得られた結論、又は、第2.1 項に基づく禁止物質の存在そのものを証明するための要件すべてを満たしているわけではない分析情報等、信頼できる方法により証明される可能性がある。

例えば、アンチ・ドーピング機関から、他方の検体による追認がないことについて納得できる説明がなされた場合には、A 検体の分析(B 検体の分析による追認がなくても)又はB 検体のみの分析から得られた信頼できる分析データにより禁止物質の使用が証明されることもある。]

- 2.2.1 禁止物質が体内に入らないようにすること及び禁止方法を使用しないようにすることは、各競技者が自ら取り組まなければならない責務である。ゆえに、禁止物質又は禁止方法の使用についてのアンチ・ドーピング規則違反を証明するためには、競技者側の使用に関しての意図、過誤、過失又は使用を知っていたことが証明される必要はない。
- 2.2.2 *禁止物質*若しくは*禁止方法の使用*又は*使用の企で*が成功したか

否かは重要ではない。アンチ・ドーピング規則違反は、*禁止物質*若しくは*禁止方法を使用*したこと、又はその*使用を企て*たことにより成立する。

[第2.2.2 項の解説:禁止物質又は禁止方法の「使用を企てたこと」の証明には、競技者側に意図があったことの証明が求められる。特定のアンチ・ドーピング規則違反を証明するために意図が求められるという事実は、禁止物質又は禁止方法の使用に関する第2.1 項及び第2.2 項の違反の証明における厳格責任原則を損なうものではない。

使用した物質が競技会外において禁止されておらず、かつ、競技者の禁止物質の使用が競技会外でなされたという場合でない限り、競技者の禁止物質の使用は、アンチ・ドーピング規則違反を構成する(但し、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが競技会(時)において採取された検体に存在した場合には、いつの時点において当該物質が投与されていたかに関係なく、第2.1 項に違反する。)。]

2.3 検体の採取の回避、拒否又は不履行

本規程又はその他適用されるアンチ・ドーピング規則において定められた通告を受けた後に、*検体*の採取を回避し、又はやむを得ない理由によることなく*検体*の採取を拒否し若しくはこれを履行しないこと。

[第2.3 項の解説:例えば、競技者が、通告又は検査を回避するために、ドーピング・コントロール役職員を意図的に避けていたことが証明された場合には、当該行為はアンチ・ドーピング規則における「検体の採取の回避」の違反となる。「検体採取の不履行」という違反は競技者の意図的な又は過誤による行為に基づくが、検体採取の「回避」又は「拒否」の場合には競技者の意図的な行為に基づく。]

2.4 居場所情報関連義務違反

検査対象者登録リストに含まれる競技者による12ヶ月間の期間内における、「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」に定義されたとおりの3回の検査未了及び/又は提出義務違反の組み合わせ。

2.5 ドーピング・コントロールの一部に不当な改変を施し、又は不当な改変を 企てること

ドーピング・コントロールの過程を妨害するものの、別途*禁止方法*の定義には含まれない行為。*不当な改変*とは、ドーピング・コントロール役職員を意図的に妨害し若しくはこれを妨害しようと企てること、アンチ・ドーピング機関に虚偽の情報を提供すること、又は潜在的な証人を脅かし若しくは脅かすことを企てることを含むが、これに限らない。

[第2.5 項の解説:本項は、例えば、検査対応中に、ドーピング・コントロール関連文書の

識別番号を改変することや、B 検体の分析時にB ボトルを破損させること、又は異物を追加することにより検体を改変すること等が挙げられる。

ドーピング・コントロール役職員その他ドーピング・コントロールに携わる人に対する攻撃的な行為のうち、別途不当な改変を構成しない行為についても、各スポーツ団体の懲戒規則においてこれを取り扱わなければならない。]

2.6 禁止物質又は禁止方法を保有すること

- 2.6.1 *競技会(時)*において*禁止物質*若しくは*禁止方法を競技者が保有*し、又は*競技会外*において*競技会外*における*禁止物質*若しくは*禁止方法を競技者が保有*すること。但し、当該*保有*が第 4.4 項の規定に従って付与された治療使用特例(以下「TUE」という。)又はその他の正当な理由に基づくものであることを*競技者*が証明した場合は、この限りではない。
- 2.6.2 *競技者、競技会、*又はトレーニングに関係して、*禁止物質若*しくは*禁止方法を競技会(時)*においてサポートスタッフが保有し、又は*競技会外*で禁止されている*禁止物質*若しくは*禁止方法を競技会外*においてサポートスタッフが保有すること。但し、当該保有が第 4.4 項の規定に従って*競技者*に付与された TUE 又はその他の正当な理由に基づくものであることをサポートスタッフが証明した場合は、この限りではない。

[第 2.6.1 項及び第 2.6.2 項の解説:例えば、医師の処方箋に基づき、糖尿病の子供のためにインスリンを購入する場合のように、医療上の正当な事由がある場合を除き、友人や親戚に与えることを目的として禁止物質を購入又は保有しているような場合には、正当な理由があるものとは認められない。

[第2.6.2 項の解説:例えば、チームドクターが急性又は緊急の場合に処置を行うために禁止物質を保有しているような場合には、正当な理由があるものと認められる。]

- **2.7** *禁止物質*若しくは*禁止方法*の*不正取引*を実行し、又は*不正取引を企て*ること
- 2.8 *競技会(時)* において、*競技者*に対して*禁止物質*若しくは*禁止方法を投与*すること、若しくは*投与を企て*ること、又は*競技会外*において、*競技者*に対して*競技会外*で禁止されている*禁止物質*若しくは*禁止方法*を投与すること、若しくは*投与を企て*ること。

2.9 違反関与

他の人によるアンチ・ドーピング規則違反、アンチ・ドーピング規則違反の企で、又は第10.12.1項の違反に関する、支援、助長、援助、教唆、共謀、隠蔽、又はその他のあらゆる違反への意図的な関与。

2.10 特定の対象者との関わりの禁止

アンチ・ドーピング機関の管轄に服する競技者又はその他の人による、 職務上又はスポーツと関連する立場での以下の事項に該当する サポート スタッフとの関わり。

- 2.10.1 アンチ・ドーピング機関の管轄に服するサポートスタップであって、*資格停止期間*中であるもの。
- 2.10.2 アンチ・ドーピング機関の管轄に服しておらず、世界規程に基づく結果の管理過程において資格停止の問題が取り扱われていないサポートスタッフであって、仮にかかる人に世界規程に準拠した規則が適用されたならばアンチ・ドーピング規則違反を構成したであろう行為について、刑事手続、懲戒手続若しくは職務上の手続において有罪判決を受け、又はかかる事実が認定されたもの。かかる人の関わりが禁止される状態は、刑事、職務上若しくは懲戒の決定から6年間、又は課された刑事、懲戒若しくは職務上の制裁措置の存続期間のいずれか長い方の期間、有効とする。又は、
- 2.10.3 第2.10.1項又は第2.10.2項に記載される個人のための窓口又は仲介者として行動している*サポートスタッフ*。

本条項が適用されるためには、*競技者*又はその他の人が、従前より、*競技*者又はその他の人を管轄するアンチ・ドーピング機関又は WADA から、書面にて、サポートスタッフが関わりを禁止される状態にあること及び関わりを持った場合に課されうる措置の内容について通知されており、かつ、当該*競技者*又はその他の人が関わりを合理的に回避できたことを要する。またアンチ・ドーピング機関は、第 2.10.1 項及び第 2.10.2 項に記載される基準が自己に適用されない旨の説明をサポートスタッフが 15 日以内にアンチ・ドーピング機関に対して提起できるということについて、*競技者*又はその他の人に対する通知の対象であるサポートスタッフに知らせるよう合理的な努力を行うものとする(第 16 条にかかわらず、サポートスタッフの関わり禁止の原因となった行為が第 25.7 項に定める発効日に先立ち行われた場合であっても、本条は適用される。)。

第 2.10.1 項又は第 2.10.2 項に記載されたサポートスタッフとの関わりが、 職務上又はスポーツと関連する立場においてなされたものではないことの 挙証責任は、*競技者*又はその他の人がこれを負う。

[第2.10 項の解説:競技者又はその他の人は、アンチ・ドーピング規則違反を理由として資格停止の対象となっており、又はドーピングに関連して刑事上有罪とされ若しくは職務上において懲戒処分を受けているコーチ、トレーナー、医師その他のサポートスタッフとともに活動してはならない。禁止の対象とされる関わりの中のいくつかの事例として、以下の事項がある。トレーニング、戦術、技術、栄養若しくは医療上の助言を得ること、セラピー、治療若しくは処方を受けること、体内生成物を分析のために提供すること、又はサポートスタッフが代理人若しくは代表者となることを認めること。禁止される特定の対象者との関わりの成立には、いかなる対価の提供も要さない。

3 第3条 ドーピングの証明

3.1 挙証責任及び証明の程度

アンチ・ドーピング規則違反が発生したことを証明する責任は、JADAが 負うものとする。証明の程度は、聴聞パネルが JADA の主張が真摯に行われているという心証を持ち、納得できる程度にアンチ・ドーピング規則 違反を JADA が証明できたか否かとする。当該証明の程度は、すべての事 案について単なる証拠の優越の程度は超えるべきであるが、合理的疑い の余地がない程度に証明される必要はない。一方、アンチ・ドーピング 規則に違反したと主張された*競技者*又はその他の人が推定事項に反論し、 又は特定の事実や事情を証明するための挙証責任を本規程によって負わ される場合には、証明の程度は、証拠の優越とする。

[第3.1 項の解説:本項にいうJADA 側に求められる証明の程度は、職務上の不正行為に関する事案においてほとんどの国で適用されている基準とほぼ同一である。]

3.2 事実の証明方法及び推定の方法

アンチ・ドーピング規則違反に関する事実は、自認を含むあらゆる信頼 性のおける手段により証明される。ドーピング事案においては、次の証 明原則が適用される。

[第3.2 項の解説:例えば、JADA は、第2.2 項におけるアンチ・ドーピング規則違反を、競技者の自認、第三者による信頼できる証言、信頼できる書証、第2.2 項の解説に規定されているような信頼できるA 検体若しくはB 検体に基づく分析データ、又はアスリート・バイオロジカル・パスポートから得られたデータ等、競技者の血液や尿の検体から得られた検査結果により証明することができる。]

- 3.2.1 関係する科学コミュニティ内における協議を経た後 WADA により承認され、ピアレビューを経た分析方法及び閾値の設定は、科学的に有効なものであると推定される。当該科学的有効性の推定に反論を加えようとする*競技者*又はその他の人は、当該反論の前提条件として、まず当該反論及び当該反論の根拠につき WADA に通知することを要する。CAS も独自の判断に基づき、当該反論につき WADA に通知することができる。CAS パネルは、WADA からの要請があった場合、当該パネルによる当該反論の評価作業につき補助を受けるために、適切な科学的専門家を任命するものとする。WADA は、WADA による当該通知の受領及び WADA による CAS の案件記録の受領から10日以内に、当該手続において当事者として介入し、法廷助言人として参加し、又は別途証拠を提供することができるものとする。
- 3.2.2 WADA 認定の分析機関その他 WADA の承認する分析機関では、「分析機関に関する国際基準」に基づいて*検体*の分析及び管理の手続を実施しているものと推定される。*競技者*又はその他の人は、*違反が疑われる分析報告*の合理的な原因となりうるような、「分析機関に関する国際基準」からの乖離が発生したことを証明することにより上記の推定に反論できる。

競技者又はその他の人が、*違反が疑われる分析報告*の合理的な原因となりうるような「分析機関に関する国際基準」からの乖離が発生したことを提示することによって上記の推定に反論しようとする場合には、*JADA* は、当該乖離が、*違反が疑われる分析報告*の原因ではないことを証明する責任を負うものとする。

[第3.2.2 項の解説:違反が疑われる分析報告の合理的な原因となりうるような「分析機関に関する国際基準」からの乖離を証拠の優越により証明する責任は、競技者又はその他の人が負う。競技者又はその他の人が乖離の事実を証明した場合、挙証責任はJADA に移り、当該乖離が、違反が疑われる分析報告の原因ではなかった旨を、聴聞パネルが納得できる程度に証明する責任をJADA が負うことになる。]

- 3.2.3 その他の何らかの*国際基準*、又は*世界規程*若しくは本規程に定める他のアンチ・ドーピング規則若しくは規範からの乖離があっても、*違反が疑われる分析報告*、又はその他のアンチ・ドーピング規則違反が当該乖離を原因とするものではない場合には、これらの証拠若しくは結果等は無効にはならないものとする。
 - 競技者又はその他の人が、違反が疑われる分析報告に基づくアンチ・ドーピング規則違反その他アンチ・ドーピング規則違反の合理的な原因となりうるその他の何らかの国際基準又は他のアンチ・ドーピング規則若しくは規範からの乖離を証明した場合には、JADAは、当該乖離が、違反が疑われる分析報告の原因となるものではないこと、又はアンチ・ドーピング規則違反の根拠となった事実の基礎をもたらしたものではないことを証明する責任を負うものとする。
- 3.2.4 管轄権を有する裁判所又は職務上の懲戒の裁決機関により下され、それについて不服申立てがなされていない決定によって証明された事実については、その事実に関する決定の名宛人である競技者又はその他の人において、当該決定が自然的正義の原則に反するものであることを証明しない限り、その競技者又はその他の人にとって反証できない証拠となる。
- 3.2.5 聴聞会までに合理的な時間的余裕を与えた上での要請の後に、 (直接又は聴聞パネルの指示に基づき電話により)聴聞会に出頭 し、かつ、聴聞パネル又は JADA からの質問に対して回答するこ とについて、競技者又はその他の人がこれを拒絶した場合には、 聴聞パネルは、アンチ・ドーピング規則違反の聴聞会において、 その事実を根拠として、アンチ・ドーピング規則に違反した旨を 主張された競技者又はその他の人に対して不利益となる推定を 行うことができる。

4 第4条 禁止表

4.1 禁止表の組み込み

4.1.1 本規程は、*世界規程*第 4.1 項に規定されているとおり、*WADA* により公表され、改定される*禁止表*を組み込んでいる。

[第4.1 項の解説:現行の禁止表は、WADA のホームページ (www.wada-ama.org) より入手可能である。]

4.2 *禁止表*において特定される*禁止物質*及び*禁止方法*

4.2.1 禁止物質及び禁止方法

禁止表及び/又は改定において別段の定めがない限り、禁止表及びその改定は、WADAにより公表された3ヶ月後に、JADAによる特別の行為を要さずに、本規程のもとで有効となる。競技者及びその他の人は、禁止表及びその改定事項の効力発生日以降、更なる形式要件を要することなく、禁止表及びその改定事項に拘束されるものとする。競技者及びその他の人全員は、最新版の禁止表及びそのすべての改定事項を認識しておくことについて責任を負う。

4.2.2 特定物質

第10条の適用にあたり、すべての*禁止物質*は、蛋白同化薬及び ホルモンの各分類、並びに*禁止表*に明示された興奮薬、ホルモ ン拮抗薬及び調節薬を除き、「*特定物質*」とされるものとする。 「*特定物質*」の分類は、*禁止方法*を含まないものとする。

[第4.2.2 項の解説: 第4.2.2 項において特定される特定物質は、いかなる意味においても、 その他のドーピング物質と比べ重要性が低い、又は危険性が低いと判断されるべきではない。むしろ、これらの物質は、単に、競技力向上以外の目的のために競技者により摂取される可能性が高いというに過ぎないものである。]

4.3 *禁止表の WADA* による判断

禁止表に掲げられる禁止物質及び禁止方法、禁止表の区分への物質の分類、並びに常に若しくは競技会(時)のみにおいて禁止される物質の分類に関する WADA の判断は終局的なものであり、当該物質及び方法が隠蔽薬ではないこと、又は競技力向上効果がなく、健康被害を及ぼさず、若しくはスポーツの精神に反するおそれがないことを根拠に競技者又はその他の人が異議を唱えることはできないものとする。

4.4 治療使用特例 (TUE)

- 4.4.1 禁止物質若しくはその代謝物、マーカーの存在、及び/又は禁止物質若しくは禁止方法の使用、使用の企て、保有若しくは投与、投与の企では、「治療使用特例に関する国際基準」に基づき付与された TUE の条項に適合する場合には、アンチ・ドーピング規則違反とは判断されないものとする。
- 4.4.2 JADA のウェブサイトに掲示された通知により別途 JADA が特定

する場合を除き、治療目的のために禁止物質又は禁止方法を使用する必要のある国内レベルの競技者は、必要性が生じてからすぐに、かつあらゆる場合(但し、緊急事態、例外的事態又は「治療使用特例に関する国際基準」第4.3項が適用される場合を除く。)において、当該競技者の次回の競技会の少なくとも30目前に、JADAのウェブサイトに掲示された書式を用いて、JADAにTUEの申請を行うべきである。JADAは、TUEの付与又は承認の申請を検討するためのパネル(以下「TUE委員会」という。)を任命するものとする。TUE委員会は、「治療使用特例に関する国際基準」の関連規定に従い、申請を速やかに査定し決定を下すものとする。

本規程第4.4.6 項に従うことを条件として、その決定はJADAの終局的な決定とするものとし、「治療使用特例に関する国際基準」に従い、ADAMSを通して、WADAその他関連アンチ・ドーピング機関に報告されるものとする。

[第4.4.2 項の解説:「治療使用特例に関する国際基準」第5.1 項に従い、JADA は、JADA は、JADA の検査配分計画において JADA により優先的に扱われていない競技における国内レベルの競技者による TUE の事前申請を検討することを差し控えることができる。但し、その場合には、JADA は、後日検査を受けた競技者につき、遡及的 TUE の申請を行うことを認めるものとする。

TUE 申請を支持するために虚偽又は誤解を招く不完全な情報を提出した場合(当該TUE につき、他のアンチ・ドーピング機関に対する従前の申請が不成功に終わったことを通知しなかったことを含むが、これに限らない。)には、第2.5 項に基づく不当な改変又は不当な改変の企ての請求がなされる可能性がある。

競技者は、TUE の付与若しくは承認の申請(又はTUE の更新の申請)が認められることを 当然と考えるべきではない。申請が認められる前の禁止物質又は禁止方法の使用、保有又 は投与は、競技者が完全にリスクを負う。]

> 4.4.3 JADA が、国際レベルの競技者又は国内レベルの競技者ではない 競技者を検査しようとする場合には、JADA は、当該競技者について、当該競技者が治療目的で使用している禁止物質又は禁止方 法について遡及的 TUE を申請することを認めるものとする。

[第4.4.3 項の解説:「治療使用特例に関する国際基準」はまた、国内アンチ・ドーピング機関が、特定の分類の国内レベルの競技者について、事前 TUE を付与することを制限する

ことを認めている。国内アンチ・ドーピング機関が、国内アンチ・ドーピング機関が TUE の事前申請を認めない国内レベルの競技者から検体を採取しようとする場合には、当該国内アンチ・ドーピング機関は、(必要あれば)当該競技者につき遡及的 TUE を申請することを認めなければならない。]

- 4.4.4 *JADA* の付与した *TUE* は*国内レベル*においてのみ有効であり、 *国際レベルの競技会*について自動的には有効ではない。*国際レベルの競技者*である*競技者*又は*国際レベルの競技者*になる*競技者*は、以下の事項を行うべきである。
 - 4.4.4.1 *競技者*が、対象となる物質又は方法につき、*JADA* によ り既に TUE を付与されている場合には、「治療使用特 例に関する国際基準」第7条に従い、当該 TUE の承認 を求めて自己の国際競技連盟に申請を行うことができ る。当該 TUE が「治療使用特例に関する国際基準」に 定められている基準を満たすときには、国際競技連盟は、 国際的な*競技会*のためにもこれを認めなければならな い。当該国際競技連盟が、JADA の付与した TUE がこ れらの基準を満たさないと判断し、これを承認しない場 合には、国際競技連盟は、当該競技者及び JADA に速や かにその旨を理由とともに通知しなければならない。当 該*競技者*及び JADA は当該通知から 21 日以内に、当該 案件について審査してもらうために WADA に回付する ことができる。第4.4.6項に従いこの案件が審査のため に WADA に回付された場合には、JADA が付与した TUE は、WADA による決定が下されるまでは、国内の競技 *会 (時)* 及び*競技会外の検査*において引き続き有効とな る(但し、*国際レベルの競技会*においては無効となる)。 この案件が審査のために WADA に回付されなかった場 合には、21 日間の審査期限の経過とともに TUE はいか なる目的についても無効となる。

[第4.4.4.1 項の解説:「治療使用特例に関する国際基準」第5.6 項及び第7.1 項(a)に従い、 国際競技連盟は、国内アンチ・ドーピング機関の行った TUE 決定(又は、特定の物質若し くは方法に関するもの等、当該決定の類型)を自動的に承認する旨の通知を、そのウェブ サイトに公表することができる。競技者の TUE が、自動的に承認される TUE の類型に該当 する場合には、当該競技者は当該 TUE の承認を求めて自己の国際競技連盟に申請を行うこ とを要しない。 JADA は、「治療使用特例に関する国際基準」の要件に従って、競技者がJADA の付与した TUE を承認のために国内競技連盟又は主要競技大会機関に提出する時期を決定する上で、 競技者を助け、承認過程において当該競技者を指導し、支援する。

国際競技連盟が、「治療使用特例に関する国際基準」における基準が充足されていることを証明するために必要な医療情報又はその他の情報が欠如していることのみを理由として、国内アンチ・ドーピング機関の付与したTUEを承認しない場合には、当該案件をWADAに回付するべきではない。代わりに、TUE申請のために必要な書類が整えられた上で、国際競技連盟に再提出されるべきである。

4.4.4.2 *競技者*が、対象となる物質又は方法につき、*JADA* より まだ TUE を付与されていない場合には、当該 競技者は、 「治療使用特例に関する国際基準」に定める過程に従い、 その国際競技連盟に TUE を直接申請しなければならな い。当該国際競技連盟が競技者の申請を承認する場合に は、当該国際競技連盟は、当該*競技者*及び JADA に通知 するものとする。JADAが、国際競技連盟により付与さ れた TUE が「治療使用特例に関する国際基準」に定め られた基準を充足しないと考える場合には、当該通知か ら21日以内に、この案件について審査してもらうため に WADA に回付することができる。JADA がこの案件を 審査のために WADA に回付した場合には、国際競技連 盟が付与した TUE は、WADA による決定が下されるま では、国際レベルの競技会及び競技会外の検査において 引き続き有効となる(但し、国内レベルの*競技会*におい ては無効となる)。JADA がこの案件を審査のために WADA に回付しなかった場合には、国際競技連盟の付与 した TUE は、21 日間の審査期限の経過とともに国内レ ベルの競技会について有効となる。

[第4.4.4.2 項の解説:国際競技連盟及び JADA は、JADA が国際競技連盟に代わって TUE 申請を検討することができる旨を合意することができる。]

- 4.4.5 TUE の終了、解除、撤回又は取消し
 - 4.4.5.1 本規程に従い付与された *TUE* は、(a) 更なる通知その他 形式要件を要することなく、付与された期間の末日にお

いて自動的に終了するものとし、(b)TUE の付与にあたり TUE 委員会が賦課した要件又は条件を競技者が速やかに遵守しない場合には、解除されることができ、(c)TUE を付与する基準を事実上充足しない旨後日判断された場合には、TUE 委員会はこれを撤回することができ、又は(d)WADA による審査若しくは不服申立てにあたり、取り消されることができる。

- 4.4.5.2 かかる場合には、*競技者*は、*TUE* の終了、解除、撤回 又は取消しの効力発生日に先立つ、*TUE* に従った、対象となる*禁止物質*又は*禁止方法*の使用、*保有*又は*投与*に基づく措置の対象とはならないものとする。後日の*違反が疑われる分析報告*の第7.2項に基づく審査は、当該報告が、当該日付に先立つ*禁止物質*又は*禁止方法*の使用に合致するか否かの検討も含むものとし、合致する場合には、アンチ・ドーピング規則違反の主張はなされない。
- 4.4.6 TUE 決定の審査及び不服申立て
 - 4.4.6.1 JADA が TUE の申請を却下した場合には、競技者は日本スポーツ仲裁機構の適用規則に従い、第13.2.2 項及び第13.2.3 項において記載されるとおり、日本スポーツ仲裁機構にのみ不服申立てを提起することができる。
 - 4.4.6.2 WADA は、競技者又は JADA が WADA に回付した、JADA が付与した TUE を承認しない旨の国際競技連盟による決定を審査するものとする。また、WADA は、JADA が WADA に回付した、TUE を付与する旨の国際競技連盟による決定を審査するものとする。WADA は、影響を受ける者による要請又は自らの主導により、他の TUE 決定をいつでも審査することができる。審査を受けている TUE 決定が「治療使用特例に関する国際基準」の定める基準を充足する場合には、WADA はこれに干渉しない。TUE 決定が当該基準を充足しない場合には、WADA はこれを取り消す。
 - 4.4.6.3 国際競技連盟(又は JADA が国際競技連盟に代わって申請を検討する旨を合意した場合には、JADA)による TUE 決定のうち、WADA が審査していないもの、又は WADA が審査したが取り消さなかったものは、第13条に従い、競技者及び/又は JADA がこれを CAS にのみ不服申立

てを提起することができる。

[第4.4.6.3 項の解説:かかる場合には、不服申立ての対象となっている決定は、国際競技連盟のTUE 決定であって、TUE 決定を審査しない旨のWADA の決定又は(TUE を審査した上で)TUE 決定を取り消さない旨のWADA の決定ではない。但し、TUE 決定の不服申立期間は、WADA がその決定を通知した日から開始する。いずれにせよ、当該決定がWADAにより審査されたか否かを問わず、WADA は不服申立ての通知を受けるものとし、WADA が適切と判断する場合には、当該不服申立てに参加することができる。]

- 4.4.6.4 *TUE* 決定を取り消す旨の *WADA* による決定は、第 13 条に従い、影響を受ける*競技者、JADA* 及び/又は国際競技連盟によって、*CAS* のみに不服申立てを提起することができる。
- 4.4.6.5 *TUE* の付与/承認又は *TUE* 決定の審査を求める、適切に提出された申請に対して、合理的な期間内に所定の対応を行わなかった場合には、当該申請は却下されたものとする。

5 第5条 検査及びドーピング捜査

5.1 *検査*及びドーピング捜査の目的

*検査*及びドーピング捜査は、専らアンチ・ドーピングの目的でのみ行われるものとする。これらは、「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」及び当該*国際基準*を補充する *JADA* の特定の手順書に従って行われるものとする。

- 5.1.1 検査は、禁止物質又は禁止方法の存在/使用の世界規程による 厳格な禁止に対する、競技者の遵守(又は非遵守)に関する分析証拠を得るために行われるものとする。検査配分計画、検査、 検査後活動及び JADA の行うすべての関連活動は、「検査及び ドーピング捜査に関する国際基準」に従うものとする。JADA は、 「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」に従って行われる競技順位に基づく検査、事前通告なしの検査及び特定対象検 査の数を決定するものとする。「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」のすべての条項は、当該すべての検査につき自動的に適用されるものとする。
- 5.1.2 ドーピング捜査は以下のとおり行われる。

- 5.1.2.1 非定型報告及びアスリート・バイオロジカル・パスポート に基づく違反が疑われる報告に関連して、第 7.4 項及び第 7.5 項にそれぞれ従い、第 2.1 項及び/又は第 2.2 項に基づ きアンチ・ドーピング規則違反が発生したかを判定するた めにインテリジェンス又は証拠 (特に分析的証拠を含む) を収集する目的で行われる。
- 5.1.2.2 その他のアンチ・ドーピング規則違反となりうる事項に関連して、第7.6 項及び第7.7 項にそれぞれに従い、第2.2 項乃至第2.10 項のいずれかの条項に基づきアンチ・ドーピング規則違反が発生したかを判定するためにインテリジェンス又は証拠(特に非分析的証拠を含む)を収集する目的で行われる。
- 5.1.3 JADA は、効果的で、インテリジェンスを活用し、かつ相応である検査配分計画の策定について連絡し、特定対象検査を計画し、及び/又は潜在的アンチ・ドーピング規則違反に対するドーピング捜査の基礎を形成するために、あらゆる利用可能な情報源からアンチ・ドーピング・インテリジェンスを取得し、評価し、処理することができる。

5.2 *検査*を行う権限

- 5.2.1 *JADA* は、*世界規程*第 5.3 項に定める*競技大会*時の*検査*の管轄制限 に従い、上記第 1.3 項の範囲に該当するすべての*競技者*に対し、 *競技会(時)検査*権限及び*競技会外検査*権限を有するものとする。
- 5.2.2 *JADA* は、自己が*検査*権限を有する*競技者*(*資格停止*期間中の*競技者*を含む。)に対し、時間又は場所を問わず、*検体*を提供することを要請することができる。

[第5.2.2 項の解説:競技者が、午後11 時から午前6 時までの間に60 分間の検査時間枠を特定しない限り、又は、別途当該時間内に検査を受けることに同意しない限り、JADA は、当該競技者がドーピングを行った旨の重大かつ具体的な疑義を有する場合を除き、当該時間内に競技者を検査しない。JADA が当該時間内に検査を実施するにあたり十分な疑義を有していなかったのではないかという反論は、当該検査又は検査の企てに基づくアンチ・ドーピング規則違反に対する抗弁とはならないものとする。]

- 5.2.3 WADA は、世界規程の第 20.7.8 項に定めるとおり、競技会(時) 検査権限及び競技会外検査権限を有するものとする。
- 5.2.4 国際競技連盟又は主要競技大会機関が検査の一部を(直接又は国

内競技連盟を経由して)国内アンチ・ドーピング機関に委託し、 又は請け負わせる場合には、JADA は、追加の検体を採取し、若 しくは国内アンチ・ドーピング機関の費用負担において追加の種 類の分析を行うよう分析機関に指示を与えることができる。追加 の検体が採取され、又は、追加の種類の分析が行われた場合には、 国際競技連盟又は主要競技大会機関はその旨の通知を受けるもの とする。

5.2.5 本規程の対象である*競技者*に対し*検査*権限を有する別個のアンチ・ドーピング機関が当該*競技者*を検査した場合には、JADA及び当該*競技者*の国内競技連盟は第 15 条に従い当該*検査*を承認するものとし、(当該他のアンチ・ドーピング機関と合意し又は別途世界規程第7条に定める場合には)JADAは当該検査に関連して発生するアンチ・ドーピング規則違反につき、本規程に従い当該*競技者*に対して手続を提起することができる。

5.3 競技大会時の検査

- 5.3.1 世界規程第 5.3 項に定める場合を除き、単一の機関のみが、競技大会の期間の間に競技大会会場において検査を主導し、指示することにつき責任を負うべきである。日本において開催される国際競技大会では、検体の採取は、当該競技大会の所轄組織である国際競技連盟(その他当該競技大会の所轄組織である国際機関)により主導され、指示されるべきである。日本において開催される国内競技大会では、検体の採取は、JADAにより主導され、指示されるものとする。JADA(又は当該競技大会の所轄組織)の要請に基づき、競技大会の期間中における競技大会会場の外での検査は、JADA(又は該当所轄組織)と連携して行われるものとする。
- 5.3.2 検査権限を有するが、競技大会において検査を主導し、指示する 責任を負わないアンチ・ドーピング機関が、競技大会の期間中に 競技大会会場にて競技者の検査の実施を希望する場合には、当該 アンチ・ドーピング機関は当該検査を実施し、調整するための許 可を取得するため、まず JADA (又は当該競技大会の所轄組織) と協議するものとする。もしアンチ・ドーピング機関が、JADA (又は当該競技大会の所轄組織)からの回答に満足しない場合に は、当該アンチ・ドーピング機関は「検査及びドーピング捜査に 関する国際基準」に定める手続に従い、検査を実施し、調整する ための方法を決定することを許可するよう WADA に要請するこ

とができる。WADA は、当該検査の承認をするに先立ち、事前に JADA (又は当該競技大会の所轄組織)と協議し、連絡を行わなければならない。WADA による決定は終局的なものとし、これに対し不服を申し立てることはできないものとする。別途検査権限が付与された場合を除き、当該検査は競技会外の検査として扱われるものとする。当該検査の結果の管理は、別途当該競技大会の所轄組織の規則に定める場合を除き、当該検査を主導するアンチ・ドーピング機関が、これにつき責任を負うものとする。

5.3.3 *国内競技連盟*及び国内*競技大会*の主催委員会は、当該*競技大会*に おけるインディペンデント・オブサーバー・プログラムを承認し、 促進するものとする。

5.4 検査配分計画

「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」に従い、かつ同一の*競技者*に対して*検査*を実行する他のアンチ・ドーピング機関と連携して、JADA は、種目、競技者の分類、検査の類型、採取される*検体*の種類、及び*検体*分析の種類の間で適切に優先順位を付けた、効果的で、インテリジェンスを活用し、かつ相応の検査配分計画を策定し、実施するものとし、これらはすべて「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」の要件に適合するものとする。JADA は、WADA の要請に従い、現行の当該検査配分計画の写しを提供するものとする。

5.5 検査の連携

実行可能な場合には、検査は、検査に関する様々な取り組みを最大限に活用し、かつ、無駄な検査の重複が無いように、ADAMS その他 WADA の承認するシステムを通して調整されるものとする。

5.6 競技者の居場所情報

5.6.1 JADA は、「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」付属文書 1 に基づく居場所情報関連義務に従うことが求められる*競技者*についての*検査対象者登録リスト*を特定するものとする。*検査対象者登録リスト*に掲げられた各*競技者*は、「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」付属文書 1 に従い、以下の事項を行うものとする。(a)自らの居場所を四半期ごとに JADA に通知し、(b)当該情報を必要に応じて更新して、常に居場所情報が

- 正確かつ完全な状態となるようにし、(c)当該居場所において*検 査*に応じられるようにするものとする。
- JADA は、氏名又は明確に定義された具体的な基準のいずれかに 5.6.2 基づき*検査対象者登録リスト*に含まれる*競技者*を特定するリス トを ADAMS を通して利用可能な状態に置くものとする。JADA は、当該*競技者*の特定及びその居場所情報の収集につき、国際 競技連盟と連携するものとする。*競技者*が自己の国際競技連盟 の国際的な検査対象者登録リスト及び JADA の検査対象者登録 リストに含まれる場合には、JADA 及び国際競技連盟は、いずれ かが当該*競技者*の居場所情報提出を受諾するか、その間で合意 するものとし、いかなる場合においても*競技者*はそれらの一つ よりも多くに対し居場所情報提出を行うことを要さない。JADA は競技者をその検査対象者登録リストに含める基準を必要に応 じ検討し、更新するものとし、これらの基準に従い適切な形で その*検査対象者登録リスト*に含まれる*競技者*を随時改定するも のとする。*競技者*は*検査対象者登録リスト*に含まれ、及び当該 リストから除外されるのに先立ち、通知を受けるものとする。
- 5.6.3 第 2.4 項において、競技者が「検査及びドーピング捜査に関する 国際基準」の要件に従わなかったことは、居場所情報提出義務 違反又は検査未了を宣言するための「検査及びドーピング捜査 に関する国際基準」の定める条件が充足される場合には、(「検 査及びドーピング捜査に関する国際基準」において定義される とおり) 居場所情報提出義務違反又は検査未了とみなされるも のとする。
- 5.6.4 (a) 競技者が引退した旨 JADA に書面により通知し、又は(b) JADA が当該競技者が検査対象者登録リストに含まれるための基準をもはや充足しない旨を当該競技者に通知しない限り、かつ、その時点まで、JADA の検査対象者登録リストに含まれる競技者は「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」付属文書 1 の居場所情報関連義務に従う義務を負い続けるものとする。
- 5.6.5 *競技者*に関する居場所情報は、WADA 及び当該*競技者を検査*する権限を有する他のアンチ・ドーピング機関と(ADAMS を通して)共有され、常に厳格に機密として保持され、世界規程第 5.6 項に定める目的のみのために使用され、これらの目的のためにもはや不要となった場合には「プライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準」に従い破棄されるものとする。

5.7 引退した競技者の競技会への復帰

- 5.7.1 JADA の検査対象者登録リストに含まれ、JADA に引退の通知を付与した競技者は、競技に復帰する意図を JADA に書面により通知し、競技会に復帰する前に 6 ヶ月間に亘り検査を受けられるようにする(要請された場合には、「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」付属文書 1 の居場所情報関連義務に従うことを含む。)まで、国際競技大会又は国内競技大会における競技に復帰できない。WADA は、6ヶ月の書面通知ルールの厳格な適用が競技者に明白に不公平である場合には、JADA 及び競技者の国際競技連盟と協議の上、当該ルールに対する免責を付与することができる。かかる決定は、第 13 条に基づきこれに不服申立てを提起することができる。本第 5.7.1 項に違反して得られた競技結果は失効するものとする。
- 5.7.2 競技者が資格停止期間中に競技から引退する場合には、当該競技者は、JADA 及び自己の国際競技連盟に対し、競技に復帰する意図を少なくとも 6 ヶ月前までに書面により通知し(又は競技者が引退した日付において残る資格停止期間が 6 ヶ月を超える場合には、当該期間に相当する通知)、当該通知期間につき検査を受けられるようにする(要請された場合には、「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」付属文書 1 の居場所情報関連義務に従うことを含む。)まで、国際競技大会又は国内競技大会における競技に復帰しないものとする。
- 5.7.3 JADA の検査対象者登録リストに含まれず、JADA に引退の通知を行った競技者は、当該競技者が競技会に復帰する少なくとも6ヶ月前までにJADA 及び自己の国際競技連盟に通知を行い、競技会への現実の復帰前の期間の間に、予告無しでの競技会外の検査を受けられるようにする(要請された場合には、「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」付属文書1の居場所情報関連義務に従うことを含む。)場合を除き、競技に復帰できない。

6 第6条 *検体*の分析

*検体*は、次に掲げる原則に基づいて分析されるものとする。

6.1 認定分析機関及び承認分析機関の使用

第2.1 項において、*検体*は、WADA 認定分析機関、又は WADA により承認されたその他の分析機関によってのみ分析される。*検体*分析のために使用される WADA 認定分析機関又は WADA 承認分析機関の選択は、JADA のみが決定するものとする。

[第6.1 項の解説:第2.1 項に対する違反は、WADA 認定分析機関又はWADA によって承認された他の分析機関による検体の分析のみにより証明される。かかる条項以外の条項に対する違反については、その他の分析機関の分析結果であっても、その結果が信頼に足りる限り、その違反の証明に用いることができる。7

6.2 *検体*の分析の目的

6.2.1 検体の分析は、禁止表において特定されている禁止物質及び禁止方法の検出、並びに世界規程第4.5 項に記載される監視プログラムに従って WADA が定めるその他の物質の検出、競技者の尿、血液若しくはその他の基質に含まれる関係するパラメータについて、DNA 検査及びゲノム解析を含む検査実施の支援、又はその他正当なアンチ・ドーピング上の目的のために行われるものとする。検体は、将来の分析を行うために採取し、保管することができる。

[第6.2 項の解説: 例えば、関係する分析プロファイル情報は、特定対象検査を実施するため、若しくは、第2.2 項に基づくアンチ・ドーピング規則違反を裏づけるため、又はその双方のために使用されうる。]

6.2.2 *JADA* は、*世界規程*第 6.4 項及び「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」第 4.7 項に従い*検体*を分析するよう、分析機関に求めるものとする。

6.3 検体の研究

*競技者*から書面による同意を得ない限り、研究目的のために*検体*を使用することはできない。第 6.2 項に記載された以外の目的で*検体*を使用する際は、そこから特定の*競技者*にたどり着くことができないように、個人を特定する手段をすべて取り除かなければならない。

6.4 検体分析及び報告の基準

分析機関は、「分析機関に関する国際基準」に基づいて*検体*を分析し、 その結果を報告するものとする。効果的な*検査*を確保するために、*世界* 規程第5.4.1 項に引用されるテクニカルドキュメントは特定のスポーツ及び競技種目に適合するリスク評価に基づく*検体*分析項目を確立するものとし、分析機関は、以下の各項に定める場合を除き、これらの項目に適合する形で*検体*を分析するものとする。

- 6.4.1 *JADA* は、テクニカルドキュメントに記載された項目よりも広範 な項目を使用してその*検体*を分析するよう、分析機関に要請する ことができる。
- 6.4.2 *JADA* は、その*検査*配分計画に定めるとおり、その国又はスポーツにおける個別の事情を理由としてより簡易な分析が適切であると *WADA* により認められた場合に限り、テクニカルドキュメントに記載された項目よりも簡易な項目を使用してその*検体*を分析するよう、分析機関に要請することができる。
- 6.4.3 「分析機関に関する国際基準」に定められているとおり、分析機関は、独自の判断及び費用負担において、テクニカルドキュメントに記載された、又は、検査管轄機関により特定された検体分析項目には含まれていない禁止物質又は禁止方法を検出する目的で、検体を分析することができる。このような分析の結果は報告されるものとし、その他のすべての分析結果と同様の有効性及び結果を有するものとする。

[第6.4 項の解説:本項の目的は、検体分析項目に「インテリジェンスを活用した検査」の原則を拡充し、これにより最大限に効果的かつ効率的にドーピングを検出するためである。ドーピングとの戦いのためのリソースは限られており、検体分析項目を増やすことは、特定のスポーツ及び国において、分析されうる検体数を減らすことに繋がる可能性もある。]

6.5 *検体*の更なる分析

検体は、(a)いつでも WADA により、並びに/又は(b)A 検体及び B 検体双方の分析結果(若しくは B 検体の分析をする権利が放棄され若しくは分析が行われない場合においては、A 検体の結果)が第 2.1 項に基づくアンチ・ドーピング規則違反の主張の根拠として JADA から競技者に通知されるのに先立ち、いつでも JADA により、第 6.2 項に定める目的のために保管され、更なる分析の対象とされることができる。検体の更なる分析は、「分析機関に関する国際基準」並びに「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」の各要件に適合するものとする。

7 第7条 結果の管理

- 7.1 結果の管理を実施する責任
 - 7.1.1 *JADA* は、*世界規程*第7条の定める原則に従い、自己のアンチ・ドーピング管轄に服する*競技者*又はその他の人に関する結果の管理について責任を負うものとする。
 - 7.1.2 結果の管理に関する責任の所在を判断する上では、JADA が第 5.2.4 項に定める状況において追加的な*検体*を採取することを選択する 場合には、JADA が、*検体*採取を主導し、指示したアンチ・ドーピング機関であるとみなされるものとする。但し、JADA が単に JADA の費用負担において追加的な種類の分析を行うよう分析機関に指示するに過ぎない場合には、国際競技連盟又は主要競技大会機関が、 検体採取を主導し、指示したアンチ・ドーピング機関であるとみなされるものとする。
 - 7.1.3 JADA は、委員長及びアンチ・ドーピングの経験を有する他 2 名の者により構成されるドーピング審査委員会を任命することができる。任命時に JADA が別途判断する場合を除き、各委員は 4 年間の任期を有するものとする。JADA がドーピング審査委員会に潜在的な違反を回付した場合には、ドーピング審査委員会の委員長は、本項が規定する審査を行うために一名以上の委員(委員長を含みうる。)を任命するものとする。
- 7.2 *JADA* の主導する*検査*に基づく*違反が疑われる分析報告*の審査 *JADA* の主導する*検査*の結果に関する結果の管理は以下のとおり進められるものとする。
 - 7.2.1 すべての分析の結果は、分析機関の正当な代表者の署名した報告において、暗号化された様式により、*JADA* に送付されなければならない。 すべてのコミュニケーションは機密保持の上、*ADAMS* に従って行われなければならない。
 - 7.2.2 JADA は、違反が疑われる分析報告を受領するにあたり、(a)適用のある TUE が、「治療使用特例に関する国際基準」に定めるとおり既に付与され、若しくは付与される予定であるか否か、又は(b)違反が疑われる分析報告の原因となる「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」若しくは「分析機関に関する国際基準」からの明らかな乖離が存在するか否かを判断するために、審査を行うものとする。
 - 7.2.3 第 7.2.2 項に基づく*違反が疑われる分析報告*の審査により、適用のある

TUE、又は当該違反が疑われる分析報告の原因となった「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」若しくは「分析機関に関する国際基準」からの乖離が見つかった場合には、検査全体が陰性とみなされ、競技者の国際競技連盟、競技者の国内競技連盟及び WADA はその旨連絡を受けるものとする。

7.3 違反が疑われる分析報告に関する審査を行った後の通知

- 7.3.1 第7.2項に基づき*違反が疑われる分析報告*に関する審査を行った結果、適用のある TUE の存在若しくは「治療使用特例に関する国際基準」に定められた TUE の資格、又は*違反が疑われる分析報告*の原因となる「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」若しくは「分析機関に関する国際基準」からの乖離も確認されない場合、JADA は、第14.1.1項に定められた方法により、*競技者*に対して速やかに、かつ*競技者*の国際競技連盟、*競技者*の国内競技連盟及び WADA に対して同時に、次に掲げる事項を通知しなければならない。
 - (a) 違反が疑われる分析報告、
 - (b) 違反が問われたアンチ・ドーピング規則の内容、
 - (c) *競技者*は、B *検体*の分析を速やかに要求できる権利を有しており、指定された期限までに当該要求を行わなかった場合には、B *検体*の分析を要求する権利を放棄したとみなされること、
 - (d) *競技者*又は JADA が B *検体*の分析を要求した場合に B *検体*の分析が行われる日時及び場所、
 - (e) *競技者*又は*競技者*の代理人は、「分析機関に関する国際基準」 において規定された期間内に行われる当該 B *検体*の開封と分析 に立ち会う機会を有すること、並びに、
 - (f) *競技者*は、「分析機関に関する国際基準」により要請される情報を含む、A *検体*及び B *検体*の分析機関書類一式の写しを要求する権利を有すること。

JADA が、違反が疑われる分析報告をアンチ・ドーピング規則違反として扱わないことを決定した場合には、JADA は競技者、競技者の国際競技連盟、競技者の国内競技連盟及び WADA にその旨を通知するものとする。

7.3.2 *競技者*又は *JADA* が要請した場合には、「分析機関に関する国際基準」に従い B *検体*を分析する取り決めを行うものとする。*競技者*は、B *検体*の分析に関する要件を放棄することにより、A *検体*の分析結果を受諾することができる。上記にかかわらず、*JADA* は B *検体*の分析を進

- めることを選択することができる。
- 7.3.3 *競技者*及び/又はその代理人は、B *検体*の分析の場に立ち会うことが 認められる。また、*JADA* の代理人もその場に立ち会うことが認めら れる。
- 7.3.4 B *検体*の分析により A *検体*の分析が追認されなかった場合には、 (*JADA* が当該時間を第 2.2 項に基づくアンチ・ドーピング規則違反として扱わない限り) *検査*全体が陰性とみなされ、*競技者、競技者*の国際競技連盟、*競技者の国内競技連盟*及び *WADA* はその旨の通知を受けるものとする。
- 7.3.5 **B** *検体*の分析により **A** *検体*の分析が追認された場合には、*競技者、競技者*の国際競技連盟、*競技者*の*国内競技連盟*及び *WADA* に報告が行われるものとする。

7.4 非定型報告の審査

- 7.4.1 「分析機関に関する国際基準」に規定されているように、ある状況下においては、分析機関は、内生的にも生成されうる*禁止物質の存在を、非定型報告、*すなわち、更なるドーピング捜査の対象となる報告として、報告するように指示されることがある。
- 7.4.2 *非定型報告*を受け取った場合には、*JADA* は、(a) 適用のある *TUE* が付与されているか否か、若しくは「治療使用特例に関する国際 基準」に定めるとおり付与されるのか否か、又は、(b) *非定型報告*の原因となる「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」若しくは「分析機関に関する国際基準」からの明らかな乖離が存在 するか否かを確認するための審査を実施するものとする。
- 7.4.3 仮に、第 7.4.2 項に基づく非定型報告の審査を行った結果、適用のある TUE の存在又は非定型報告の原因となる「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」若しくは「分析機関に関する国際基準」からの乖離が確認された場合には、検査全体が陰性とみなされ、競技者の国際競技連盟、競技者の国内競技連盟及び WADA はその旨連絡を受けるものとする。
- 7.4.4 仮に、審査を行った結果、適用のある TUE の存在又は非定型報告 の原因となる「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」若しくは「分析機関に関する国際基準」からの乖離も確認されない場合、JADA は、所要のドーピング捜査を実施し、又はドーピング 捜査が実施されるようにしなければならない。当該ドーピング捜査が完了した後、非定型報告は第7.3.1 項に従い違反が疑われる分

析報告として扱われ、又は、当該非定型報告が違反の疑われる分析報告として扱われない旨の通知を競技者、競技者の国際競技連盟、競技者の国内競技連盟及び WADA が受けるものとする。

- 7.4.5 *JADA* は、ドーピング捜査を完了し、かつ、*非定型報告*を、*違反が疑われる分析報告*として提出するかを決定するまでは、次に掲げるいずれかの事情が存在する場合を除き、*非定型報告*に関する通知を行わない。
 - 7.4.5.1 *JADA* が第 7.4 項に基づくドーピング捜査の結果を出す前に B 検体の分析を実施すべきであると決定した場合には、*JADA* は、*非定型報告*や第 7.3 項(d)乃至(f)に記載された情報に関する記述を含む通知を*競技者*に行った後で B 検体の分析を実施することができる。
 - 7.4.5.2 JADA が、(a)国際競技大会の直前に主要競技大会機関、 又は、(b)国際競技大会のチームメンバーの選定の期限の 間際にあるスポーツ団体から、主要競技大会機関又はスポーツ団体により提出されたリストに掲載された競技 者に未解決の非定型報告があるか否かの開示を求められた場合には、JADA は当該競技者に対して非定型報告 に関する通知を行った後に、当該主要競技大会機関又はスポーツ団体に対してその旨を通知するものとする。
- 7.5 アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告及びアスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告の審査 アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告の審査は、「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」並びに「分析機関に関する国際基準」の定めに従い行われる。JADA が、アンチ・ドーピング規則違反が発生したと認めた場合には、JADA は、違反されたアンチ・ドーピング規則及び違反とされる根拠について、競技者に速やかに(かつ競技者の国際競技連盟、競技者の国内競技連盟及び WADA に同時に)通知するものとする。

7.6 居場所情報関連義務違反の審査

JADA は、「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」の付属文書 1 に 従い、JADA に自己の居場所情報を提出する*競技者*につき、(「検査及び ドーピング捜査に関する国際基準」において定義されるところに従い)潜

在的な居場所情報提出義務違反及び検査未了を審査するものとする。JADA が、第2.4項のアンチ・ドーピング規則違反が発生したと認めた場合には、JADA は、自己が第2.4項の違反を主張している旨及び当該主張の根拠について、競技者に速やかに(かつ競技者の国際競技連盟、競技者の国内競技連盟及び WADA に同時に)通知するものとする。

7.7 第 7.2 項から第 7.6 項の規定の適用が及ばないその他の*アンチ・ドーピング 規則違反*の審査

JADA は、第7.2 項から第7.6 項の規定の適用が及ばないアンチ・ドーピング規則違反の可能性に関する追加のドーピング捜査を実施するものとする。
JADA は、アンチ・ドーピング規則違反が発生したと認めた場合には、違反の疑いがあるアンチ・ドーピング規則の内容及び違反の根拠について、競技者又はその他の人に速やかに(かつ競技者の国際競技連盟、競技者の国内競技連盟及び WADA に同時に)通知するものとする。

7.8 従前のアンチ・ドーピング規則違反の特定

JADA は、上記の定めのとおり、主張されたアンチ・ドーピング規則違反 を 競技者又はその他の人に通知するのに先立ち、従前のアンチ・ドーピング規則違反が存在するか否か判断するために、ADAMS を参照し、WADA その他の関連アンチ・ドーピング機関に連絡を取るものとする。

7.9 暫定的資格停止

7.9.1 強制的な暫定的資格停止

A 検体の分析の結果、特定物質ではない禁止物質、又は禁止方法 に関する違反が疑われる分析報告が発生し、第7.2.2 項に従って 行われた審査により、適用のある TUE 又は違反が疑われる分析 報告の原因となる「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」 若しくは「分析機関に関する国際基準」からの乖離が確認され なかった場合には、暫定的資格停止が、第7.2 項、第7.3 項又は 第7.5 項に記載する通知にあたり又は当該通知の後速やかに賦 課されるものとする。

7.9.2 任意の暫定的資格停止

特定物質に関する違反が疑われる分析報告の場合、又は第 7.9.1 項の適用が及ばないその他のアンチ・ドーピング規則違反の場合には、JADA は、第 7.2 項から第 7.7 項までに記載される審査及び通知の後いつでも、かつ第 8 条に記載される終局的な聴聞

会に先立ち、アンチ・ドーピング規則違反が主張される*競技者* 又はその他の人に対して*暫定的資格停止*を賦課することができ る。

- 7.9.3 第 7.9.1 項又は第 7.9.2 項に従い暫定的資格停止が賦課される場合には、競技者又はその他の人は、(a)暫定的資格停止の賦課に先立ち若しくは当該賦課の後合理的に実行可能な適時な時期のいずれかにおいて、暫定聴聞会の機会、又は(b)暫定的資格停止の賦課の後合理的に実行可能な適時な時期において、第 8 条に従った、緊急の終局的な聴聞会の機会のいずれかを付与されるものとする。更に、競技者又はその他の人は、第 13.2 項に従い、暫定的資格停止に対して不服申立てを提起する権利を有する(但し、7.9.3.1 項に定める場合を除く。)。
 - 7.9.3.1 *競技者*が、当該違反が*汚染製品*に関するものである可能性があることを聴聞パネルに対し立証した場合には、*暫定的資格停止*は取り消されうる。*汚染製品*に関する*競技者*の主張を理由として強制的な*暫定的資格停止*を取り消さない旨の聴聞パネルの決定に対しては、不服申立てを行うことはできないものとする。
 - 7.9.3.2 *競技者*又はその他の人が以下の事項を立証しない限り、 *暫定的資格停止*は賦課されない(又は解除されない)。 (a)アンチ・ドーピング規則違反の主張が、例えば*競技* 者若しくはその他の人に対する主張上の明白な欠陥に より、支持されると合理的に予測することができない こと、(b)*競技者*若しくはその他の人が主張されたアン チ・ドーピング規則違反につき 過誤又は過失がないこ とを強力に主張可能であり、そのため、そうでなけれ ば別途当該違反を理由として賦課されたであろう資格 *停止*期間が第 10.4 項の適用により完全に排除される可 能性が高いこと、又は(c)第8条に従い終局的な聴聞会 に先立ち*暫定的資格停止*を賦課することが、状況全体 を考慮すると、明らかに不公平となる他の事実が存在 すること。この根拠事由は狭く解釈され、真に例外的 な状況にのみ適用されるべきである。 例えば、 暫定的 資格停止により、競技者が特定の競技会又は競技大会 に参加することが妨げられたであろうという事実は、 上記との関係では例外的な状況としての適格性を有さ

ないものとする。

- 7.9.4 A 検体の違反が疑われる分析報告に基づき暫定的資格停止が 賦課されたが、それに続く B 検体の分析が A 検体の分析結果 を追認しない場合には、競技者は、第 2.1 項の違反を理由とし てそれ以上の暫定的資格停止は賦課されないものとする。競技 者(又は競技者のチーム)が第 2.1 項の違反により競技会の出 場資格を失ったが、続く B 検体の分析結果が A 検体の分析結 果を追認しないという状況において、その時点で当該競技会に その他の影響を与えることなく当該競技者又はチームが当該 競技会に出場することが可能な場合には、当該競技者又はチームは、当該競技会に出場できるものとする。更に、競技者又は チームは、その後同じ競技大会における他の競技会に出場する ことができる。
- 7.9.5 *競技者*又はその他の人がアンチ・ドーピング規則違反につき通知を受けたが、*暫定的資格停止*がかかる者に対して賦課されなかったすべての場合において、*競技者*又はその他の人は、当該案件の解決を待って、*暫定的資格停止*を任意に受諾する機会を与えられるものとする。

[第7.9 項の解説:競技者又はその他の人は、最終的に賦課された資格停止期間から、暫定的資格停止につき控除を受けるものとする。第10.11.3.1 項及び第10.11.3.2 項を参照すること。]

7.10 聴聞会のない解決

- 7.10.1 アンチ・ドーピング規則違反が主張された*競技者*又はその他の 人は、当該違反をいつでも自認し、聴聞会を放棄し、及び本規 程により義務付けられ又は (本規程に基づき*措置*につき裁量が 認められる場合には) *JADA* が申し入れる措置を受諾すること ができる。
- 7.10.2 前項の方法に代わり、アンチ・ドーピング規則違反が主張された 競技者又はその他の人が、当該違反を主張する JADA が送付した通知において指定された期限内に当該主張を争わなかった場合には、当該 競技者又はその他の人は、当該違反を自認し、聴聞会を放棄し、及び本規程により義務付けられ又は(本規程に基づき措置につき裁量が認められる場合には) JADA が申し入れる措置を受諾したものとみなされるものとする。
- 7.10.3 第 7.10.1 項又は第 7.10.2 項が適用される場合には、聴聞パネル

における聴聞は要請されないものとする。代わりに、JADAは当該アンチ・ドーピング規則違反行為が行われた旨及びその結果として賦課された措置を確認し、(該当する場合には)資格停止期間の最長期間が賦課されなかったことを正当化する理由を含む、賦課された資格停止期間についての完全な理由を記載した決定書を速やかに発行するものとする。JADAは、第13.2.3項に基づき不服申立てを行う権利を有する他のアンチ・ドーピング機関に当該決定の写しを送付するものとし、第14.3.2項に従い当該決定を一般開示するものとする。

7.11 結果の管理に関する決定の通知

JADA が、アンチ・ドーピング規則違反行為が行われた旨を主張し、アンチ・ドーピング規則違反の主張を撤回し、*暫定的資格停止*を賦課し、又は聴聞会の開催のない制裁の賦課につき*競技者*又はその他の人と合意するすべての場合において、JADA は、第 14.2.1 項に定めるとおり、第 13.2.3 項に基づき不服申立てを行う権利を有する他のアンチ・ドーピング機関に通知するものとする。

7.12 競技からの引退

JADA が結果の管理過程を進めている間に*競技者*又はその他の人が引退する場合には、JADA は、当該結果の管理過程を完了させる権限を*保有*し続ける。仮に、*競技者*又はその他の人が結果の管理過程の開始前に引退する場合であって、*競技者*又はその他の人がアンチ・ドーピング規則に違反した時点において JADA が当該*競技者*又はその他の人について結果管理権限を有していたであろうときには、JADA は結果の管理を実施する権限を有する。

[第7.12 項の解説: 競技者又はその他の人がアンチ・ドーピング機関の管轄に服する前に 行った行為は、アンチ・ドーピング規則違反を構成しないが、スポーツ団体のメンバーか ら除外する正当な根拠たりうる。]

8 第8条 規律手続

8.1 日本アンチ・ドーピング規律パネル委員の任命

8.1.1 JADA は、それぞれ 5 年以上の適格な経験を有する法律家である 1 名の委員長及び 2 名の副委員長、5 年以上の適格な経験を有す る3名の医師、並びに更なる3名の委員(現役のスポーツ関連団体の役職員若しくは*競技者*又は過去に当該役職員若しくは*競技者*であった者とする。)により構成される日本アンチ・ドーピング規律パネルの委員を任命するものとする。

すべての委員は、公正に、偏りなく、独立して聴聞が行える者 として任命される。

- 8.1.2 各委員の任期は4年とする。
- 8.1.3 委員が死亡又は退任した場合には、JADAは、独立した者を委員として任命し、その欠員を補充することができる。任命された当該委員の任期は、欠員の原因となった元の委員の任期の残期間とする。
- 8.1.4 *JADA* は、委員を再任命することができる。

8.2 日本アンチ・ドーピング規律パネルの権限

- 8.2.1 *日本アンチ・ドーピング規律パネル*は、本規程に従って、委ねられた案件及びこれに起因するすべての問題について聴聞を行い、判断を下す権限を有する。特に、本規程に従って課されるべきアンチ・ドーピング規則違反の*措置*を決定する権限を有する。
- 8.2.2 *日本アンチ・ドーピング規律パネル*は、常にすべての当事者に対して公正に、偏りなく振る舞うものとする。
- 8.2.3 *日本アンチ・ドーピング規律パネル*は、その機能を果たす上で必要とされ、またこれに付随するすべての権限を有する。
- 8.2.4 *日本アンチ・ドーピング規律パネル*による終局的な決定又はこれにより課されるアンチ・ドーピング規則違反の*措置*は、これが誤審によるものでない限り、いかなる理由(瑕疵、不備、不作為又は本規程で定めている手続からの逸脱を含む。)によっても、日本スポーツ仲裁機構若しくは CAS 以外の裁判所、仲裁人、審判機関又はその他の聴聞機関によって破棄され、変更され、又は無効とされることはないものとする。

8.3 日本アンチ・ドーピング規律パネルによる聴聞会

8.3.1 *JADA* が、アンチ・ドーピング規則違反を主張する*競技者*又はその他の人に通知を付与し、当該*競技者*又はその他の人が第7.10.1 項又は第7.10.2 項に従い聴聞会を放棄しない場合には、当該事案は*日本アンチ・ドーピング規律パネル*に委ねられ、*日本アン*

- チ・ドーピング規律パネルは、本規程に対する違反が発生した か否かを判断し、もし違反が発生したとすればいかなる措置が 課されるべきかを判断するものとする。
- 8.3.2 日本アンチ・ドーピング規律パネルの委員長は、個別事案につき 聴聞を行い、判断を下すために3名の委員を日本アンチ・ドーピング規律パネルの委員の中から任命する。当該3名の委員は、長として聴聞会の議事を進行させる者(すなわち、日本アンチ・ドーピング規律パネルの委員長又は副委員長)、1名の医師、及び1名のスポーツ関連団体の役職員又は競技者(過去に役職員若しくは競技者であった者も含む。)により構成される。聴聞会を実施する委員(本第8.3.2項の規定に従い構成される委員)から構成されるパネルを以下「聴聞パネル」という。
- 8.3.3 聴聞パネルの委員は、当該事案に従前の関与がなかった者である ものとする。各委員は、任命された際に、当該事案の当事者に対 して持つべき公平性に影響を及ぼす可能性がある事情を持つ場 合には、当該事情を委員長に開示するものとする。
- 8.3.4 *日本アンチ・ドーピング規律パネル*は、聴聞パネルの必要に応じて、当該聴聞パネルを支援させ又はこれに対し助言させるために専門家を任命する完全な裁量権を有する。
- 8.3.5 国際競技連盟、及び/又は*国内競技連盟*(当該聴聞手続の当事者でない場合)、*JOC*及び *JPC*(当該聴聞手続の当事者でない場合)、並びに *WADA*は、*日本アンチ・ドーピング規律パネル*の聴聞会にオブザーバーとして参加する権利を有する。*JADA*はいかなる場合にも、係争中の事案の状況及びすべての聴聞会の結果について、*WADA*に十分な情報提供をし続けるものとする。
- 8.3.6 本条の規定に従って開催される聴聞会は、迅速に実施され、完了されるべきであり、全事案について、第7条(結果の管理)に定められている結果の管理の手続の完了時から3ヶ月以内に終結されるものとする。但し、例外的な事情がある場合(第10.6項の適用を正当化しうる状況がある場合を含む。)はこの限りではない。
- 8.3.7 当事者間において別途合意された場合又は別途合理的な理由が ある場合を除き、*日本アンチ・ドーピング規律パネル*は、
 - 8.3.7.1 *JADA* によるアンチ・ドーピング規則違反の主張の通知日(以下、8.3.7 項において単に「通知日」という。)から 14 日営業日以内に聴聞会を開始し、

- 8.3.7.2 通知日から 20 営業日以内に書面による決定を発表し、
- 8.3.7.3 通知日から 30 営業日以内に当該決定の理由を書面により発表する。
- 8.3.8 *競技大会*に関して開催される聴聞会のうち本規程の対象となる ものは、聴聞パネルが許可する場合には、迅速な手続の方式で開 催することができる。

[第8.3.8 項の解説:例えば、アンチ・ドーピング規則違反の問題が解決されなければ競技者の競技大会参加資格を判断できない場合には、主要競技大会の前日に緊急聴聞会が開催される可能性がある。また、事案の判断内容によって競技大会における結果の有効性や継続参加資格が左右される場合、競技大会開催期間中に緊急聴聞会が開催される可能性がある。]

8.4 日本アンチ・ドーピング規律パネルの手続

- 8.4.1 *日本アンチ・ドーピング規律パネル*及び聴聞パネルは、本規程に 従って必要な手続を定める権限を有するものとする。
- 8.4.2 *日本アンチ・ドーピング規律パネル*の聴聞会は、*JADA* 及び当該 取り扱われている事案の当事者である人が公開で行われること に合意しない限り、非公開で実施されるものとする。
- 8.4.3 *JADA* は、*日本アンチ・ドーピング規律パネル*の聴聞パネルの前で、当事者である人に対する事案について主張を行うものとし、 *JADA* が要請した場合には、当該人の*国内競技連盟*は、*JADA* を 支援するものとする。
- 8.4.4 当該取り扱われている事案の当事者である人は、主張されたアンチ・ドーピング規則違反及びその*措置*に関して意見を述べる権利を有する。
- 8.4.5 通知受領後に当事者又はその代理人が聴聞会に参加しなかった 場合には、当該当事者又はその代理人は、聴聞会に参加する権利 を放棄したとみなされる。合理的理由がある場合には、当該権利 は復活させることができる。
- 8.4.6 各当事者は、自己の費用負担において聴聞会に代理人を立てる権利を有するものとする。
- 8.4.7 各当事者は、聴聞パネルが必要と認める場合には、通訳を入れる 権利を有するものとする。聴聞パネルは、通訳者の身元を確認し、 その費用の負担につき判断するものとする。
- 8.4.8 聴聞手続の各当事者は、証人を召喚し尋問する権利を含め、証拠 を提示する権利を有する(電話による証言、又はファクシミリ、

電子メール若しくはその他の手段により送付された陳述書若しくは意見提示を承認するか否かは、聴聞パネルの自由裁量による。)。

- 8.4.9 アンチ・ドーピング規則違反に関する事実は、自認を含む信頼性 のある手段により証明されることができる。聴聞パネルは、伝聞 証拠を含む適切と考えられる証拠を受理することができ、自由心 証により証拠を評価する権利を有する。
- 8.4.10 聴聞パネルは、聴聞会を延会又は休会とすることができる。
- 8.4.11 聴聞パネルは、聴聞手続の当事者の要求により、又は自己の発意に基づいて、聴聞手続の一又は二以上の当事者に対して、聴聞会開催前に、召喚予定の証人を含む、当該当事者が聴聞会で提示する予定の、当該事案の更なる詳細を、聴聞パネル及び/又は他当事者に対して提示することを要求することができ、当該要求を受けた当事者は、当該指示に従うものとする。
- 8.4.12 当事者である人が聴聞パネルの要請又は指示に従わなかったとしても、聴聞パネルによる聴聞会進行が妨げられることはないものとする。当該指示等に従わなかったという事情は、聴聞パネルが決定を下す上での判断材料とすることができる。
- 8.4.13 聴聞会の内容は記録することができ、*JADA* は聴聞会のすべての 記録を所持し保存する。

8.5 日本アンチ・ドーピング規律パネルの決定

- 8.5.1 聴聞パネル決定の審議は、非公開で行われるものとする。
- 8.5.2 理由書においては、少数意見又は反対意見についても言及される ものとする。 聴聞パネルの決定は多数決によるものとする。
- 8.5.3 聴聞パネルの決定は文書化され、日付及び聴聞パネルを主宰した 委員長又は副委員長による署名が付されるものとする。聴聞会を 迅速に完了させるため、第 8.3.7 項に概略が掲げられている日程 に従い、聴聞パネルの決定は理由書の提示に先立って言い渡すことができる。但し、当該決定において、(該当する場合には) 最も厳しい潜在的な措置が賦課されなかったことを正当化する理由について、説明するものとする。
- 8.5.4 聴聞パネルの決定は、当該手続の当事者、WADA、関係する国際 競技連盟、JSC (及び当該手続の当事者でない場合は JOC、JPC 及び国内競技連盟) に対し、聴聞会終了の後に可及的速やかに通 知される。

8.5.5 日本アンチ・ドーピング規律パネルの決定に対しては、第13条において定めるとおり、不服申立てを行うことができる。当該決定に対する不服申立てが行われなかった場合には、(a)当該決定がアンチ・ドーピング規則違反が行われた旨判断するものである場合には、当該決定は第14.3.2項において定めるとおり一般開示されるものとするが、(b)当該決定がアンチ・ドーピング規則違反が行われなかった旨判断するものである場合には、当該決定は、当該決定の対象である競技者又はその他の人の同意がある場合に限り一般開示されるものとする。JADAは当該同意を取得するために合理的な努力を払うものとし、同意が取得できた場合には、当該決定の全文を一般開示するものとし、又は当該競技者若しくはその他の人が承認する編集された様式で一般開示するものとする。18 歳未満の者に関連する事案には、第14.3.6 項に規定される原則が適用されるものとする。

8.6 *CAS* における 1 回限りの聴聞会

国際レベルの競技者又は国内レベルの競技者に対してアンチ・ドーピング規則違反が主張される事案は、競技者、JADA、WADA、その他第一審の聴聞会決定につき CAS に不服申立てを提起する権利を有するアンチ・ドーピング機関の同意をもって、直接 CAS において聴聞の対象とすることができ、その場合にはこれに先立つ聴聞会を要する旨の要件は賦課されない。

[第8.6 項の解説:本条において特定される全当事者が、自己の利益が1回限りの聴聞会で適切に保護される旨納得する場合には、2回の聴聞会の追加費用を負担する必要性はない。当事者又はオブザーバーとしてCASの聴聞に参加することを希望するアンチ・ドーピング機関は、1回限りの聴聞会を、当該利益が保護されることを条件として承認することができる。7

9 第9条 個人の成績の自動的失効

個人スポーツにおける 競技会 (時) 検査に関してアンチ・ドーピング規則違反があった場合には、当該 競技会において得られた個人の成績は、自動的に失効し、その結果として、当該 競技会において獲得されたメダル、得点、及び褒賞の剥奪を含む措置が課される。

[第9条の解説:チームスポーツについては、個人の選手が受領した賞は失効する。但し、

チームの失効は第11 条に定めるとおりとする。チームスポーツではないがチームに対して 賞が与えられるスポーツにおいては、一人又は二人以上のチームメンバーがアンチ・ドー ピング規則に違反した際におけるチームに対する失効又はその他の制裁措置は、国際競技 連盟の適用される規則に従って課されることになる。]

10 第10条 個人に対する制裁措置

10.1 アンチ・ドーピング規則違反が発生した*競技大会*における成績の失効 *競技大会*開催期間中又は*競技大会*に関連してアンチ・ドーピング規則違 反が発生した場合、当該*競技大会*の所轄組織である組織の決定により、 当該*競技大会*において得られた個人の成績は失効し、当該*競技大会*において獲得されたメダル、得点、及び褒賞の剥奪を含む*措置*が課される。 但し、第 10.1.1 項に定める場合は、この限りではない。

*競技大会*における他の結果を*失効*させるか否かを検討する際の要素としては、例えば、*競技者*によるアンチ・ドーピング規則違反の重大性の程度や、他の*競技会*において*競技者*に陰性の*検査*結果が出たか否かなどが挙げられる。

[第10.1 項の解説:第9条によって、競技者に陽性検査結果が出た競技会(例、100メートル背泳ぎ)においては、その結果が失効するが、本項により、競技大会(例、FINAの世界選手権大会)の開催期間中に実施された全レースの結果がすべて失効する可能性がある。]

- 10.1.1 *競技者*が当該違反に関して自己に「*過誤又は過失がないこと*」を 証明した場合には、アンチ・ドーピング規則違反が発生した*競技* 会以外の*競技会*における*競技者*の個人の成績は*失効*しないもの とする。但し、アンチ・ドーピング規則違反が発生した*競技会*以 外の*競技会*における当該*競技者*の成績が、当該違反による影響を 受けていると考えられる場合は、この限りではない。
- 10.2 *禁止物質*及び*禁止方法*の存在、*使用*若しくは*使用の企て*、又は、*保有*に 関する*資格停止*

第 2.1 項、第 2.2 項又は第 2.6 項の違反による*資格停止*期間は、第 10.4 項、 第 10.5 項又は第 10.6 項に基づく短縮又は猶予の可能性を条件として、以 下のとおりとする。

10.2.1 *資格停止*期間は、次に掲げる場合には4年間とする。 10.2.1.1 アンチ・ドーピング規則違反が*特定物質*に関連しない場合。但し、*競技者*又はその他の人が、当該アンチ・ドー ピング規則違反が意図的ではなかった旨を立証できた場合を除く。

- 10.2.1.2 アンチ・ドーピング規則違反が*特定物質*に関連し、*JADA* が、当該アンチ・ドーピング規則違反が意図的であった 旨立証できた場合。
- 10.2.2 第 10.2.1 項が適用されない場合には、*資格停止*期間は 2 年間とする。
- 10.2.3 「意図的」という用語は、第10.2項及び第10.3項において用い られる場合には、ごまかす行為を行う*競技者*を指す。したがって、 当該用語は、*競技者*又はその他の人が、自らの行為がアンチ・ドー ピング規則違反を構成することを認識した上でその行為を行っ たか、又は、当該行為がアンチ・ドーピング規則違反を構成し若 しくはアンチ・ドーピング規則違反の結果に至りうる重大なリス クがあることを認識しつつ、当該リスクを明白に無視したことを 求めている。 競技会 (時) においてのみ禁止された物質について の違反が疑われる分析報告の結果としてのアンチ・ドーピング規 則違反は、当該物質が*特定物質*である場合であって、*競技者*が、 *禁止物質が競技会外で使用*された旨を立証できるときは、「意図 的」ではないものと推定されるものとする。 競技会 (時) におい てのみ禁止された物質による*違反が疑われる分析報告*の結果と してのアンチ・ドーピング規則違反は、当該物質が*特定物質*では ない場合であって、*競技者*が、*禁止物質*が競技力とは無関係に*競 技会外で使用*された旨立証できるときは、「意図的」であったと 判断してはならない。

10.3 その他のアンチ・ドーピング規則違反に関する資格停止

第 10.2 項に定められた以外のアンチ・ドーピング規則違反に関する*資格 停止*期間は、第 10.5 項又は第 10.6 項が適用される場合を除き、次のとおりとするものとする。

- 10.3.1 第 2.3 項又は第 2.5 項の違反の場合には、*資格停止*期間は 4 年間とする。但し、*競技者が検体*の採取に応じない場合に、(第 10.2.3 項で定義するところにより) アンチ・ドーピング規則違反が意図的に行われたものではない旨を立証できた場合はこの限りではなく、その場合には*資格停止期間*は 2 年間とするものとする。
- 10.3.2 第2.4項の違反の場合には、資格停止期間は2年間とするものとする。但し競技者の過誤の程度により最短1年間となるまで短縮

することができる。本項における2年間から1年間までの間での 資格停止期間の柔軟性は、直前の居場所情報変更パターン又はそ の他の行為により、競技者が検査の対象となることを避けようと していた旨の重大な疑義が生じる場合には、当該競技者にはこれ を適用しない。

10.3.3 第 2.7 項又は第 2.8 項の違反の場合には、資格停止期間は、違反の重大性の程度により、最短で 4 年間、最長で永久資格停止とするものとする。18 歳未満の者に関連する第 2.7 項又は第 2.8 項の違反は、特に重大な違反であると考えられ、サポートスタッフによる違反が特定物質に関する違反以外のものであった場合には、当該 サポートスタッフに対して永久資格停止が課されるものとする。さらに、第 2.7 項又は第 2.8 項の重大な違反がスポーツに関連しない法令違反にも及ぶ場合には、権限のある行政機関、専門機関又は司法機関に対して報告がなされるものとする。

[第 10.3.3 項の解説:ドーピングを行っている競技者に関与し、又はドーピングの隠蔽に関与した者には、陽性検査結果が出た競技者本人よりも、厳しい制裁措置が適用されるべきである。スポーツ団体の権限は、一般に、認定、加盟その他の競技上の恩典に関する資格の停止に限定されていることから、サポートスタッフを権限のある機関に告発することは、ドーピングを抑止するための重要な措置である。7

- 10.3.4 第 2.9 項の違反につき、賦課される*資格停止*期間は、違反の重大 性の程度により、最短 2 年、最長 4 年とするものとする。
- 10.3.5 第 2.10 項の違反につき、資格停止期間は 2 年間とするものとする。但し、競技者又はその他の人の過誤の程度及び当該事案のその他の事情により、最短 1 年間となるまで短縮することができる。

[第10.3.5 項の解説:第2.10 項に引用される「その他の人」が個人でなく団体である場合には、当該団体は第12条の定めに従い制裁の対象となりうる。7

10.4 過誤又は過失がない場合における資格停止期間の取消し

個別事案において、*競技者*が「*過誤又は過失がないこと*」を証明した場合には、その証明がなければ適用されたであろう*資格停止*期間は取り消されるものとする。

[第10.4 項の解説:本項及び第10.5.2 項は、制裁の賦課に対してのみ適用され、アンチ・ドーピング規則違反が発生したか否かの決定には適用されない。また、例えば、十分な注意を払ったにもかかわらず競技相手から妨害を受けた旨を競技者が証明できる場合等の例外的状況においてのみ適用される。逆に、「過誤又は過失がないこと」は、次の場合には

適用されない。

- (a) ビタミンや栄養補助食品の誤った表記や汚染が原因となって検査結果が陽性になった 場合 (競技者は自らが摂取する物に関して責任を負う (第2.1.1 項) とともに、サプリメン トの汚染の可能性に関しては競技者に対して既に注意喚起がなされている)
- (b) 競技者本人に開示することなく競技者の主治医又はトレーナーが禁止物質を投与した 場合 (競技者は医療従事者の選定について責任を負うとともに、自らに対する禁止物質の 投与が禁止されている旨を医療従事者に対して伝達しなければならない)
- (c) 競技者が懇意とする集団の中において、配偶者、コーチその他の人が競技者の飲食物に手を加えた場合(競技者は自らが摂取する物について責任を負うとともに、自己の飲食物への接触を許している人の行為についても責任を負う)

但し、個々の事案の具体的な事実によっては、上記のような事案であっても、「重大な過誤又は過失がないこと」として、第10.5項に基づき、制裁措置が短縮される可能性がある。]

10.5 「重大な過誤又は過失がないこと」に基づく資格停止期間の短縮

10.5.1 第 2.1 項、第 2.2 項又は第 2.6 項の違反に基づく*特定物質*又は*汚染 製品*に関する制裁措置の短縮

10.5.1.1 特定物質

アンチ・ドーピング規則違反が*特定物質*に関連する場合において、*競技者*又はその他の人が「重大な過誤又は過失がないこと」を立証できるときには、資格停止期間は、競技者又はその他の人の過誤の程度により、最短で資格停止期間を伴わない譴責とし、最長で2年間の資格停止期間とする。

10.5.1.2 汚染製品

競技者又はその他の人が「重大な過誤又は過失がないこと」を立証できる場合において、検出された禁止物質が汚染製品に由来したときには、資格停止期間は、競技者又はその他の人の過誤の程度により、最短で資格停止期間を伴わない譴責とし、最長で2年間の資格停止期間とするものとする。

[第10.5.1.2 項の解説:競技者の過誤の程度を評価するにあたり、例えば、汚染されている と後に判断された製品について、競技者が、ドーピング・コントロール・フォームに申告 していた場合には、競技者に有利となる。]

> 10.5.2 第 10.5.1 の適用を超えた「*重大な過誤又は過失がないこと*」の適 用

競技者又はその他の人が、第 10.5.1 項が適用されない個別の事案において、自らが「重大な過誤又は過失がないこと」を立証した場合には、立証がなかった場合に適用されたであろう資格停止期間は、第 10.6 項に該当した場合の更なる短縮又は取消しに加え、競技者又はその他の人の過誤の程度により、短縮することができる。但し、かかる場合において、短縮された後の資格停止期間は、立証がなかった場合に適用されたであろう資格停止期間の2分の1を下回ってはならない。別段適用されたであろう資格停止期間が永久に亘る場合には、本項に基づく短縮された後の資格停止期間は8年を下回ってはならない。

[第10.5.2 項の解説:第10.5.2 項は、意図がアンチ・ドーピング規則違反の構成要件である条項(例えば、第2.5 項、第2.7 項、第2.8 項又は第2.9 項)、意図が特定の制裁措置の構成要件である条項(例えば、第10.2.1 項)、又は競技者若しくはその他の人の過誤の程度に基づき資格停止の範囲が定められている条項を除き、いかなるアンチ・ドーピング規則違反にも適用されうる。]

10.6 *資格停止*期間の取消し、短縮若しくは猶予又は過誤以外を理由とするその他の*措置*

- 10.6.1アンチ・ドーピング規則違反を発見又は証明する際の

 実質的な支援
 - 10.6.1.1 JADA は、第 13 条に基づく不服申立てに対する終局的な決定、又は不服申立期間の満了に先立ち、競技者又はその他の人がアンチ・ドーピング機関、刑事司法機関又は懲戒機関に対して、実質的な支援を提供し、その結果、①アンチ・ドーピング機関が他の人によるアンチ・ドーピング規則違反を発見し若しくは該当手続を提起し、又は②刑事司法機関若しくは懲戒機関が他の人により犯された刑事犯罪若しくは職務規程に対する違反を発見し若しくは該当手続を提起するに至り、実質的な支援を提供した人により提供された情報が、JADAにより利用可能となった場合には、JADAが結果管理権限を有する当該個別の事案において課される資格停止期間の一部を猶予することができる。

第13条による不服申立てに対する終局的な決定又は不服申立ての期間満了の後においては、JADAは、WADA及び適切な国際競技連盟の承認を得た場合にのみ、実質

*的な支援*及びそれに伴う結果がなければ適用された*資* 格停止期間の一部を猶予することができる。*実質的な支 援*及びそれに伴う結果がなければ適用されたであろう *資格停止*期間が猶予される程度は、*競技者*又はその他の 人により行われたアンチ・ドーピング規則違反の重大性 及び*競技者*又はその他の人により提供されたスポーツ におけるドーピングの根絶のための*実質的な支援*の重 要性により定まるものとする。 資格停止期間は、実質的 *な支援*及びそれに伴う結果がなければ適用された*資格 停止*期間の4分の3を超えては猶予されない。*実質的な 支援*及びそれに伴う結果がなければ適用されたであろ う*資格停止*期間が永久である場合には、本項に基づき猶 予されない期間は8年間を下回らないものとする。*競技* 者又はその他の人が、継続的に、協力せず、資格停止期 間の猶予の根拠となった完全かつ信頼性を有する実質 的な支援を行わない場合には、JADAは、元の資格停止 期間を復活させるものとする。JADAが、猶予された資 格停止期間を復活させ、又は猶予された*資格停止*期間を 復活させない旨決定した場合には、第13条に基づき不 服申立てを提起する権利を有するいかなる人も、当該決 定に対して不服申立てを提起することができる。

10.6.1.2 WADA は、競技者又はその他の人がアンチ・ドーピング 機関に更に実質的な支援を提供することを促すために、JADA の要請により、又はアンチ・ドーピング規則違反を行った(若しくは行ったと主張される)競技者若しくはその他の人の要請により、第13条に基づく終局的な不服申立ての決定の後を含む、結果の管理の過程のいかなる段階においても、本来適用されたであろう資格停止期間その他の措置に関して適切な猶予となると判断する内容について承認することができる。WADA は、例外的な状況においては、実質的な支援があった場合、資格停止期間その他措置に関し、本項に定める期間・措置を上回ってこれを猶予することのみならず、資格停止期間を設けないこと並びに/又は賞金の返還若しくは罰金・費用の支払を命じないことについても承認することができる。WADAによる承認は、本項で別途定めるとお

り、制裁措置の復活に服するものとする。第 13 条にかかわらず、本項の文脈における *WADA* の決定は、他のアンチ・ドーピング機関による不服申立ての対象とはならないものとする。

10.6.1.3 JADA が、実質的な支援を理由として、実質的な支援がなければ適用されたであろう制裁措置の一部を猶予した場合には、当該決定を根拠づける正当な理由を記載する通知を、第 14.2 項の定めに従い、第 13.2.3 項に基づき不服申立てを行う権利を有する他のアンチ・ドーピング機関に対して提供するものとする。WADA は、アンチ・ドーピングの最善の利益に適うと判断する特殊な状況においては、実質的な支援に関する合意又は提供されている実質的な支援の性質についての開示を制限し又は遅延させる適切な機密保持契約を締結する権限をJADAに授権することができる。

[第 10.6.1 項の解説:自己の過ちを認め、他のアンチ・ドーピング規則違反を明るみに出 そうとする意思を有する競技者、サポートスタッフ又はその他の人の協力は、クリーンな スポーツのために重要である。本項は、本規程において、当該証明がなければ適用された であろう資格停止期間の猶予が認められる唯一の場合である。]

> 10.6.2 その他の証拠がない場合におけるアンチ・ドーピング規則違反の 自認

> > アンチ・ドーピング規則違反を証明しうる*検体*の採取の通知を受け取る前に(又は、第2.1項以外のアンチ・ドーピング規則違反事案において、第7条に従って自認された違反に関する最初の通知を受け取る前に)、*競技者*又はその他の人が自発的にアンチ・ドーピング規則違反を自認し、当該自認が、自認の時点で当該違反に関する唯一の信頼できる証拠である場合には、*資格停止*期間を短縮することができる。但し、短縮された後の*資格停止*期間は、当該事情がなければ適用されたであろう*資格停止*期間の半分を下回ることはできない。

[第 10.6.2 項の解説:本項は、いずれのアンチ・ドーピング機関もアンチ・ドーピング規 則違反の発生の可能性を認識していないという状況において、競技者又はその他の人が、 アンチ・ドーピング規則に違反したことを名乗り出て、自認する場合に適用されることが 意図されている。競技者又はその他の人が、自己の違反行為がまさに発覚するであろうと の認識の下で自認がなされたという場合に適用されることを意図してはいない。資格停止 が短縮されるべき程度は、競技者又はその他の人が自発的に申し出なかったとしても発覚 したであろう可能性の程度に基づいて決せられるべきである。 7

10.6.3 第10.2.1項又は第10.3.1項に基づき制裁措置の賦課される違反について問われた後における、アンチ・ドーピング規則違反の速やかな自認

第 10.2.1 項又は第 10.3.1 項 (検体の採取を回避し若しくは拒絶し、又は検体の採取を不当に改変した場合)に基づき 4 年間の制裁措置を課される可能性のある競技者又はその他の人は、JADAにより問われた後に、主張されたアンチ・ドーピング規則違反につき速やかに自認することにより、また WADA 及び JADA 双方の裁量及び承認に基づき、違反の重大性及び競技者又はその他の人の過誤の程度により、最短 2 年間となるまで資格停止期間の短縮を受けることができる。

10.6.4 制裁措置の軽減に関する複数の根拠の適用

競技者又はその他の人が、第 10.4 項、第 10.5 項又は第 10.6 項における 2 つ以上の規定に基づき、制裁措置の軽減について権利を有することを証明した場合には、当該事情がなければ適用されたであろう 資格停止期間は、第 10.6 項に基づく短縮又は猶予の適用前に、第 10.2 項、第 10.3 項、第 10.4 項及び第 10.5 項に従って決定されるものとする。

競技者又はその他の人が資格停止期間の短縮又は猶予の権利を 第 10.6 項に基づき証明した場合には、資格停止期間は、短縮又 は猶予される。但し、短縮又は猶予された後の資格停止期間は、 当該事情がなければ適用されたであろう資格停止期間の4分の1 を下回ることはできない。

[第10.6.4 項の解説:適切な制裁措置は4つの段階を経て決定される。まず、聴聞パネルは、特定のアンチ・ドーピング規則違反について、基本的な制裁措置(第10.2 項、第10.3 項、第10.4 項又は第10.5 項)の中のいずれが適用されるかということを決定する。第2 段階として、基本的な制裁措置が一定の範囲の制裁措置を規定する場合には、聴聞パネルは競技者又はその他の人の過誤の程度に従い当該範囲内の該当制裁措置を決定しなければならない。第3 段階として、聴聞パネルは、当該制裁措置の取消し、猶予又は短縮の根拠が存在するか否かを決定する(第10.6 項)。最後に、聴聞パネルは、第10.11 項に基づき、資格停止期間の開始時期を決定する。第10条の適用方法について、いくつかの例が、付属文書2に規定されている。]

10.7 複数回の違反

- 10.7.1 *競技者*又はその他の人によるアンチ・ドーピング規則に対する 2 回目の違反につき、*資格停止*期間は、以下に掲げる事項のうち、最も長い期間とする。
 - (a) 6ヶ月間
 - (b) アンチ・ドーピング規則に対する 1 回目の違反につき、 課された *資格停止*期間の 2 分の 1。但し、第 10.6 項に基 づく短縮を考慮しない。又は、
 - (c) 2回目のアンチ・ドーピング規則違反を、あたかも初回 の違反であるかのように取り扱ったうえでそれに適用 可能な*資格停止*期間の 2 倍。但し、第 10.6 項に基づく 短縮を考慮しない。

上記において定まった*資格停止*期間は、第10.6項の適用により、 更なる短縮の対象となりうる。

- 10.7.2 3回目のアンチ・ドーピング規則違反は常に永久の資格停止となる。但し、3回目のアンチ・ドーピング規則違反が第10.4項若しくは第10.5項の資格停止期間の取消し若しくは短縮の要件を満たす場合、又は、第2.4項に対する違反に関するものである場合にはこの限りではない。上記但書の場合には、資格停止期間は8年から永久資格停止までとする。
- 10.7.3 *競技者*又はその他の人が*過誤又は過失がないこと*を立証したアンチ・ドーピング規則違反は、本項において従前の違反とは判断されないものとする。
- 10.7.4 潜在的な複数違反に関する追加的な規則
 - 10.7.4.1 第 10.7 項に基づいて制裁措置を課すことにおいて、*競技者*若しくはその他の人が第 7 条に基づくアンチ・ドーピング規則違反の通知を受けた後に、又は JADA が 1 回目のアンチ・ドーピング規則違反の通知をするために合理的な努力を行った後に、当該*競技者*若しくは当該人が別のアンチ・ドーピング規則違反を行ったことを JADA が証明できた場合にのみ、当該アンチ・ドーピング規則違反であると判断される。JADA が当該事実を証明することができない場合には、当該 2 回の違反は、全体として一つの 1 回目の違反として扱われ、当該 2 回の違反各々に対する制裁措置のうち、より厳しい制裁措置が課されるものとする。

- 10.7.4.2 1回目のアンチ・ドーピング規則違反に対する制裁措置の賦課の後、JADA が 1回目の違反に関する通知以前に発生した競技者又はその他の人によるアンチ・ドーピング規則違反の事実を発見した場合には、JADA は、仮に2 つの違反が同時に裁定されていたならば課されたであろう制裁措置に基づいて追加の制裁措置を課すものとする。複数のアンチ・ドーピング規則違反のうちより早い方のアンチ・ドーピング規則違反まで遡ったすべての競技会における結果は、第 10.8 項に規定されているとおりに失効する。
- 10.7.5 10 年以内の複数回のアンチ・ドーピング規則違反 第 10.7 項の適用において、各アンチ・ドーピング規則違反を複 数回の違反とみなすためには、当該各違反が 10 年以内に発生し ていなければならない。

10.8 *検体*の採取又はアンチ・ドーピング規則違反後の*競技会*における成績の *失効*

第9条に基づき、検体が陽性となった競技会における成績が自動的に失効することに加えて、陽性検体が採取された日(競技会(時)であるか競技会外であるかは問わない。)又はその他のアンチ・ドーピング規則違反の発生の日から、暫定的資格停止又は資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての競技成績は、公平性の観点から別途要請される場合を除き、失効するものとし、その結果として、メダル、得点、及び褒賞の剥奪を含む措置が課される。

[第 10.8 項の解説:本規程は、アンチ・ドーピング規則に違反した人の行為により損害を 受けたクリーンな競技者又はその他の人が、当該人に対して損害賠償を請求する権利の行 使を妨げるものではない。]

10.9 CAS 仲裁費用及び剥奪賞金の負担

CAS 仲裁費用及び剥奪賞金の支払いの優先順位は、次のとおりとする。 第一に、CAS の裁定した費用の支払い。第二に、該当する国際競技連盟 の規則において定めがある場合には、剥奪賞金のほかの*競技者へ*の再配 分。第三に、JADA の費用の償還。

10.10 金銭的措置

競技者又はその他の人がアンチ・ドーピング規則違反を行った場合には、

JADA はその裁量によりかつ比例性の原則に基づき、(a)賦課された資格停止期間にかかわらず、当該アンチ・ドーピング規則違反に関連するコストを競技者又はその他の人から回復すること、及び/又は(b)別段適用される資格停止期間の上限期間が既に賦課された場合に限り、100万円を上限として、当該競技者又はその他の人に罰金を科することを選択することができる。

金銭的制裁措置は、比例性の原則が充足された場合に限り、課すことができる。費用の回復又は金銭的制裁措置も、別途本規程又は世界規程に基づき適用される資格停止その他制裁措置を軽減する根拠とは判断されない。

10.11 資格停止期間の開始

以下に定める場合を除き、*資格停止*期間は、聴聞パネルが*資格停止*を定める終局的な決定を下した日、又は聴聞会に参加する権利が放棄され若しくは聴聞会が行われない場合には、*資格停止*を受け入れた日若しくは別途*資格停止措置*が課された日を起算日として開始するものとする。

10.11.1 競技者又はその他の人の責に帰すべきではない遅延

聴聞手続又はドーピング・コントロールの各局面において競技者又はその他の人の責に帰すべきではない大幅な遅延が発生した場合には、日本アンチ・ドーピング規律パネルは、最大で、検体の採取の日又は直近のその他のアンチ・ドーピング規則違反の発生日のいずれかまで、資格停止期間の開始日を遡及させることができる。資格停止期間(遡及的な資格停止を含む)の間に獲得された一切の競技結果は、失効するものとする。

[第10.11.1 項の解説:第2.1 項に基づく場合以外のアンチ・ドーピング規則違反の事案につき、アンチ・ドーピング機関が、アンチ・ドーピング規則違反を立証するのに十分な事実を積み上げ、立証する上で、長時間を要する可能性がある。特に、競技者又はその他の人が発覚されるのを回避するために自ら行動を起こした場合には、これが当てはまる。これらの状況においては、より早くから制裁措置の賦課を開始するという、本項の認める柔軟性は、適用されるべきではない。]

10.11.2 適時の自認

*競技者*又はその他の人が、JADAにより、アンチ・ドーピング規 則違反に問われた後、速やかに(*競技者*にとっては、どのよう な場合であっても*競技者*が再度競技に参加する前に)アンチ・ ドーピング規則違反を自認した場合には、最大で、*検体*の採取の日又は、直近のその他のアンチ・ドーピング規則違反の発生日のいずれかまで*資格停止*期間の開始日を遡及させることができる。但し、いずれの事案においても、本条が適用される場合には、*競技者*又はその他の人は少なくとも*資格停止*期間の半分について、*競技者*又はその他の人が制裁措置の賦課を受け入れた日、制裁措置を賦課する聴聞パネルが決定を下した日、又は、制裁措置がその他の方法で賦課された日から開始して、これに服するものとする。本項は、*資格停止*期間が第 10.6.3 項により既に短縮されている場合には適用されないものとする。

- 10.11.3 服した暫定的資格停止又は資格停止期間の控除
 - 10.11.3.1 競技者又はその他の人に暫定的資格停止が課され、かつ、 当該競技者又はその他の人がこれを遵守した場合、当該 競技者又はその他の人は最終的に課されうる資格停止 期間から、当該暫定的資格停止期間の控除を受けるもの とする。決定に従い資格停止期間に服した場合で、当該 決定に対し後日不服申立てが提起されたときには、当該 競技者又はその他の人は、不服申立て後に最終的に課さ れる資格停止期間から、服した資格停止期間の控除を受 けるものとする。
 - 10.11.3.2 競技者又はその他の人が、書面により、JADA からの暫定的資格停止を自発的に受け入れ、その後暫定的資格停止を遵守した場合には、当該競技者又はその他の人は最終的に課される資格停止期間から、自発的な暫定的資格停止期間の控除を受けるものとする。競技者又はその他の人の自発的な暫定的資格停止の受入れを証する書面の写しは、第 14.1 項に基づき速やかに、主張されたアンチ・ドーピング規則違反の通知を受ける資格を有する各当事者に対して提出されるものとする。

[第 10.11.3.2 項の解説:競技者の自発的な暫定的資格停止の受け入れは、競技者による自認ではなく、いかなる形でも競技者に不利な推定を導くために使われてはならない。]

10.11.3.3 資格停止期間に対する控除は、競技者が競技に参加せず、 又は所属チームから参加を停止させられていたか否か にかかわらず、暫定的資格停止又は自発的な暫定的資格 停止の発効日以前の期間に対しては与えられないもの とする。

10.11.3.4 チームスポーツにおいて、資格停止期間がチームに課される場合には、公平性の観点から別段の要請がなされる場合を除き、資格停止期間は資格停止を賦課した聴聞パネルによる終局的決定日に開始するものとし、又は聴聞を受ける権利が放棄されたときには、資格停止期間が受諾された日若しくは別途賦課された日に開始するものとする。チームに対する暫定的資格停止期間は(賦課されたか、自発的に受諾されたかを問わず)、服すべき合計資格停止期間から控除されるものとする。

[第10.11 項の解説:第10.11 項の文言は、競技者の責に帰すべき事由によらない遅延、競技者による適時の自認及び暫定的資格停止のみが、聴聞パネルによる終局的決定日に先立ち資格停止期間を開始することの正当な事由であることを明確にしている。]

10.12 資格停止期間中の地位

10.12.1 資格停止期間中の参加の禁止

資格停止を宣言された競技者又はその他の人は、当該資格停止期間中、署名当事者、署名当事者の加盟機関、又は署名当事者の加盟機関のクラブ若しくは他の加盟機関が認定し、若しくは主催する競技会若しくは活動(但し、認定されたアンチ・ドーピング関連の教育プログラム若しくはリハビリテーション・プログラムは除く。)、又は、プロフェッショナルリーグ、国際レベル若しくは国内レベルの競技大会機関が認定し、若しくは主催する競技会、又は、政府機関から資金拠出を受けるエリート若しくは国内レベルのスポーツ活動には、いかなる立場においても参加できない。

課された資格停止期間が 4 年間より長い競技者又はその他の人は、4年間の資格停止期間経過後、別途世界規程署名当事者若しくは世界規程署名当事者の一員から公認されておらず、又はその他これらの管轄の下にない国内スポーツの競技大会に競技者として参加することができる。但し、当該競技の競技大会は、資格停止期間でなければ当該競技者又はその他の人が、国内選手権大会又は国際競技大会への出場資格を直接的又は間接的に取得できる(又は国内選手権大会若しくは国際競技大会に向けて得点を累積できた)水準の大会であってはならず、また、いかなる立場においても、18 歳未満の者と共に活動する競技者又

はその他の人に関連する大会であってはならない。 *資格停止*期間が課された*競技者*又はその他の人は、引き続き*検 査*の対象となるものとする。

[第10.12.1 項の解説:例えば、下記第10.12.2 項を条件として、資格停止中の競技者は、自己の所属する国内競技連盟が主催するトレーニングキャンプ、エキシビション若しくは練習、又は自身の国内競技連盟の加盟クラブ若しくは政府機関から資金拠出を受けるクラブが開催するトレーニングキャンプ、エキシビション若しくは練習に参加することができない。さらに、資格停止中の競技者は、第10.12.3 項に定められた措置を招来することなくして、非署名当事者のプロフェッショナルリーグ(例、NHL、NBA 他)又は非署名当事者である国際競技大会機関若しくは国内レベルの競技大会機関が主催する競技会に参加することもできない。また「活動」という用語は、例えば本項に記載する機関のオフィシャル、取締役、役員、職員又はボランティアとしての役務提供などの事務活動も含む。ある競技種目に課される資格停止は、他の競技種目においても承認されるものとする(第15.1 項相互承認を参照すること)。]

10.12.2 トレーニングへの復帰

第 10.12.1 項の例外として、*競技者*は①当該*競技者*の*資格停止*期間の最後の 2 ヶ月間、又は②賦課された*資格停止*期間の最後の 4 分の 1 の期間のうちいずれか短い方の間に、チームとトレーニングするために、又は *JADA* の加盟機関の加盟クラブ若しくは他の加盟機関の施設を利用するために、復帰することができる。

[第10.12.2 項の解説:多くのチームスポーツ及び一部の個別スポーツ(例えば、スキージャンプや体操)においては、競技者は、当該競技者の資格停止期間の終了時に競技できる準備が整うよう、競技者自身のみで効果的にトレーニングすることができない。本項で記載されたトレーニング期間中、資格停止の対象となっている競技者は、トレーニング以外に、第10.12.1 に記載されたいかなる競技や活動にも従事してはならない。7

10.12.3 資格停止期間中の参加の禁止の違反

資格停止の宣告を受けた競技者又はその他の人が、資格停止期間中に第10.12.1項の参加の禁止に違反した場合には、当該参加に伴う結果は失効し、元の資格停止期間と同じ長さの新たな資格停止期間が元の資格停止期間の終わりに追加されるものとする。新たな資格停止期間は競技者又はその他の人の過誤の程度及び当該事案のその他の状況に基づき調整されうる。競技者又はその他の人が参加の禁止に違反したか否か、及び、調整が妥当であるか否かは、当初の資格停止期間の賦課に至った結果管

理を行ったアンチ・ドーピング機関により決定されなければならない。当該決定に対しては、第13条に基づき不服申立てを提起することができる。

サポートスタップ又はその他の人が、*資格停止*中の参加禁止に 違反した人を支援した場合には、*JADA* は、当該支援につき、第 2.9 項違反に基づく制裁措置を課すものとする。

10.12.4 資格停止期間中の補助金の停止

加えて、第10.4 項又は第10.5 項のとおり制裁措置が軽減される場合を除き、アンチ・ドーピング規則違反については、当該人が受けていたスポーツ関係の補助金又はその他のスポーツ関係の便益の全部又は一部は、JADA、日本国政府及び国内競技連盟により停止される。

10.13 制裁措置の自動公開

各制裁措置のうちの義務的事項として、第 14.3 項に定めるとおり、自動 公開が含まれるものとする。

[第 10 条の解説:制裁措置の調和は、アンチ・ドーピングにおいて最も議論され、討論されてきた領域である。調和とは、各事案の特殊な事実を評価するために同一の規則及び基準が適用されることを意味する。制裁措置の調和の要請に対する反論は、例として以下の事項を含む、競技間の相違に基づいている。いくつかの競技では、競技者は当該競技から多額の所得を取得しているプロフェッショナルであり、他の競技では、競技者は真のアマチュアである。競技者のキャリアが短い競技においては、標準的な資格停止期間は、キャリアが伝統的にはるかに長い競技におけるよりも非常に重要な影響を競技者に対して及ぼすものである。調和を支持する主要な議論としては、同様の状況において禁止物質に陽性反応を示す同じ国出身の2名の競技者が、異なる競技に参加することのみを理由として異なる制裁措置を受けるのは単純に正当ではない、というものである。更に、いくつかのスポーツ機関は、制裁措置の賦課における柔軟性を、ドーピングを行う者に対してより寛容な態度を示す契機と捉える場合があるが、これは到底認められない。また制裁措置の調和の欠如はしばしば、国際競技連盟及び国内アンチ・ドーピング機関の間の管轄争いの源となってきた。]

11 第11条 チームに対する措置

11.1 *チームスポーツ*の*検査*

チームスポーツのチーム構成員の 2 名以上が*競技大会*に関連して、第 7 条のアンチ・ドーピング規則違反の通知を受けた場合には、当該*競技大会*の所轄組織は、当該*競技大会の期間*中に、当該チームに対し適切な*特定対象検査*を実施するものとする。

11.2 *チームスポーツ*に対する*措置*

チームスポーツのチーム構成員の 3 名以上が*競技大会の期間*中にアンチ・ドーピング規則に違反したことが明らかになった場合には、当該*競技者*個人に対するアンチ・ドーピング規則違反の*措置*に加え、当該*競技大会*の所轄組織は、当該チームに対しても、適切な制裁措置(例、得点の剥奪、*競技会*又は*競技大会*における*失効*その他の制裁措置)を課すものとする。

11.3 *競技大会*の所轄組織は*チームスポーツ*に関してより厳格な*措置*を定めることができる

*競技大会*の所轄組織は、当該*競技大会*について、 \mathcal{F} ームスポーツに対し第 11.2 項よりも厳格な*措置*を課す*競技大会*の規則を定めることを選択できる。

[第11.3 項の解説:例えば、国際オリンピック委員会は、オリンピック大会の期間中において、アンチ・ドーピング規則違反の数がより少ない場合にもオリンピック大会におけるチームの参加資格剥奪を義務付ける規則を定めることができる。]

12 第12条 スポーツ関係団体に対する制裁措置

- 12.1 *JADA* は、本規程を遵守していない*国内競技連盟*に資金拠出又は他の非金 銭的支援を行わないよう関連公的当局に要請する権限を有する。
- 12.2 *国内競技連盟*は、当該*国内競技連盟*との関連を有する*競技者*又はその他の 人による本規程の違反に関するすべてのコスト(分析機関手数料、聴聞会 費用及び交通費を含むが、これに限らない。)について、*JADA* に償還す る義務を負うものとする。
- 12.3 *JADA* は、以下の事項に従い、承認、*国内競技連盟のオフィシャル及び競技者*による国際*競技大会への参加資格、並びに罰金に関して、国内競技連盟*に対して追加的な懲戒処分を講ずるよう、*JOC* 及び/又は *JPC* に要請することを選択することができる。
 - 12.3.1 *国内競技連盟*との関連を有する*競技者*又はその他の人が、12 ヶ 月間の期間において、本規程に4回以上違反した場合(第2.4項 に関連する違反を除く。)
 - 12.3.2 *国内競技連盟*からの複数の*競技者*又はその他の人が国際*競技大* 会中にアンチ・ドーピング規則違反を行った場合
 - 12.3.3 *国内競技連盟が、競技者*の居場所情報に関する要請を *JADA* から 受けた後に、*JADA* が当該情報を認識することが可能な状態に置くための真摯な努力を怠った場合

13 第13条 不服申立て

13.1 不服申立ての対象となる決定

本規程に基づいて下された決定については、以下の第 13.2 項から第 13.4 項までの規定又は本規程、世界規程若しくは国際基準に従い不服申立てをすることができる。当該決定は、不服申立審査機関が別の命令を下さない限り、不服申立期間中においても引き続き効力を有するものとする。不服申立手続が開始されるためには、事前にアンチ・ドーピング機関の規則に規定された事後的審査が十分にし尽くされなければならない。但し、当該審査は、以下の第 13.2.2 項(第 13.1.3 項に規定された事項を除く)に定められた原則を遵守しなければならない。

13.1.1 審査範囲の非限定

不服申立ての審査範囲は、当該案件に関連するすべての論点を 含み、当初の決定の審査者が審査した論点又は審査範囲に限定 されない。

13.1.2 不服申立機関は不服申立てのなされた判断に拘束されない *CAS* 又は*日本スポーツ仲裁機構*はその決定を下すにあたり、その決定に対し不服申立てが提起されている組織により行使された裁量に服することを要さない。

[第13.1.2 項の解説: CAS の手続は新規 (de novo) である。CAS における聴聞会において、従前の手続により証拠が制限されることはなく、また、従前の手続は重要性を有さない。 日本スポーツ仲裁機構の手続も同様である。

> 13.1.3 WADA は内部的救済を尽くすことを義務付けられない 第 13 条に基づき WADA が不服申立てを行う権利を有し、かつ、 JADA の手続において、その他の当事者が終局的な決定に対し不 服申立てをしない場合には、WADA は当該決定に対し、JADA の 過程における他の救済措置を尽くすことなく、CAS に対し直接 不服申立てを行うことができる。

[第13.1.3 項の解説: JADA における手続の最終段階の前(例、第1回目の聴聞会)に決定が下され、当該決定に対し当事者の誰もが上級のJADA の手続(例、マネージング・ボード)に対する不服申立てを行わなかった場合には、WADA はJADA の内部手続における残存手続を経ることなく、CAS に対して直接不服申立てを行うことができる。]

13.2 アンチ・ドーピング規則違反、*措置、暫定的資格停止*、決定の承認、及び管轄に関する決定に対する不服申立て

アンチ・ドーピング規則に違反した旨の決定、アンチ・ドーピング規則 違反の*措置*を課す又は課さない旨の決定、アンチ・ドーピング規則違反が なかった旨の決定、アンチ・ドーピング規則違反に関する手続が手続上の 理由(例えば、時効を含む)により進めることができないという決定、引 退した競技者が競技に復帰する際の第5.7.1項に基づく6ヶ月前の通知要 件に対し例外を付与しない旨の WADA による決定、第7.1 項に基づき結 果の管理を課す WADA による決定、*違反が疑われる分析報告*又は*非定型* 報告をアンチ・ドーピング規則違反として主張しないこととする JADA に よる決定、第7.7条によるドーピング捜査の後に、アンチ・ドーピング規 則違反に関する手続を進めないこととする決定、及び*暫定聴聞会*の結果と して*暫定的資格停止*を課す決定、JADA による第 7.9 項の非遵守、JADA が、主張されたアンチ・ドーピング規則違反若しくはその*措置*につき判断 する管轄権を有さない旨の決定、資格停止期間を猶予し若しくは猶予しな い旨、又は第10.6.1項に基づき猶予された*資格停止*期間を復活し若しくは 復活しない旨の決定、第10.12.3項の決定、並びに第15条に基づく別のア ンチ・ドーピング機関の決定を承認しない旨の JADA の決定については、 本第13.2項の定めに基づいてのみ不服申立てを行うことができる。

13.2.1 **国際レベルの競技者**又は**国際競技大会に関連する不服申立て 国際競技大会への参加により発生した事案又は***国際レベルの競技者***が関係した事案の場合には、当該決定は、***CAS* **にのみ不服申立てを行うことができる。**

[第 13.2.1 項の解説: CAS の決定は、仲裁判断の取消し又は執行について適用のある法令により審査が義務付けられる場合を除き、終局的なものであり拘束力を有する。]

13.2.2 その他の競技者又はその他の人が関係する不服申立て

第 13.2.1 項が適用されない場合には、当該決定は、*日本スポーツ仲裁機構*に不服申立てを行うことができる。

13.2.3 不服申立てを行う権利を有する人

第 13.2.1 項に定められている事案の場合、*CAS* に不服申立てを 行う権利を有する当事者は次のとおりとする。

- (a) 不服申立てを行う決定の対象となった、*競技者*又はその 他の*人*
- (b) 当該決定が下された事案の他の当事者
- (c) 関係する国際競技連盟
- (d) JADA 及び(異なる場合には)当該人が国民若しくは市 民権者である国の国内アンチ・ドーピング機関

- (e) 国際オリンピック委員会又は国際パラリンピック委員会(オリンピック大会又はパラリンピック大会の参加資格に影響を及ぼす決定を含む、オリンピック大会又はパラリンピック大会に関して効力を有する決定の場合)
- (f) WADA

第 13.2.2 項に定められている事案の場合、最低限、次に掲げる 当事者は、*日本スポーツ仲裁機構*に不服申立てを行う権利を有 する。

- (a) 不服申立てを行う決定の対象となった、*競技者*又はその 他の*人*
- (b) 当該決定が下された事案の他の当事者
- (c) 関係する国際競技連盟
- (d)JADA 及び(異なる場合には)当該人の居住地国の国内アンチ・ドーピング機関
- (e) 国際オリンピック委員会又は国際パラリンピック委員会(オリンピック大会又はパラリンピック大会の参加資格に影響を及ぼす決定を含む、オリンピック大会又はパラリンピック大会に関して効力を有する決定の場合)
- (f) WADA

第 13.2.2 項に定められている事案の場合、WADA、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会及び関係する国際競技連盟は、日本スポーツ仲裁機構の決定に関して、CAS にも不服申立てを行う権利を有するものとする。不服申立てを行う当事者は、不服申立ての対象となる決定を下したアンチ・ドーピング機関からすべての関係情報を取得するために CAS からの支援を受けることができるものとし、また、CAS が命じた場合には当該情報は提供されるものとする。

本規程の他の規定にかかわらず、*暫定的資格停止*について不服 申立てを行うことができる人は、当該*暫定的資格停止*が課され た、*競技者*又はその他の人に限られる。

13.2.4 交差不服申立て及びその他認められる後続の不服申立て

世界規程に基づき CAS 又は日本スポーツ仲裁機構に提起された

事案における被不服申立人による交差不服申立てその他後続の 不服申立ては、明示的に認められる。本第13条に基づき不服申 立てを提起する権利を有する当事者は、遅くとも当該当事者の 答弁時までに、交差不服申立て又は後続の不服申立てを提起し なければならない。

[第13.2.4 項の解説:2011 年以降、CAS 規則においては、競技者の不服申立期間の満了後にアンチ・ドーピング機関が決定に対し不服申立てを提起した場合に、競技者が交差不服申立てを提起する権利が認められなくなったため、本条項が必要となる。本条項は、全当事者のために完全な聴聞会を行うことを認めている。

13.3 時機に後れた決定

個々の事案におけるアンチ・ドーピング規則違反の有無に関し、WADAが定めた合理的な期間内に JADAが決定を下さなかった場合には、WADAは、JADAがアンチ・ドーピング規則違反がないと判断する決定を下したものとして、CASに対して直接に不服申立てを行うことを選択できる。CASの聴聞パネルが、アンチ・ドーピング規則違反があり、かつ、WADAの CASに対する直接の不服申立ての選択が合理的なものであると判断した場合には、不服申立ての手続遂行に関する WADA の費用及び弁護士報酬は、JADAから WADAに対して償還されるものとする。

[第13.3 項の解説:個々のアンチ・ドーピング規則違反のドーピング捜査及び結果の管理の過程における様々な事情に鑑みると、WADA が CAS に対して直接に不服申立てを行うに先立ち国内アンチ・ドーピング機関が決定を下すための期限を、確定的に定めることは現実的ではない。但し、当該行動が取られる前に、WADA は国内アンチ・ドーピング機関と協議し、かつ、国内アンチ・ドーピング機関に対し決定が未だ下されていない理由について説明する機会を与えるものとする。]

13.4 *TUE* に関連する不服申立て

TUE 決定に対しては、第 4.4 項に定められているとおりにのみ、不服申立てを提起することができる。

13.5 不服申立決定の通知

不服申立ての当事者であるアンチ・ドーピング機関は、第 14.2 項に定めるとおり、*競技者*又はその他の人並びに第 13.2.3 項に基づき不服申立てを提起する権利を有する他のアンチ・ドーピング機関に、不服申立決定を速やかに提供するものとする。

13.6 第12条に従って下された決定に対する不服申立て

関連する国内競技連盟は、第12条に従って下されたJADAの決定に対し、日本スポーツ仲裁機構に不服申立てを行うことができ、関連する国内競技連盟及び/又はJADA は、日本スポーツ仲裁機構の決定に対し、CAS に不服申立てを行うことができる。

13.7 不服申立て提起の時期

13.7.1 CAS に対する不服申立て

CAS に対する不服申立ての提起時期は、不服申立てを提起する 当事者による決定の受領から 21 日以内とする。上記にかかわら ず、不服申立て提起権者であるが、決定の不服申立てに至る手 続の当事者ではなかった当事者による不服申立ての提起につい ては、以下の事項が適用される。

- (a) 当該当事者は、決定の通知から15日以内に、決定を発行した組織に案件記録の写しを要求する権利を有する。
- (b) 当該要求が 15 日間の期間内になされた場合には、当該 要求を行った当事者は、記録を受領してから 21 日以内 に、*CAS* に不服申立てを提起する権利を有する。

上記にかかわらず、WADAの提起する不服申立ての提起期限は、 下記のうちいずれか遅い方とする。

- (a) 当該事案における他の当事者が不服申立てを提起し得 た最終日から 21 日後
- (b) 当該決定に関連する完全な記録の WADA による受領から 21 日後

13.7.2 第 13.2.2 項に基づく不服申立て

日本スポーツ仲裁機構に対する不服申立ての提起時期は、不服申立て当事者による決定の受領から 21 日以内とする。しかし、不服申立て提起権者であるが、決定の不服申立てに至る手続の当事者ではなかった当事者による不服申立ての提起については、以下の事項が適用される。

- (a) 当該当事者は、決定の通知から 15 日以内に、決定を発行した組織に、当該組織が依拠した記録の写しを要求する権利を有する。
- (b) 当該要求が 15 日間の期間内になされた場合には、当該 要求を行った当事者は、記録を受領してから 21 日以内

に、*日本スポーツ仲裁機構*に不服申立てを提起する権利を有する。

上記にかかわらず、WADA の提起する不服申立て又は介入の提起期限は、下記のうちいずれか遅い方とする。

- (a) 当該事案における他の当事者が不服申立てを提起しえ た最終日から 21 日後
- (b) 当該決定に関連する完全な記録の *WADA* による受領から 21 日後

13.8 日本スポーツ仲裁機構に対する不服申立て

13.8.1 日本スポーツ仲裁機構

*日本スポーツ仲裁機構*に関する指針及び規則は、別途定めることができる。

13.8.2 日本スポーツ仲裁機構の権限

- 13.8.2.1 *日本スポーツ仲裁機構*は、本規程に従って自己に不服 申立てされた案件に起因するすべての論点について審 問を行い、判断を下す権限を有する。特に、本規程に 従って、課されるべきアンチ・ドーピング規則違反の 結果を決定する権限を有する。
- 13.8.2.2 *日本スポーツ仲裁機構*は、独立して、偏りなくその機能を果たすものとする。
- 13.8.2.3 *日本スポーツ仲裁機構*は、その機能を果たす上で必要 とされ、またこれに付随するすべての権限を有するも のとする。
- 13.8.2.4 *日本スポーツ仲裁機構*による終局的な決定又はこれにより課されるアンチ・ドーピング規則違反の*措置*は、これが誤審によるものでない限り、いかなる理由(瑕疵、不備、不作為又は本規程で定められた手続からの逸脱を含む。)によっても、*CAS* 以外のいかなる裁判所、仲裁人、審判機関又はその他の聴聞機関によって破棄され、変更され、又は無効とされることはないものとする。

13.8.3 *日本スポーツ仲裁機構*による審問会

13.8.3.1 *日本アンチ・ドーピング規律パネル*の決定に対して不服申立てを行う権利を有し、実際に不服申立てを望む

人は、*日本アンチ・ドーピング規律パネル*による決定 の日付から 21 日以内に、*日本スポーツ仲裁機構*に対し て不服申立ての通知を出すものとする。

- 13.8.3.2 スポーツ仲裁パネルの構成は、*日本スポーツ仲裁機構* が定める規則に従うものとする。
- 13.8.3.3 任命されたスポーツ仲裁パネルの仲裁人は、当該事案 のあらゆる局面に従前の関与がなかった者であるもの とする。

特に当該仲裁人は、当該事案の*競技者*が関係する TUE 申請又は不服申立てを従前に検討したことがあってはならない。各仲裁人は、任命された際に、当該事案の当事者に対して持つべき公平性に影響を及ぼす可能性がある事情を持つ場合には、当該事情をスポーツ仲裁パネルの長(仲裁人長)に開示するものとする。

- 13.8.3.4 *日本スポーツ仲裁機構*によってある事案を審問するべく任命されたスポーツ仲裁パネルの仲裁人が、何らかの理由により審問することが不本意であるか、又はできない場合には、*日本スポーツ仲裁機構*は、当該仲裁人の交代者を任命するか、別のスポーツ仲裁パネルを構成することができる。
- 13.8.3.5 *日本スポーツ仲裁機構*は、スポーツ仲裁パネルの必要に応じて、 当該スポーツ仲裁パネルを支援させ又はこれに対し助言させる ため専門家を任命する完全な裁量権を有する。
- 13.8.3.6 *JADA* は、当事者として*日本スポーツ仲裁機構*の手続及び審問 会に参加する権利を有する。
- 13.8.3.7 国際競技連盟、並びに/又は関係する*国内競技連盟*(当該手続の審問当事者でない場合)、*JOC*及び/又は*JPC*(当該審問手続の当事者でない場合)、並びに*WADA*は、*日本スポーツ仲裁機構*の審問会にオブザーバーとして参加する権利を有する。
- 13.8.3.8 本条の規定に従って開催される審問会は迅速に実施され、終了されるべきであり、全事案について、*日本アンチ・ドーピング規律パネル*の決定の日から3ヶ月以内に終了されるものとする。但し、例外的な事情がある場合(第10.6項の適用を正当化しうる状況がある場合を含む。)はこの限りではない。
- 13.8.3.9 *競技大会*に関して開催される審問会は、簡易な手続で実施される。

13.8.4 日本スポーツ仲裁機構の手続

- 13.8.4.1 *日本スポーツ仲裁機構*及びスポーツ仲裁パネルは、本規程に 従って必要な手続を定める権限を有するものとする。
- 13.8.4.2 *日本スポーツ仲裁機構*の審問会は、不服申立人及び被不服申立 人が公開で行われることに合意しない限り、非公開で実施され るものとする。
- 13.8.4.3 不服申立人は、自己の主張を陳述するものとし、被不服申立人は、答弁として自己の主張を陳述するものとする。
- 13.8.4.4 通知受領後に、当事者又はその代理人が審問会に参加しなかった場合には、当該当事者又はその代理人は、審問会に参加する権利を放棄したものとみなされる。合理的理由がある場合には、 当該権利は復活させることができる。
- 13.8.4.5 各当事者は、自己の費用負担で審問会に代理人を立てる権利を有するものとする。
- 13.8.4.6 各当事者は、スポーツ仲裁パネルが必要とみなした場合には、 通訳を入れる権利を有するものとする。スポーツ仲裁パネルは、 通訳者の身元を確認し、その費用の負担につき判断するものと する。
- 13.8.4.7 審問手続の各当事者は、証人を召喚し尋問する権利を含め、証拠を提示する権利を有する(電話による証言、又はファクシミリ、電子メール若しくはその他の手段により送付された陳述書若しくは意見提示を承認するか否は、スポーツ仲裁パネルの自由裁量による。)。
- 13.8.4.8 アンチ・ドーピング規則違反に関する事実は、自認を含む信頼性のある手段により証明されうる。スポーツ仲裁パネルは、伝聞証拠を含む適合すると考えられる証拠を受理することができ、自由心証により証拠を評価する権利を有するものとする。
- 13.8.4.9 スポーツ仲裁パネルは、審問会を延会又は休会とすることができる。
- 13.8.4.10 スポーツ仲裁パネルは、審問手続の当事者の要求により、又は 自己の発意に基づいて、審問手続の一又は二以上の当事者に対 して、審問会開催前に、召喚予定の証人を含む、当該当事者が 審問会で提示する予定の、当該事案の更なる詳細を、スポーツ 仲裁パネル又は他当事者に対して提示することを要求すること ができ、当該要求を受けた当事者は、当該指示に従うものとす る。
- 13.8.4.11 当事者がスポーツ仲裁パネルの要請又は指示に従わなかったと

しても、スポーツ仲裁パネルによる審問会進行が妨げられることはないものとする。当該指示等に従わなかったという事情は、スポーツ仲裁パネルが決定を下す上での判断材料とすることができる。

13.8.4.12 審問会の内容は記録することができ、*JADA* は審問会のすべて の記録を所持し保存するものとする。

13.8.5 *日本スポーツ仲裁機構*の決定

- 13.8.5.1 日本スポーツ仲裁機構の審議は、非公開で行われるものとする。
- 13.8.5.2 理由書においては、少数意見又は反対意見についても言及されるものとする。スポーツ仲裁パネルの決定は多数決によるものとする。
- 13.8.5.3 スポーツ仲裁パネルは、審問会の終了の時点又はその後適時な時点において、文書化され、日付及び署名が付された(全会一致又は過半数による)決定を発行するものとする。当該決定は、決定及び賦課された*資格停止*期間に関するすべての理由(該当する場合には、最も厳しい潜在的な制裁が賦課されなかったことを正当化する理由を含む。)を含むものとする。
- 13.8.5.4 JADA は、スポーツ仲裁パネルの決定を、競技者又はその他の 人、その国内競技連盟及びアンチ・ドーピング機関に提供する ものとし、それらの者は、当該決定に対し、第13.2.3 項に基づ き不服申立てを提起する権利を有するものとする。
- 13.8.5.5 決定に対しては、第13.2.3 項において定めるとおり不服申立てを行うことができる。決定に対する不服申立てが行われなかった場合には、(a)当該決定がアンチ・ドーピング規則違反が行われた旨判断するものである場合には、当該決定は第14.3.2 項において定めるとおり一般開示されるものとするが、(b)当該決定がアンチ・ドーピング規則違反が行われなかった旨判断するものである場合には、当該決定は、当該決定の対象である競技者又はその他の人の同意がある場合に限り一般開示されるものとする。JADAは当該同意を取得するために合理的な努力を行うものとし、同意が取得できた場合には、当該当決定の全文を一般開示するものとし、又は当該競技者若しくはその他の人が承認する編集された様式で一般開示するものとする。

14 第14条 守秘義務及び報告

- 14.1 *違反が疑われる分析報告、非定型報告、*その他の主張されたアンチ・ドーピング規則違反に関する情報
 - **14.1.1** *競技者*又はその他の人に対するアンチ・ドーピング規則違反の 通知

競技者又はその他の人に対するアンチ・ドーピング規則違反の主張は、本規程第7条及び第14条に従い、当該競技者又はその他の人に通知するものとする。国内競技連盟の会員である競技者又はその他の人に対する通知は、当該国内競技連盟に対する通知の交付により達成されうる。

14.1.2国際競技連盟及び WADA に対するアンチ・ドーピング規則違反の通知

アンチ・ドーピング規則違反の主張は、*競技者*又はその他の人に通知するのと同時に、本規程第7条及び第14条に従い、国際競技連盟及び*WADA*に通知するものとする。

14.1.3 アンチ・ドーピング規則違反の通知の内容

第2.1 項に基づくアンチ・ドーピング規則違反の通知には、*競技者*の氏名、出身国、競技及び種目、*競技者*の競技レベル、*検査*種別(*競技会(時)検査*又は*競技会外の検査*)、*検体*の採取日、分析機関が報告した分析結果、その他「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」により要請されている他の情報が含まれる。

第2.1 項以外のアンチ・ドーピング規則違反の通知には、違反された規則及び主張された違反の根拠の各情報が含まれる。

14.1.4 状況の報告

第 14.1.1 項に従いアンチ・ドーピング規則違反の通知に至らなかったドーピング捜査に関わる場合を除き、国際競技連盟及び WADA には、第 7 条、第 8 条又は第 13 条に基づき審査又は手続が実施される場合、その状況と結果に関する最新情報が定期的に提供され、また、書面による理由を付した説明文書又は事案の解決につき説明する決定が速やかに提供されるものとする。

14.1.5 守秘義務

JADA が第 14.3 項に基づき義務付けられる 一般開示を行うまで、 又は、一般開示がなされないこととなるまでは、情報を受領し た機関は、当該情報を知る必要がある人(国内オリンピック委 *員会、国内パラリンピック委員会、国内競技連盟*及び*チームスポーツ*におけるチーム等の適切な人員を含む。)以外に当該情報を開示しないものとする。

14.1.6 JADA は、違反が疑われる分析報告、非定型報告その他主張されたアンチ・ドーピング規則違反に関する情報について、当該情報が第 14.3 項に従い一般開示されるまで機密として保持されることを確保するものとし、JADA 並びにその職員(正社員であるか否かを問わない)、請負人、代理人、コンサルタントとの間において締結された契約において、当該機密情報の保護のための条項、並びに当該機密情報の不適切及び/又は不当な開示に関する調査及び規律に関する条項を含めるものとする。

14.2 アンチ・ドーピング規則違反決定の通知及びファイルに対する要請

- 14.2.1 第 7.11 項、第 8.5 項、第 10.4 項、第 10.5 項、第 10.6 項、第 10.12.3 項又は第 13.5 項に従い下されたアンチ・ドーピング規則違反の決定は、当該決定に至る完全な理由を含み、該当する場合には、賦課可能な制裁措置が最大限まで賦課されなかったことを正当化する理由も含むものとする。決定が英語又はフランス語のいずれでもない場合には、アンチ・ドーピング機関は当該決定及び決定を裏づける理由の英語又はフランス語での要約を提供するものとする。
- 14.2.2 第 14.2.1 項に従い受領した決定に不服申立てを提起する権利を 有するアンチ・ドーピング機関は、受領後 15 日以内に、当該決 定に関する完全な案件記録の写しを要請することができる。

14.3 一般開示

- 14.3.1 *JADA* からアンチ・ドーピング規則に違反したと主張されている *競技者*又はその他の人の身元は、第7.3 項、第7.4 項、第7.5 項、 第7.6 項又は第7.7 項に基づき当該 *競技者*又はその他の人に対し、 また、第14.1.2 項に基づき当該 *競技者*又はその他の人の国際競技 連盟に対し、それぞれ通知がなされた後にはじめて、*JADA*によって一般開示されることができる。
- 14.3.2 第13.2.1 項若しくは第13.2.2 項に基づく終局的不服申立決定のとき、当該不服申立ての放棄のとき、第8条に基づく聴聞を受ける権利の放棄のとき、又は主張されたアンチ・ドーピング規則違反に対して適切な時期に異議が唱えられなかったときから20日以

内に、JADAは、競技、違反の対象となったアンチ・ドーピング規則、違反をした競技者又はその他の人の氏名、関係する禁止物質又は禁止方法(もしあれば)及び課せられた措置を含む当該アンチ・ドーピング事案に関する処理について一般報告しなければならない。JADAはまた、20日以内に、上記情報を含む、アンチ・ドーピング規則違反に関する終局的な不服申立ての決定の結果についても一般報告しなければならない。

- 14.3.3 聴聞会又は不服申立ての後に*競技者*又はその他の人がアンチ・ドーピング規則に違反していない旨決定された場合には、当該決定は当該決定の対象となった*競技者*又はその他の人の同意がある場合にのみ一般開示される。JADAは、当該同意を得るために合理的な努力を行うものとし、また、同意が得られた場合には、当該決定を完全な形で、又は*競技者*若しくはその他の人が認める範囲で編集した形で一般開示するものとする。
- 14.3.4 開示は、少なくとも、要請された情報を JADA のウェブサイトに おいて 1 ヶ月間又は 資格停止期間の存続期間のいずれか長い方 の期間、掲載することにより、行われるものとする。
- 14.3.5 JADA 若しくは国内競技連盟又はそれらの役職員等は、アンチ・ドーピング規則違反が主張されている当該競技者若しくはその他の人又はその代理人に起因する公のコメントに対応する場合を除き、(手続及び科学的知見の一般的な説明とは異なる)未決の事案における特定の事実につき公に見解を述べてはならない。
- 14.3.6 第 14.3.2 項において要請される義務的な一般報告は、アンチ・ドーピング規則違反を行ったと判断された*競技者*又はその他の人が 18 歳未満の者の場合には要請されないものとする。18 歳未満の者に関する事案における任意的な一般報告は、当該事案の事実及び状況に釣り合うものとする。

14.4 統計数値の報告

アンチ・ドーピング機関は、少なくとも年1回、ドーピング・コントロール活動の全体的な統計数値の報告書を公表し、その写しを WADA に対して提出するものとする。JADA は、各検査において検査を受けた各競技者の氏名及び検査の日付に関する報告書についても公表することができる。

14.5 ドーピング・コントロール情報に係るクリアリングハウス *JADA* は、複数のアンチ・ドーピング機関による検査配分計画の調整を促

進すると共に、不要な検査重複を回避するために、ADAMS を使用して、 当該競技者に関する競技会(時)検査及び競技会外の検査の内容を、検 査実施後、できるだけ早期にクリアリングハウスたる WADA に対して報 告するものとする。当該情報は、必要に応じて、該当規則に従い、競技 者、競技者の国際競技連盟、及び競技者に対して検査権限を有するその 他アンチ・ドーピング機関に利用可能なものとされる。

14.6 データプライバシー

- 14.6.1 JADA は、世界規程、国際基準(特に「プライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準」を含む。)及び本規程に従い、各々のアンチ・ドーピング活動を遂行するのに必要かつ適切である場合には、競技者その他の人に関する個人情報を収集し、保管し、加工し、又は、開示することができる。
- 14.6.2 本規程に従い、情報(個人的データを含む)を人に提出する*参加者*は、「プライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準」その他本規程を実施する上で必要であるところに従い、当該情報が当該人により収集、処理、開示及び使用されうる旨、適用のあるデータ保護法等に基づき、同意したものとみなされるものとする。

15 第15条 決定の適用及び承認

15.1 世界規程に適合し、かつ署名当事者の権限内でなされる検査、聴聞会の結果、又は当該署名当事者によるその他の終局的な決定は、第13条が規定する不服申立ての権利を条件として、世界中で適用され、JADA及びすべての国内競技連盟により承認され、尊重されるものとする。

[第15.1 項の解説:他のアンチ・ドーピング機関のTUE 決定の承認の範囲は、第4.4 項及び「治療使用特例に関する国際基準」により決定されるものとする。 7

15.2 *JADA* 及びすべての*国内競技連盟*は、*世界規程*を受諾していないその他の 機関が行った方法についても、当該機関の規則が*世界規程*に適合している 場合には、これを承認するものとする。

[第15.2 項の解説:世界規程を受諾していない機関による決定について、世界規程に準拠している点とそうでない点がある場合には、JADA 又は国内競技連盟は当該決定について、世界規程の原則に調和するような形で適用するよう試みるべきである。例えば、世界規程と整合する手続において、非署名当事者が、禁止物質が競技者の体内に存在するという理由で、競技者のアンチ・ドーピング規則違反を認定したが、適用される資格停止期間は本規程において規定された期間よりも短いという場合には、JADAは、アンチ・ドーピング規則違反の事実認定を承認するべきであり、かつ、本規程に定められた、より長い期間の資格停止期間を課すべきか否かを決定するために、第8条に適合する聴聞会を実施するべきである。7

15.3 *日本アンチ・ドーピング規律パネル*又は*日本スポーツ仲裁機構*による本規程の違反に関する決定は、第13条が規定する不服申立ての権利を条件として、すべての*国内競技連盟*により承認され、これらの*国内競技連盟*は、当該決定を有効とさせるために一切の必要な措置を講ずるものとする。

16 第16条 時効

アンチ・ドーピング規則違反が発生したと主張された日から 10 年以内に、*競技* 者又はその他の人が第7条の定めに従いアンチ・ドーピング規則違反の通知を受けなかった場合、又は通知の付与が合理的に試みられなかった場合には、当該*競技者*又はその他の人に対してアンチ・ドーピング規則違反の手続は開始されないものとする。

17 第 17 条 JADA による 世界規程の遵守状況に関する WADA への報告

JADA は、世界規程第 23.5.2 項に従い、JADA による 世界規程の遵守状況について、WADA に報告する。

18 第18条 教育

JADA は、少なくとも世界規程第 18.2 項において列挙されている事項について、スポーツのインテグリティ、及びドーピングのないスポーツを保護し、発展させるための情報、教育、予防及びコミュニケーション・プログラムを計画し、実施し、評価し、監督するものとし、*競技者*及び*サポートスタッフ*による当該プログラムへの積極的な参加を支援するものとする。

情報プログラムは、第 18.2 項に定めるとおり *競技者*及びその他の人に対し、規則に基づく基本的な情報を提供することに重点が置かれるべきである。教育プログラムは、予防し、価値を発展させることに重点を置き、学校のカリキュラムでの実施を通して特に若い世代を念頭に置き、*競技者*及びサポートスタッフに対して実施されるべきである。

スポーツを通した教育並びにスポーツにおける倫理的価値及び価値は、日本のスポーツの核心部分である。前文で述べたように、スポーツの促進及び発展のために教育プログラムを実施し、実行するのは、スポーツ・コミュニティの責任である。

18.1 情報プログラム

国内競技連盟は、JADA により定期的に更新され利用可能な状態に置かれた情報に基づき、少なくとも以下の事項について、最新の正確な情報を競技者又はその他の人に提供するものとする。

- a) *禁止表*に記載された物質及び方法
- b) アンチ・ドーピング規則違反
- c) 措置、健康被害及び社会的な結果を含むドーピングの結果
- d) ドーピング・コントロール手続
- e) *競技者*の権利及び責任
- f) サポートスタッフの権利及び責任

- g) TUE
- h) 栄養補助食品のリスク管理
- i) スポーツの精神に対するドーピングの害悪、並びに
- i) 居場所情報関連義務

第20条、第21条、第22条及び第23条において定めるとおり、適用されるすべてのアンチ・ドーピング規範及び規則の認識及び遵守こそが、スポーツに従事する人の役割であり、責任である。サポートスタッフは、本規程に従って採択されたアンチ・ドーピング規範や規則に関し、*競技者*を教育し、また、*競技者*に助言するものとする。

プログラムは、ドーピングのないスポーツに大きく寄与し、かつ、*競技* 者及びその他の人による意思決定に対して、積極的かつ長期的な影響を 及ぼす環境を確立するため、スポーツの精神を推進するものとする。

18.2 スポーツの価値及び精神、教育プログラム

教育プログラムは、スポーツ固有の価値、すなわちスポーツの精神及びスポーツの価値を促進するものとする。これは人々に対し積極的かつ長期的な影響を及ぼすものである。当該プログラムは、しかるべき成長段階に至った学校及びスポーツクラブに所属する若い世代、保護者、成人の*競技者*、スポーツ関係者、コーチ、医療従事者並びにメディアを主に対象とすべきものである。

スポーツに従事する者及びスポーツについて責任を負う者は、スポーツ の精神及びドーピングのないスポーツのために、価値に重きを置く教育 プログラムに対する積極的な参加を促進し、支援するものとする。

18.3 職務上の行為規範

JADA は JSC とともに、世界規程に適合する、適切な行動規範、アンチ・ドーピングに関わるスポーツ慣行に関するグッドプラクティス及び倫理、並びに制裁を策定し、実施するよう、関連する所轄職務団体・機関に働きかけるものとする。

19 第 19 条 研究活動

19.1 アンチ・ドーピング研究活動の目的

アンチ・ドーピング研究活動は、効率的なアンチ・ドーピング・プログラムの策定、実施に資するとともに、価値に重きを置く教育プログラムの促進にも寄与する。

JADAは、その加盟機関及び関係者と協力して、当該研究活動を奨励及び 推進し、また合理的なあらゆる手段を講じて、当該研究活動の成果が世 界規程の原則に適合した目的の推進のために用いられるようにする。

19.2 研究活動の類型

関係するアンチ・ドーピング研究活動には、例えば、医学研究、分析学的研究及び生理学的研究に加えて、政策的研究、マネジメント研究、社会学的研究、行動様式研究、法的研究及び倫理的研究などが含まれる。 世界規程の原則に適合し、かつ、被験者の尊厳を尊重した科学的根拠のある生理学的・心理学的トレーニングプログラムの立案及びその効率性の評価についての研究のほか、科学の発展の結果生じた新たな物質又は方法の使用についての研究も実施されるべきである。

19.3 研究の実施方法

アンチ・ドーピングのための研究活動は、国際的に認められた倫理的な慣行に従ってなされるものとする。

19.4 禁止物質及び禁止方法を用いる研究活動

研究活動においては、*競技者*に対する*禁止物質*及び*禁止方法*の*投与*を回避すべきである。

19.5 成果の悪用

アンチ・ドーピング研究活動の成果がドーピング目的に悪用されないよう十分に注意が払われるべきである。

20 第 20 条 公益財団法人日本オリンピック委員会 (JOC) の役割と責務

20.1 本規程に準拠したアンチ・ドーピング規範及び規則を採択し、実施すること。

- **20.2** 加盟組織の規範、規則及びプログラムが本規程を遵守していることを加盟要件として義務付けること。
- **20.3** *JADA* の自治を尊重し、その運営上の決定及び活動を妨げないこと。
- **20.4** *国内競技連盟がアンチ・*ドーピング規則違反を示し又は関連する情報を *JADA* 及び国際競技連盟に報告すること、並びにドーピング捜査を行う 権限を有する アンチ・ドーピング機関のドーピング捜査に協力すること を要請すること。
- 20.5 傘下の*国内競技連盟*に対し、*国内競技連盟*若しくはその加盟機関により 承認され、又は運営される*競技会*若しくは活動に参加するすべての*競技* 者及びサポートスタッフに対し、本規程に適合したアンチ・ドーピング 規則及びアンチ・ドーピング機関の結果管理権限に拘束されることに同 意することを、当該参加の要件として要求する規則を定めることを要請 すること。
- **20.6** 国際*競技大会*に派遣するすべての*競技者*及び*サポートスタッフ*に対し、本規程に拘束されることに同意することを、当該派遣の要件として要請すること。
- 20.7 国内競技連盟に正式加入していない競技者に対して、JOCが派遣主体となる競技大会との関連で提出された代表候補選手名簿若しくは後日提出される大会派遣名簿において当該競技者が特定されてからすぐに、「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」の要請に従い、検体採取を可能にすること、並びに居場所情報を提出することを、JOCが派遣主体となる競技大会への最低限の参加要件として義務付けること。
- 20.8 サポートスタッフ又はその他の人が各ドーピング事案に関与しているか否かの調査を含む、自己の管轄内におけるすべてのアンチ・ドーピング規則違反の可能性を JADA に報告すること、結果の適切な執行を確保すること、並びに 18 歳未満の者、又はアンチ・ドーピング規則違反を行ったと判断された一名若しくは二名以上の競技者を支援したサポートスタッフに関連するアンチ・ドーピング規則違反の場合において、サポートスタッフの自動的なドーピング捜査を実施すること。
- **20.9** 事務局内にアンチ・ドーピング活動の推進担当者を配置し、最新の情報を収集、管理するとともに、関係者間で情報の共有を可能とする体制を構築すること。
- 20.10 アンチ・ドーピング活動を所管する委員会等を設置し、自己が主体となって実施するアンチ・ドーピング活動を積極的に展開すること。また、アンチ・ドーピング活動を実施する委員等に対して、最新の情報を収集し常に最新の規則を把握することを要請すること。

- **20.11** アンチ・ドーピング規則に違反した*競技者*又は*サポートスタッフ*に対し、 その*資格停止*期間中、当該*競技者*又は*サポートスタッフ*に対する資金拠 出の全部又は一部を留保すること。
- **20.12** 本規程を遵守しない加盟団体又は認定*国内競技連盟*に対する資金拠出 の全部又は一部を停止すること。
- 20.13 自己の権利と責務を*競技者*、とりわけ 18 歳未満の者である*競技者*が理解することができるよう、アンチ・ドーピングに関する情報提供、啓発、教育プログラムを実施、推進すると共に、これらのプログラムを(必要な場合には JADA と連携する等して)行うよう 国内競技連盟に要請すること。
- **20.14** 関係する国内機関及び団体並びに他のアンチ・ドーピング機関と協力すること。
- 20.15 正当な理由なく*禁止物質*又は*禁止方法*を使用する*サポートスタッフ*が自己の所轄の下の*競技者*に支援を提供することを防ぐための懲戒規則を設け、かつ*国内競技連盟*がかかる懲戒規則を設けるよう要請すること。

21 第 21 条 日本パラリンピック委員会 (JPC) の役割と責務

- **21.1** 本規程に準拠したアンチ・ドーピング規範及び規則を採択し、実施すること。
- **21.2** 加盟組織の規範、規則及びプログラムが本規程を遵守していることを加盟要件として義務付けること。
- 21.3 JADA の自治を尊重し、その運営上の決定及び活動を妨げないこと。
- **21.4** *国内競技連盟*がアンチ・ドーピング規則違反を示し又は関連する情報を *JADA* 及び国際競技連盟に報告すること、並びにドーピング捜査を行う 権限を有するアンチ・ドーピング機関のドーピング捜査に協力すること を要請すること。
- 21.5 傘下の国内競技連盟に対し、国内競技連盟若しくはその加盟機関により 承認され、又は運営される競技会若しくは活動に参加するすべての競技 者及びサポートスタッフに対し、本規程に適合したアンチ・ドーピング 規則及びアンチ・ドーピング機関の結果管理権限に拘束されることに同 意することを、当該参加の要件として要求する規則を定めることを要請 すること。
- **21.6** 国際*競技大会*に派遣するすべての*競技者*及び*サポートスタッフ*に対し、 本規程に拘束されることに同意することを、当該派遣の要件として要請 すること。
- 21.7 *国内競技連盟*に正式加入していない*競技者*に対して、*JPC* が派遣主体となる*競技大会*との関連で提出された代表候補選手名簿若しくは後日提出される大会派遣名簿において当該*競技者*が特定されてからすぐに、「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」の要請に従い、*検体*採取を可能にすること、並びに場所情報を提出することを、*JPC* が派遣主体となる*競技大会*への最低限の参加要件として義務付けること。
- 21.8 サポートスタッフ又はその他の人が各ドーピング事案に関与しているか否かの調査を含む、自己の管轄内におけるすべてのアンチ・ドーピング規則違反の可能性を JADA に報告すること、結果の適切な執行を確保すること、並びに 18 歳未満の者、又はアンチ・ドーピング規則違反を行ったと判断された一名若しくは二名以上の競技者を支援したサポートスタッフに関連するアンチ・ドーピング規則違反の場合において、サポートスタッフの自動的なドーピング捜査を実施すること。
- **21.9** 事務局内にアンチ・ドーピング活動の推進担当者を配置し、最新の情報を収集、管理するとともに、関係者間で情報の共有を可能とする体制を構築すること。

- 21.10 アンチ・ドーピング活動を所管する委員会等を設置し、自己が主体となって実施するアンチ・ドーピング活動を積極的に展開すること。また、アンチ・ドーピング活動を実施する委員等に対して、最新の情報を収集し常に最新の規則を把握することを要請すること。
- **21.11** アンチ・ドーピング規則に違反した*競技者*又は*サポートスタッフ*に対し、 その*資格停止*期間中、当該*競技者*又は*サポートスタッフ*に対する資金拠 出の全部又は一部を留保すること。
- **21.12** 本規程を遵守しない加盟団体又は認定*国内競技連盟*に対する資金拠出 の全部又は一部を停止すること。
- 21.13 自己の権利と責務を*競技者*、とりわけ 18 歳未満の者である*競技者*が理解することができるよう、アンチ・ドーピングに関する情報提供、啓発、教育プログラムを実施、推進すると共に、これらのプログラムを(必要な場合には JADA と連携する等して)行うよう 国内競技連盟に要請すること。
- **21.14** 関係する国内機関及び団体並びに他のアンチ・ドーピング機関と協力すること。
- 21.15 正当な理由なく*禁止物質*又は*禁止方法*を使用する*サポートスタッフ*が自己の所轄の下の*競技者*に支援を提供することを防ぐための懲戒規則を設け、かつ*国内競技連盟*がかかる懲戒規則を設けるよう要請すること。

22 第 22 条 公益財団法人日本体育協会(JASA)の役割と責務

- **22.1** 本規程に準拠したアンチ・ドーピング規範及び規則を採択し、実施すること。
- **22.2** 加盟する競技団体の規範、規則及びプログラムが本規程を遵守することを促し、啓発に努めること。
- 22.3 JADA の自治を尊重し、その運営上の決定及び活動を妨げないこと。
- 22.4 加盟する競技団体がアンチ・ドーピング規則違反を示し又は関連する情報を *JADA* 及び関連する競技連盟に報告すること、並びにドーピング捜査を行う権限を有する アンチ・ドーピング機関のドーピング捜査に協力することを要請すること。
- **22.5** 国民体育大会に参加するすべての*競技者*及び*サポートスタッフ*に対し、本規程に拘束されることに同意することを、当該参加の要件として要請すること。
- 22.6 国民体育大会に参加する日本法上の未成年者である*競技者*(以下「20歳未満の*競技者*」という。)について、ドーピング*検査*の対象となる可能性があることにつき、親権者及び 20歳未満の*競技者*本人の書面による同意を取り付けること。また、20歳未満の*競技者*及び親権者からの書面による当該同意がなされた旨を JADA に報告すること。
- 22.7 自己の権利と責務を*競技者、とりわけ 18 歳未満の者である競技者*が理解することができるよう、アンチ・ドーピングに関する情報提供、啓発、教育プログラムを実施、推進すると共に、これらのプログラムを(必要な場合には *JADA* と連携する等して)行うよう加盟団体に要請すること。
- 22.8 サポートスタッフ又はその他の人が各ドーピング事案に関与しているか否かの調査を含む、自己の管轄内におけるすべてのアンチ・ドーピング規則違反の可能性を JADA に報告すること、結果の適切な執行を確保すること、並びに 18 歳未満の者、又はアンチ・ドーピング規則違反を行ったと判断された一名若しくは二名以上の競技者を支援したサポートスタッフに関連するアンチ・ドーピング規則違反の場合において、サポートスタッフの自動的なドーピング捜査を実施すること。
- **22.9** 事務局内にアンチ・ドーピング活動の推進担当者を配置し、最新の情報を収集、管理するとともに、関係者間で情報の共有を可能とする体制を構築すること。
- 22.10 アンチ・ドーピング活動を所管する委員会等を設置し、自己が主体となって実施するアンチ・ドーピング活動を積極的に展開すること。また、アンチ・ドーピング活動を実施する委員等に対して、最新の情報を収集

- し常に最新の規則を把握することを要請すること。
- **22.11** 公認スポーツ指導者制度において、アンチ・ドーピング教育を実施することを推奨すること。
- **22.12** アンチ・ドーピング規則に違反した*競技者*又は*サポートスタッフ*に対し、 その*資格停止*期間中、当該*競技者*又は*サポートスタッフ*に対する資金拠 出の全部又は一部を留保すること。
- **22.13** 本規程を遵守しない加盟競技団体に対する資金拠出の全部又は一部を 停止すること。
- **22.14** *JADA* と連携してアンチ・ドーピングに関する情報提供、啓発、教育を行うよう加盟競技団体に要請することを含み、アンチ・ドーピングに関する情報提供、啓発、教育を実施、推進すること。
- **22.15** 関係する国内機関及び団体並びに他のアンチ・ドーピング機関と協力すること。
- **22.16** 正当な理由なく*禁止物質*又は*禁止方法*を使用する *サポートスタッフ*が、自己の所轄の下の*競技者*に支援を提供することを防ぐための懲戒規則を設けること。

23 第23条 国内競技団体の役割と責務

- **23.1** 本規程に準拠したアンチ・ドーピング規範及び規則を採択し、実施すること。
- **23.2** 都道府県連盟、クラブチーム等の下部組織の規範、規則及びプログラム が本規程を遵守していることを加盟要件として義務付けること。
- 23.3 JADA の自治を尊重し、その運営上の決定及び活動を妨げないこと。
- 23.4 傘下の都道府県連盟、クラブ等が、アンチ・ドーピング規則違反を示し 又は関連する情報を JADA に報告すること、及びドーピング捜査を行う 権限を有する アンチ・ドーピング機関のドーピング捜査に協力すること を要請すること。
- **23.5** 自己が主催するまたは、傘下の組織が主催する*競技会*において本規程の 適用を確実にすること。
- 23.6 自己または傘下の組織が主催する*競技大会*においてドーピング*検査*室 の設置を含む*検査*運営に協力すること。*JADA* からの要請に従い、*競技 大会*の規模に見合うシャペロンの確保を行うこと。
- 23.7 自己が関係する国際*競技大会*に参加する海外からの*競技者*を含む*競技* 大会参加競技者の所在を含む照会に応じること。
- **23.8** 運営される*競技会*若しくは活動に参加するすべての*競技者*及び*サポートスタッフ*に対し、本規程に拘束されることに同意することを、当該参加の要件として要請すること。
- 23.9 自己に正式加入していない*競技者*に対し、*競技大会*の参加資格要件として、本規程に拘束されることに同意すること、*検体*の採取を可能にすること、必要に応じて正確かつ最新の居場所情報を提出することを要請すること。
- **23.10** *検査対象者登録リスト*(RTP)に登録された*競技者*に対して、居場所情報提出の注意喚起をおこなう等適切な情報提供や支援を講ずること。
- **23.11** 国際競技連盟の*検査対象者登録リスト* (RTP) に登録された*競技者*について、*JADA* に通知すること。
- 23.12 20 歳未満の*競技者*について、ドーピング*検査*の対象となる可能性があることについて、親権者及び 20 歳未満の*競技者*本人の書面による同意を取り付けること。また、20 歳未満の*競技者*及び親権者からの書面による当該同意がなされた旨を JADA に報告すること。
- 23.13 自己の権利と責務を*競技者*、とりわけ 18 歳未満の者である*競技者*が理解することができるよう、(必要な場合には JADA と連携して) アンチ・ドーピングに関する情報提供、啓発、教育プログラムを整備し、これを

実施すること。

- 23.14 *サポートスタッフ*又はその他の人が各ドーピング事案に関与している か否かの調査を含む、自己の管轄内におけるすべてのアンチ・ドーピン グ規則違反の可能性を積極的に追及すること。
- 23.15 サポートスタッフ又はその他の人が各ドーピング事案に関与しているか否かの調査を含む、自己の管轄内におけるすべてのアンチ・ドーピング規則違反の可能性を JADA に報告すること、結果の適切な執行を確保すること、並びに 18 歳未満の者、又はアンチ・ドーピング規則違反を行ったと判断された一名若しくは二名以上の競技者を支援したサポートスタッフに関連するアンチ・ドーピング規則違反の場合において、サポートスタッフの自動的なドーピング捜査を実施すること。
- 23.16 事務局内にアンチ・ドーピング活動の推進担当者を配置し、最新の情報 を収集、管理するとともに、関係者間で情報の共有を可能とする体制を 構築すること。
- 23.17 アンチ・ドーピング活動を所管する委員会等を設置し、自己が主体となって、*JADA* と協働で傘下の*競技者*及び*サポートスタッフ*に対するアンチ・ドーピング情報提供、啓発、教育活動を積極的に推進すること。また、アンチ・ドーピング活動を実施する委員等に対して、最新の情報を収集した上でそれらを提供し、常に最新の規則を把握し理解することを要請すること。
- 23.18 アンチ・ドーピング規則に違反した傘下の*競技者*及び都道府県競技連盟 等に対する資金拠出の全部又は一部を留保すること。
- **23.19** 関係する国内機関及び団体並びに他のアンチ・ドーピング機関と協力すること。
- **23.20** 正当な理由なく*禁止物質*又は*禁止方法*を使用する *サポートスタッフ*が、自己の所轄の下の*競技者*に支援を提供することを防ぐための懲戒規則を設けること。
- 23.21 単一の年度内に複数回のアンチ・ドーピング規則違反者が発生した場合には、金50万円(又は、聴聞会運営累計経費相当額のいずれか高い方)の負担金をJADAに対して支払うこと。

24 第 24 条 *競技者*及び*サポートスタッフ*の役割と責務

24.1 競技者の役割と責務

24.1.1 本規程に基づき導入されたアンチ・ドーピング規範及び規則を

すべて理解し、遵守すること。

24.1.2 いつでも*検体*採取に応じること。

[第24.1.2 項の解説:競技者の人権及びプライバシーに配慮して、正当なアンチ・ドーピング上の判断の結果として深夜又は早朝の検体採取が要請される場合がある。例えば、競技者の一部は、朝発覚されないようにするため、当該時間帯に少量のEPO を使用することが知られている。]

- 24.1.3 アンチ・ドーピングとの関連で、自己の摂取物及び使用物に関して責任を負うこと。
- 24.1.4 禁止物質及び禁止方法を使用してはならないという義務を 負っていることを医療従事者に対して自らが伝達するととも に、自らが受ける医療処置についても、本規程に基づき導入さ れたアンチ・ドーピング規範及び規則に対する違反に該当しな いようにすること。
- 24.1.5 自身が過去 10 年間の間にアンチ・ドーピング規則違反を行った旨の非*署名当事者*による発見の決定を *JADA* 及び関連する *国内競技連盟*に開示すること。
- 24.1.6 アンチ・ドーピング捜査を実施するアンチ・ドーピング機関に協力すること。

[第24.1.6 項の解説:ドーピング捜査に協力しないことは本規程に基づくアンチ・ドーピング規則違反ではないが、関係機関の規則に基づく懲戒処分の根拠となりうる。

24.1.7 *競技者*は、自身の社会に果たす役割を認識し、スポーツを通して良い影響力を行使すること。

24.2 サポートスタッフの役割及び責務

- 24.2.1 本規程に盛り込まれたアンチ・ドーピング規範及び規則のうち 自己に適用されるもの、又は支援を行う*競技者*に適用されるも のをすべて理解し、遵守すること。
- 24.2.2 *競技者の検査*プログラムに協力すること。
- 24.2.3 ドーピングを行わない態度を醸成するために、*競技者*の価値観及び行動に対し自らの影響力を行使すること。
- 24.2.4 *サポートスタッフ*が過去 10 年間の間にアンチ・ドーピング規 則違反を行った旨の非*署名当事者*による発見の決定を *JADA* 及 び関連する *国内競技連盟*に開示すること。
- 24.2.5 アンチ・ドーピング捜査を実施するアンチ・ドーピング機関に

協力すること。

[第24.2.5 項の解説:ドーピング捜査に協力しないことは本規程に基づくアンチ・ドーピング規則違反ではないが、関係機関の規則に基づく懲戒処分の根拠となりうる。]

24.2.6 *サポートスタッフ*は、正当な理由なく*禁止物質*又は*禁止方法を使用*し又は*保有*しないものとする。

[第24.2.6 項の解説:サポートスタッフによる正当な理由なき禁止物質若しくは禁止方法の使用又は個人的保有が本規程に基づくアンチ・ドーピング規則違反に該当しない場合には、他のスポーツ懲戒規則が適用されるべきである。コーチその他のサポートスタッフは多くの場合競技者のロールモデルである。コーチその他のサポートスタッフは、競技者がドーピング行為を行わないよう奨励する自らの責任と矛盾するような個人的な行いをすべきではない。]

25 第25条 本規程の改正及び解釈

- 25.1 本規程は、JADAがこれを随時改正することができる。
- 25.2 本規程は独立かつ自立した文書として解釈されるものとし、既存の法令を 参照して解釈されないものとする。
- 25.3 本規程の各部及び各条項の見出しは、便宜上のものであって、本規程の実体規定の一部とはみなされず、また、当該見出しが言及する規定の文言に対して影響するものであるとはみなされない。
- 25.4 *世界規程*及び*国際基準*は本規程の不可分一体の部分として扱われるものとし、齟齬がある場合には本規程に優先するものとする。
- 25.5 本規程は*世界規程*の適用条項に従い採択されたものであり、*世界規程*の適用条項に一致する形で解釈されるものとする。序論は本規程の不可分の一部として扱われるものとする。
- 25.6 *世界規程*及び本規程の各条項に付されている解説は、本規程の解釈に使用 されるものとする。
- 25.7 本規程は2015年1月1日(以下「効力発生日」という。)付けで完全に 効力を生じた。本規程は効力発生日に先立ち係争の対象となった事項には 遡及的に適用されない。但し、以下を例外とする。
 - 25.7.1 効力発生日に先立ち発生したアンチ・ドーピング規則違反は、効力発生日の後に発生した違反のために第 10 条に基づき制裁を決定する上で、「1回目の違反」又は「2回目の違反」として数えられる。

- 25.7.2 第 10.7.5 項に基づく複数回の違反の認定において従前の違反が 考慮される際の遡及的期間及び第 16 条に定める時効は、いずれ も手続的規則であり、遡及的に適用されるべきである。但し、第 16 条は、時効期間が効力発生日までに既に満了していない場合 に限り、遡及的に適用されるべきである。このほか、効力発生日 において係争中であるアンチ・ドーピング規則違反の事案、及び 効力発生日前に発生したアンチ・ドーピング規則違反の事案に つき、当該事案は、当該事案を聴聞するパネルが当該事案の状況 の下において「寛大な法 (lex mitior)」の原則が適切に該当する 旨判断する場合を除き、主張されるアンチ・ドーピング規則違反 が発生した時点において効力を有する実体的なアンチ・ドーピング規則に準拠するものとする。
- 25.7.3 効力発生日に先立つ第 2.4 項の居場所情報関連義務違反(「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」において定義されるところの居場所情報提出義務違反又は検査未了のいずれかであるかを問わない。)は、その消滅までは「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」に従ってこれについての手続を進め、かつ、これに依拠することが可能であるが、当該違反の発生から 12 ヶ月後に消滅したものとみなされるものとする。
- 25.7.4 アンチ・ドーピング規則違反の存在を認める終局的決定が効力発生日に先立ち交付されたものの、競技者又はその他の人が効力発生日において未だ資格停止期間に服している事案については、競技者又はその他の人は、本規程に照らして資格停止期間の軽減の検討を受けることを求めて、当該アンチ・ドーピング規則違反について結果管理責任を負うアンチ・ドーピング機関に申請を行うことができる。当該申請は資格停止期間が終了する前に行われなければならない。下された決定に対しては、第13.2 項に従いこれに不服申立てを提起することができる。本規程は、アンチ・ドーピング規則違反の存在を認めた終局的決定が下され、資格停止期間が終了した事案に対しては適用されないものとする。
- 25.7.5 第 10.7.1 項に基づく 2 回目の違反につき 資格停止期間を賦課する上では、1 回目の違反の制裁が効力発生日前に効力を有していたルールに基づき決定された場合には、本規程が適用可能であったならば 1 回目の違反について賦課されていたであろう資格停止期間が適用されるものとする。

26 第 26 条 世界規程の解釈

- 26.1 *世界規程*の正文は *WADA* が維持するものとし、英語及びフランス語で公表されるものとする。英語版とフランス語版との間に矛盾が生じた場合、英語版が優先するものとする。
- 26.2 *世界規程*の各条項に付されている解説は、*世界規程*の解釈に使用されるものとする。
- 26.3 *世界規程*は独立かつ自立した文書として解釈されるものとし、*署名当事者* 又は各国政府の既存の法令を参照して解釈されないものとする。
- 26.4 *世界規程*の各部及び各条項の見出しは、便宜上のものであって、*世界規程* の実体規定の一部とはみなされず、また、当該見出しが言及する規定の文言に対して影響するものであるとはみなされない。
- 26.5 世界規程は、署名当事者によって受諾され、当該署名当事者の規則にて実施される以前から審理中の事案に対し、遡及して適用されない。但し、世界規程以降に発生した違反について第10条に基づいて制裁措置を認定する場合には、世界規程以前におけるアンチ・ドーピング規則違反も「1回目の違反」又は「2回目の違反」として数えられる。
- 26.6 「世界アンチ・ドーピング・プログラム及び*世界規程*の目的、範囲及び構成」、「付属文書 1-定義」及び「付属文書 2-第 10 条の適用例」は、*世界規程*の不可分の一部として扱われる。

27 第27条 情報及び通知

27.1 情報

本規程に従って、何らかの組織又は人に対して、データや医学的情報を 含む情報を提出する人は、当該情報が当該組織又は人により、本規程の 実施を目的として使用されることに同意しているとみなされるものとす る。

27.2 通知

- 27.2.1 本規程において言及されているすべての通知は、本第 27.2 項(通知) の規定に従うものとする。
- 27.2.2 *JADAの検査対象者登録リスト*に掲げられている*競技者*は、*JADA* に通知送付先を提供するものとし、送付先を変更する場合には、 *JADA*に当該変更の詳細を提供する責任を負う。
- 27.2.3 *JADAの検査対象者登録リスト*に掲げられている*競技者への*通知は、*競技者*によって *JADA* に提供された送付先に送付されるものとする。当該通知は、送付後 3 日経過後には受領されたものとみなされるものとする。
- 27.2.4 その他の*競技者*又はその他の人への通知は、当該*競技者*又は人によって提供された送付先に送付することで実行されるものとする。当該通知は、送付後3日経過後には受領されたものとみなされるものとする。
- 27.2.5 *JADA* は、書留郵送、ファクシミリ、電子メール、電話、その他の利用可能な伝達手段を使用して通知を付与することができる。

28 第28条 有効性及び準拠法

28.1 有効性

- 28.1.1 本規程又は本規程で言及されている手続からの逸脱は、いかなる 所見、決定又は結果も無効にしないものとする。但し、当該逸脱 が当該所見、決定又は結果に対して重大な疑義を投ずる場合は、 この限りではない。
- 28.2.2 本規程の条項が何らかの理由で無効、執行不能又は違法とされた場合でも、本規程は、当該条項とは別に有効に存続するものとする。当該条項は、無効、執行不能又は違法とされた範囲において削除されたとみなされるものとする。
- 28.1.3 本規程の実施において、人により信義誠実によって実施されたすべての行為は、当該実行者である人の任命、資格又は権限に瑕疵があったと後に判明した場合であっても、当該人の任命、資格又は権限が適切に行われた又は付与されていた場合と同様に有効とするものとする。

28.2 準拠法

本規程は日本法を準拠法とする。

29 付属文書1 定義

「ADAMS」とはアンチ・ドーピング管理運営システムであり、データ保護に関する法とあいまって、関係者及び WADA のアンチ・ドーピング活動を支援するように設計された、データの入力、保存、共有、報告をするためのウェブ上のデータベースによる運営手段をいう。

「**投与**」とは、他の人による、*禁止物質*又は*禁止方法*の、提供、供給、管理、促進、その他*使用*又は*使用の企で*への参加をいう。但し、当該定義は、真正かつ適法な治療目的その他認められる正当理由のために*使用*された*禁止物質*又は*禁止方法*に関する誠実な医療従事者の行為を含まないものとし、又、当該*禁止物質*が真正かつ適法な治療目的のために意図されたものでないこと若しくは競技力を向上させるために意図されたものであることについて状況全体から立証された場合を除き、当該定義は、*競技会外の検査*において禁止されない*禁止物質*に関する行為を含まないものとする。

「**違反が疑われる分析報告**」とは、WADA 認定分析機関又は「分析機関に関する国際基準」及びこれに関連するテクニカルドキュメントに適合する WADA 承認分析機関からの報告のうち、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーの存在(内因性物質の量的増大を含む。)が*検体*において確認されたもの、又は*禁止方法の使用*の証拠が*検体*において確認されたものをいう。

「アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告」とは、適用の ある国際基準において記載されているアスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく 違反が疑われる報告として特定された報告をいう。

「*アンチ・ドーピング機関*」とは、*ドーピング・コントロール*の過程の開始、実施、又は 執行に関する規則を採択する責任を負う*署名当事者*をいう。

具体例としては、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、その他の自己の *競技大会*において*検査*を実施する*主要競技大会機関、WADA*、国際競技連盟、*国内アンチ・* ドーピング機関が挙げられる。

「競技者」とは、国際レベル(定義については各国際競技連盟が定める。)又は国内レベル(定義については各国内アンチ・ドーピング機関が定める。)のスポーツにおいて競技するすべての人をいう。アンチ・ドーピング機関は、国際レベルの競技者又は国内レベルの競技者のいずれでもない競技者につき、アンチ・ドーピング規則を適用することによりこれらの者を「競技者」の定義に含める裁量を有する。国際レベルの競技者又は国内レベ

ルの競技者のいずれでもない競技者につき、アンチ・ドーピング機関は以下の事項を行う選択権を有する。限定した検査を行い若しくは検査を行わないこと、すべての禁止物質を対象として網羅的に分析するのではなく、その一部について検体分析を行うこと、限定的な居場所情報を要請し若しくは居場所情報を要請しないこと、又は事前の TUE を要請しないこと。但し、アンチ・ドーピング機関が、国際レベル又は国内レベルに至らずに競技する競技者につき権限を有し、当該競技者が第 2.1 項、第 2.3 項又は第 2.5 項のアンチ・ドーピング規則違反を行った場合には、世界規程に定める措置(但し、第 14.3.2 項を除く)が適用されなければならない。第 2.8 項及び第 2.9 項並びにアンチ・ドーピング情報及び教育との関係では、世界規程を受諾している 署名当事者、政府その他のスポーツ団体の傘下において競技に参加する人は、競技者に該当する。

[「競技者」の解説:本定義は、国際レベルの競技者及び国内レベルのすべての競技者に 対して世界規程のアンチ・ドーピング規則が適用される旨を明らかにするものである。な お、国際レベル及び国内レベルの競技の厳密な定義は、国際競技連盟及び国内アンチ・ドー ピング機関のアンチ・ドーピング規則が各々定める。また、上記の定義は、国内アンチ・ ドーピング機関が、適切であると判断した場合に、国際レベルの競技者又は国内レベルの 競技者のみならず、より低い水準の競技会における競技参加者及びフィットネス活動を行 うが競技会には全く出場しない個人に対しても自己のアンチ・ドーピング・プログラムの 適用範囲を拡大することをも認めている。よって、例えば、国内アンチ・ドーピング機関 は、レクリエーション・レベルの競技参加者を検査するが、事前のTUE を要請しないよう、 選択することができる。但し、違反が疑われる分析報告又は不当な改変に関するアンチ・ ドーピング規則違反は、世界規程に定めるすべての措置(但し、第 14.3.2 項を除く)をも たらす。フィットネス活動に従事するものの、競技会に参加しないレクリエーション・レ ベルの競技参加者に、措置が適用されるか否かの決定は、国内アンチ・ドーピング機関に **委ねられる。同様に、マスター・レベルの競技参加者のためのみに競技大会を開催する主** 要競技大会機関は、競技参加者を検査するが、すべての禁止物質を対象とする網羅的な検 体分析を行わないことを選択することができる。競技水準の如何にかかわらず、競技参加 者がアンチ・ドーピング関連の情報及び教育を受けられるようにしなければならない。]

「アスリート・バイオロジカル・パスポート」とは、「検査及びドーピング捜査に関する 国際基準」及び「分析機関に関する国際基準」において記載される、データを収集及び照 合するプログラム及び方法をいう。

「サポートスタッフ」とは、スポーツ*競技会*に参加し、又はそのための準備を行う*競技者*と共に行動し、治療を行い、又は支援を行う指導者、トレーナー、監督、代理人、チームスタッフ、オフィシャル、医療従事者、親又はその他の人をいう。

「*企て*」とは、アンチ・ドーピング規則違反に至ることが企図される行為の過程における 実質的な段階を構成する行動に意図的に携わることをいう。但し、*企て*に関与していない 第三者によって察知される前に人が当該*企て*を放棄した場合には、違反を行おうとした当 該違反の*企て*のみを根拠としてアンチ・ドーピング規則違反があったことにはならない。

「非定型報告」とは、違反が疑われる分析報告の決定に先立ってなされる、「分析機関に関する国際基準」又はこれに関連するテクニカルドキュメントに規定された更なるドーピング捜査を要求する旨の、WADA認定分析機関又はその他のWADA承認分析機関からの報告をいう。

「アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告」とは、該当する国際基準において、アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告として記載される報告をいう。

「CAS」とは、スポーツ仲裁裁判所をいう。

「世界規程」とは、世界アンチ・ドーピング規程をいう。

「*競技会*」とは、一つのレース、試合、ゲーム又は単独のスポーツでの競争をいう。具体例としては、バスケットボールの試合又はオリンピックの陸上競技 100 メートル走の決勝戦が挙げられる。段階的に進められる競争及びその他のスポーツ競技のうち日々又はその他の中間的な基準で賞が授与されるものについては、適用される国際競技連盟の規則において*競技会と競技大会と*の区別が定められる。

「アンチ・ドーピング規則違反の措置」(「措置」)とは、競技者又はその他の人がアンチ・ドーピング規則違反を行った場合に、次に掲げるもののうちの一又は二以上の措置が講じられることをいう。

- (a) 「*失効*」とは、特定の*競技会*又は*競技大会*における*競技者*の成績が取り消されることをいい、その結果として、獲得されたメダル、得点、及び褒賞の剥奪を含む*措置*が課される。
- (b)「*資格停止*」とは、一定期間にわたって、*競技者*又はその他の人に対して、アンチ・ドーピング規則違反を理由として、第10.12.1項の規定のとおり、*競技会*若しくはその他の活動への参加が禁止され、又は資金拠出が停止されることをいう。
- (c)「*暫定的資格停止*」とは、第 8 条の規定に従って開催される聴聞会において終局的な判断が下されるまで、*競技者*又はその他の人による*競技会*への参加又は活動が暫定的に禁止されることをいう。

- (d)「*金銭的措置*」とは、アンチ・ドーピング規則違反を理由として賦課される金銭的制裁 措置、又はアンチ・ドーピング規則違反に関連する費用回収をいう。
- (e)「一般開示」又は「一般報告」とは、

一般公衆又は第14条に基づき早期通知の権利を有する人以外の人に対する情報の拡散又は 伝達をいう。チームスポーツにおけるチームもまた、第11条に定めるとおり*措置*に服する 場合がある。

「*汚染製品*」とは、製品ラベル及び合理的なインターネット上の検索により入手可能な情報において開示されていない*禁止物質*を含む製品をいう。

「失効」については、上記の「アンチ・ドーピング規則違反の措置」を参照すること。

「ドーピング・コントロール」とは、居場所情報の提出、*検体*の採取及び取扱い、分析機関における分析、*TUE*、結果の管理並びに聴聞会を含む、検査配分計画の立案から、不服申立ての最終的な解決までのすべての段階及び過程をいう。

「*競技大会*」とは、単一の所轄組織の下で実施される一連の個別*競技会*のことをいう(例、オリンピック大会、FINA 世界選手権大会、パンアメリカン大会)。

「*競技大会会場*」とは、*競技大会*の所轄組織により指定された会場をいう。

「*競技大会の期間*」とは、*競技大会*の所轄組織により定められた、*競技大会*の開始と終了の間の時間をいう。

「過誤」とは、義務の違反又は特定の状況に対する適切な注意の欠如をいう。*競技者*又はその他の人の過誤の程度を評価するにあたり考慮すべき要因は、例えば、当該*競技者*又はその他の人の経験、当該*競技者*又はその他の人が 18 歳未満の者であるか否か、障がい等の特別な事情、当該*競技者*の認識すべきであったリスクの程度、並びに認識されるべきであったリスクの程度との関係で当該*競技者*が払った注意の程度及び行った調査を含む。*競技者*又はその他の人の過誤の程度を評価する場合に考慮すべき事情は、*競技者*又はその他の人による期待される行為水準からの乖離を説明するにあたり、具体的で、関連性を有するものでなければならない。そのため、例えば、競技者が資格停止期間中に多額の収入を得る機会を失うことになるという事実や、競技者に自己のキャリア上僅かな時間しか残されていないという事実、又は競技カレンダー上の時期は、第 10.5.1 項又は第 10.5.2 項に基づき*資格停止*期間を短縮するにあたり関連性を有する要因とはならない。

[解説:競技者の過誤の程度を評価する基準は、過誤が考慮されるすべての条項に共通で

ある。但し、第10.5.2 項の場合、過誤の程度を評価する際に、競技者又はその他の人に「重大な過誤又は過失がないこと」が認定される場合を除き、制裁措置を軽減することは適切ではない。]

「金銭的措置」について、上記の「アンチ・ドーピング規則違反の措置」を参照すること。

「競技会(時)」とは、国際競技連盟又は該当する競技大会の所轄組織の規則に別段の定めがない限り、競技者が参加する予定の競技会の12時間前に開始され、当該競技会及び競技会に関係する検体採取過程の終了までの期間をいう。

[解説:国際競技連盟又は競技大会の所轄組織は、競技大会の期間とは異なる「競技会(時)」 期間を設けることができる。]

「インディペンデント・オブザーバー・プログラム」とは、オブザーバー・チームが、WADA の監督下で、特定の*競技大会*における ドーピング・コントロールの過程を監視し、 ドーピング・コントロールの過程について助言を提供し、監視事項に関して報告を行うことをいう。

「個人スポーツ」とは、チームスポーツ以外のスポーツをいう。

「**資格停止**」については、上記の「アンチ・ドーピング規則違反の*措置*」を参照すること。

「国際*競技大会*」とは、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技 連盟、*主要競技大会機関*又はその他の国際的スポーツ団体が当該*競技大会*の所轄組織であ るか、又は当該*競技大会*に関してテクニカルオフィシャルを指名している*競技大会*又は*競* 技会をいう。

「*国際レベルの競技者*」とは、「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」に適合し、 各国際競技連盟の定義する、*国際レベル*において競技する*競技者*をいう。

[解説:国際競技連盟は、『検査及びドーピング捜査に関する国際基準』に適合する限り、 競技者を国際レベルの競技者に分類する上で使用する基準(例えば、ランキング、特定の 国際競技大会への参加、ライセンス種類など)を自由に決定することができる。但し、国 際競技連盟は、競技者が国際レベルの競技者に分類されたときは、競技者においてこれを 速やか且つ容易に確認できるよう、当該基準を明確かつ簡潔な様式で公表しなければなら ない。例えば、当該基準が特定の国際競技大会への参加を含む場合には、当該国際競技連 盟はそれらの国際競技大会の一覧を公開しなければならない。] 「**国際基準**」とは、世界規程を支持する目的で WADA によって採択された基準をいう。 (他に採りうる基準、慣行又は手続とは対立するものとして) 国際基準を遵守しているというためには、国際基準に定められた手続を適切に実施していると判断されることが必要である。国際基準は、国際基準に基づき公表されたテクニカルドキュメントを含むものとする。

「JADA」とは、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構をいう。

「*日本アンチ・ドーピング規律パネル*」とは、本規程に対する違反の主張に対して判断を下す、*JADA* に任命された組織をいう。

「**JOC**」とは、公益財団法人日本オリンピック委員会をいい、日本における*国内オリンピック委員会*である。

「*日本スポーツ仲裁機構*」とは、*日本アンチ・ドーピング規律パネル*の決定に対する不服 申立てについて判断を下す組織(公益財団法人*日本スポーツ仲裁機構*)をいう。

「JSC」とは、独立行政法人日本スポーツ振興センターをいう。

「JASA」とは、公益財団法人日本体育協会をいう。

「JPC」とは、日本における国内パラリンピック委員会である、日本パラリンピック委員会(公益財団法人日本障がい者スポーツ協会)をいう。

「主要競技大会機関」とは、国内オリンピック委員会の大陸別連合及びその他の複数のスポーツを所轄する国際的な機関であって、大陸、地域又はその他の国際*競技大会*の所轄組織として機能する機関をいう。

「**マーカー**」とは、化合物、化合物の集合体又は生物学的変数であって、*禁止物質*又は*禁 止方法の使用*を示すものをいう。

「代謝物」とは、生体内変化の過程により生成された物質をいう。

「18 歳未満の者」とは、18 歳に達していない自然人をいう。

「**国内アンチ・ドーピング機関**」とは、国内において、アンチ・ドーピング規則の採択及

び実施、*検体*採取の指示、*検査*結果の管理並びに聴聞会の実施に関して第一位の権限を有し、責任を負うものとして国の指定を受けた団体をいう。関連当局によって当該指定が行われなかった場合には、当該国の*国内オリンピック委員会*又はその指定を受けた者が*国内アンチ・ドーピング機関と*なる。

「国内*競技大会*」とは、*国際レベル*の*競技者*又は*国内レベル*の*競技者*が参加する*競技大会* 又は*競技会*のうち国際*競技大会*に該当しないものをいう。

「**国内競技連盟**」とは、国内又は地域的実態であって、国際競技連盟のメンバーであり、 又は当該国若しくは地域における国際競技連盟の競技を支配している実体として国際競技 連盟により承認されている実体、又はその他日本における競技(スポーツ)を管轄する全 国又は地方・地域規模の人及びその傘下の会員、クラブ、チーム、団体又はリーグをいう。

「**国内レベルの競技者**」とは、「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」に適合する、 各*国内アンチ・ドーピング機関*が定義する、*国内レベル*で競技する*競技者*をいう。日本に おいて、*国内レベル*の*競技者*とは第 1.4 項に定めるとおり定義されている。

「**国内オリンピック委員会**」とは、国際オリンピック委員会公認の組織をいう。国内競技連合が*国内オリンピック委員会のアンチ・*ドーピングの分野における典型的な責任を負う国においては、*国内オリンピック委員会*は、当該国内競技連合を含むものとする。

「**国内パラリンピック委員会**」とは、国際パラリンピック委員会公認の組織をいう。により承認された機関をいう。国内競技連合が*国内パラリンピック委員会*のアンチ・ドーピングの分野における典型的な責任を負う国においては、*国内パラリンピック委員会*は、当該国内競技連合を含むものとする。

「NOC チーム」とは、日本オリンピック・チームその他 JOC の選定するチームをいう。

「*NPC チーム*」とは、日本パラリンピック・チームその他 *JPC* がパラリンピック大会に派遣するチームをいう。

「過誤又は過失がないこと」とは、競技者又はその他の人が禁止物質若しくは禁止方法の使用若しくは投与を受けたこと、又はその他のアンチ・ドーピング規則に違反したことについて、自己が知らず又は推測もせず、かつ最高度の注意をもってしても合理的には知り得ず、推測もできなかったであろう旨を当該競技者が証明した場合をいう。18 歳未満の者の場合を除き、第2.1 項の違反につき、競技者は禁止物質がどのように自らの体内に入った

かについても証明しなければならない。

「重大な過誤又は過失がないこと」とは、競技者又はその他の人が、事情を総合的に勘案し、過誤又は過失がないことの基準を考慮するにあたり、アンチ・ドーピング規則違反との関連において、当該競技者又はその他の人の過誤又は過失が重大なものではなかった旨を証明した場合をいう。18 歳未満の者の場合を除き、第 2.1 項の違反につき、競技者は禁止物質がどのように自らの体内に入ったかについても証明しなければならない。

[解説:カンナビノイドについては、競技者はその使用の背景が競技力と何ら関連性がなかったことを明確に証明することにより、重大な過誤又は過失がないことを立証することができる。]

「*競技会外*」とは、*競技会(時)*以外の期間をいう。

「*参加者*」とは、*競技者*又は*サポートスタッフ*をいう。

「人」とは、自然人、又は組織その他の団体をいう。

「保有」とは、実際に物理的に保有している状態、又は擬制保有をいう(これに該当するものは、禁止物質若しくは禁止方法に対して、又は禁止物質若しくは禁止方法が存在する場所に対して、人が排他的に支配を及ぼし、又は支配を及ぼすことを意図している場合に限られる。)。但し、禁止物質若しくは禁止方法に対して、又は禁止物質若しくは禁止方法が存在する場所に対して、人が排他的に支配を及ぼしていない場合には、当該人が禁止物質又は禁止方法の存在を知っており、かつ、これに対して支配を及ぼす意図があった場合のみが擬制保有に該当する。但し、人が、アンチ・ドーピング規則に違反した旨の通知(種類は問わない)を受ける前に、アンチ・ドーピング機関に対する明確な表明により、保有の意思がなく、保有を放棄した旨を証明する具体的な行為を起こしていた場合には、当該保有のみを根拠としてアンチ・ドーピング規則違反があったことにはならない。本定義における異なる記載にかかわらず、禁止物質又は禁止方法の購入(電子的その他の方法を含む)は、当該購入者による保有を構成する。

[解説:本定義に基づき、競技者の車内においてステロイド薬が発見された場合、第三者がその自動車を用いていた旨を当該競技者が証明できなければ、違反が成立する。この場合、アンチ・ドーピング機関は、競技者本人が当該自動車を排他的に支配できない状態にあったとしても競技者はステロイド薬の存在を知っており、ステロイド薬に支配を及ぼす意図があったということを証明しなければならない。同様に、競技者とその配偶者が共同で管理している自宅の薬棚にステロイド薬が発見された場合には、アンチ・ドーピング機関は、薬棚の中にステロイド薬が存在することを競技者が知っており、ステロイド薬に支

配を及ぼす意図があったことを証明しなければならない。禁止物質を購入する行為自体は、 例えば、製品が届かず、他人がこれを受領し、又は第三者の住所に送付された場合でも、 保有を構成する。?

「*都道府県連盟*」とは、都道府県レベルにおける地域的団体であって、当該地域において *国内競技連盟*を支配する団体として*国内競技連盟*により承認され、又はその会員であるものをいう。

「*禁止表*」とは、*禁止物質*及び*禁止方法*を特定した表をいう。

「*禁止方法*」とは、*禁止表*に記載された方法をいう。

「禁止物質」とは、禁止表に記載された物質又は物質の分類をいう。

「**暫定聴聞会**」とは、第7.9 項との関係において、第8条に基づく聴聞会に先立って開催される略式の聴聞会であって、*競技者*に対して通知を交付し書面又は口頭で意見を聴取する機会を与えるものをいう。

[解説:「暫定聴聞会」とは、事案における事実の完全な審査を伴わない可能性のある、 予備的な手続にすぎない。競技者は暫定聴聞会の後、事案の本案につき、引き続いて完全 な聴聞を受ける権利を有する。これに対し、第7.9 項に当該用語が使用されるところの「緊 急聴聞会」とは、迅速な日程に基づき行われる本案に関する完全な聴聞会である。]

「**暫定的資格停止**」については、上記の「*アンチ・ドーピング規則違反の措置*」を参照すること。

「一般開示」又は「一般報告」については、上記の「アンチ・ドーピング規則違反の措置」 を参照すること。

「地域アンチ・ドーピング機関」とは、国内アンチ・ドーピング・プログラムにつき委託された領域を調整し、管理する、加盟国の指定する地域的団体をいう。国内アンチ・ドーピング・プログラムにつき委託された領域とは、アンチ・ドーピング規則の採択及び実施、*検体*の計画及び採取、結果の管理、*TUE* の審査、聴聞会の実施、並びに地域レベルにおける教育プログラムの実施を含みうる。

「*検査対象者登録リスト*」とは、国際競技連盟又は*国内アンチ・ドーピング機関*の検査配分計画の一環として、重点的な*競技会(時)検査*及び*競技会外の検査*の対象となり、また

そのため第 5.6 項及び「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」に従い居場所情報を提出することを義務付けられる、国際競技連盟が*国際レベルの競技者*として、また*国内アンチ・ドーピング機関が国内レベルの競技者*として各々定めた、最優先の*競技者*群のリストをいう。

「*検体*」又は「*標本*」とは、*ドーピング・コントロール*において採取された生体物質をいう。

[解説:一定の宗教的又は文化的集団においては、血液検体の採取は信条に反すると主張 されることがあるが、当該主張には根拠がないものとされている。]

「**署名当事者**」とは、*世界規程*の第 23 条に定めるとおり、*世界規程*に署名し、*世界規程*を 遵守することに同意した団体をいう。

「特定物質」については、第4.2.2 項を参照すること。

「*厳格責任*」とは、アンチ・ドーピング規則違反を立証するためには*アンチ・ドーピング* 機関が*競技者*側の*使用*に関しての意図、*過誤*、過失又は*使用*を知っていたことを立証しなくてもよいとする第 2.1 項及び第 2.2 項に基づく法理をいう。

「実質的な支援」;第 10.6.1 項との関係において、実質的な支援を提供する人は、(1)自己が保有するアンチ・ドーピング規則違反に関するすべての情報を署名入りの書面により完全に開示し、(2)アンチ・ドーピング機関又は聴聞パネルからの要求がある場合には、例えば、聴聞会において証言をするなど、当該情報に関する事案のドーピング捜査及び裁定に対し十分に協力しなければならない。さらに、提供された情報は、信頼できるものであり、かつ、手続が開始された事案の重大な部分を構成するものでなければならず、仮に手続が開始されていない場合には、手続の開始に十分な根拠を与えるものでなければならない。

「*不当な改変*」とは、不適切な目的又は不適切な方法で変更すること、不適切な影響を生じさせること、不適切な形で介入すること、又は、結果の変更若しくは通常の手続を踏むことの回避を目的として妨害し、誤導し、若しくは詐欺的行為に携わることをいう。

「特定対象検査」とは、「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」に定める基準に基づき、*検査*のために特定の*競技者*を抽出することをいう。

「*チームスポーツ*」とは、*競技会*中に、選手交代が認められるスポーツをいう。

「*検査*」とは、*ドーピング・コントロール*の過程のうち、検査配分計画の立案、*検体*の採取、*検体*の取扱い並びに分析機関への*検体*の輸送を含む部分をいう。

「不正取引」とは、アンチ・ドーピング機関の管轄に服する競技者、サポートスタッフ又はその他の人が、第三者に対し、(物理的方法、電子的方法その他方法を問わず)禁止物質又は禁止方法を販売、供与、輸送、送付、配送又は頒布すること(又は当該目的のために保有すること)をいう。但し、当該定義は、真正かつ適法な治療目的その他認められる正当理由のために使用された禁止物質に関する誠実な医療従事者の行為を含まないものとし、又、当該禁止物質が真正かつ適法な治療目的のために意図されたものでないこと若しくは競技力を向上させるために意図されたものであることにつき状況全体から立証された場合を除き、当該定義は、競技会外の検査において禁止されない禁止物質に関する行為を含まないものとする。

「TUE」とは、第4.4項に記載される、治療使用特例をいう。

「TUE 委員会」とは、JADA により設立された TUE 委員会をいう。

「ユネスコ国際規約」とは、2005年10月19日のユネスコ総会の第33回会期において採択されたスポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約並びに同規約の締約国及びスポーツにおけるドーピング防止に関する締約国会議において採択されたそのすべての改定をいう。

「*使用*」とは、いずれの*禁止物質*又は*禁止方法*において、手段を問わず、これを利用し、 塗布し、服用し、注入し若しくは摂取することをいう。

「WADA」とは、世界アンチ・ドーピング機構をいう。

[解説:定義語は、複数形、所有格及び異なる品詞において使用される用語を含む。]

30 付属文書 2 - 第10条の適用例

例 1

事案: *違反が疑われる分析報告*が、*競技会(時)検査*における蛋白同化ステロイドの存在 (第2.1項)によりなされ、*競技者*によるアンチ・ドーピング規則違反の速やかな自認、*競技者*による*重大な過誤又は過失がないこと*の立証、及び*競技者*による*実質的な支援*の提供があった。

措置の適用:

- 1. まず、第 10.2 項が適用される。なぜなら、アンチ・ドーピング規則違反が意図的でなかったことを示す十分な裏づけ証拠となる、重大な過誤がないとみなされるからであり(第 10.2.1.1 項及び第 10.2.3 項)、その結果、*資格停止*期間は 4 年間でなく 2 年間となる(第 10.2.2 項)。
- 2. 第2段階として、パネルは、過誤に関連する軽減(第10.4項及び第10.5項)の適用の可否を分析する。蛋白同化ステロイドは特定物質ではないことから、重大な過誤又は過失がないこと(第10.5.2項)に基づき、適用される制裁措置の範囲は2年から1年(2年間の制裁措置の半分を下限とする)の幅に軽減される。その後、パネルは競技者の過誤の程度に基づき、当該幅の間で、適用されるべき資格停止期間を決定する(説明目的のため、この例では、パネルは16ヶ月間の資格停止期間を賦課すると仮定する。)。
- 3. 第3段階として、パネルは第10.6項(過誤に関連しない軽減)に基づく猶予又は短縮の可能性を査定する。この例の場合には、第10.6.1項(実質的な支援)のみが適用される(資格停止期間は既に第10.6.3項に定める下限の2年間を下回るため、第10.6.3項(速やかな自認)は適用されない。)。実質的な支援に基づき、資格停止期間は16ヶ月間の4分の3まで猶予されうる。そのため、この例における最短の資格停止期間は4ヶ月間となる(説明目的のため、この例では、パネルは10ヶ月間猶予し、資格停止期間は6ヶ月間とすると仮定する。)。
- 4. 第 10.11 項に基づき、*資格停止*期間は原則として終局的な聴聞会の決定の日付より開始する。但し、*競技者*がアンチ・ドーピング規則違反を速やかに自認したことを理由として、*資格停止*期間は最も早くて*検体*採取の日より開始することも可能であるが、いかなる場合

においても*競技者*は聴聞会の決定の日付(第 10.11.2 項)から、*資格停止*期間の少なくとも半分の期間は(本例においては、3 $_{7}$ 月間)服さなければならない。

- 5. *違反が疑われる分析報告* (の対象となる違反行為) が*競技会*で行われたため、パネルは 当該*競技会*で得られた結果を自動的に*失効*させなければならない(第9条)。
- 6. 第 10.8 項に従い、*検体*採取の日の後、*資格停止*期間の開始までに得られた*競技者*のすべての結果も、公平性の観点から別段の措置を要する場合を除き、*失効*する。
- 7. 各制裁措置の義務事項であるため(第 10.13 項)、第 14.3.2 項に言及される情報は、*競技者が 18 歳未満の者*である場合を除き、*一般開示*されなければならない。
- 8. 競技者は、当該競技者の資格停止期間中、署名当事者又はその関係当事者の権限の下にある、競技会その他スポーツ関連活動に、いかなる立場においても参加してはならない(第 10.12.1 項)。但し、競技者は、(a)競技者の資格停止期間の最後の 2 ヶ月間、又は(b)賦課された資格停止期間の最後の 4 分の 1 の期間(第 10.12.2 項)のいずれか短い方の間、チームとトレーニングするために又は署名当事者若しくはその他関係当事者の加盟クラブ若しくは他の加盟機関の施設を利用するために、復帰することができる。したがって、競技者は資格停止期間の終わる 1 ヶ月半前に、トレーニングに復帰することが認められることになる。

例 2

事案: *違反が疑われる分析報告*が、*競技会(時)検査*における*特定物質*である興奮薬の存在(第 2.1 項)によりなされた。*競技者*が意図的にアンチ・ドーピング規則違反を行ったことがアンチ・ドーピング機関により立証可能であり、*競技者*が競技力に関連性のない理由により*禁止物質を競技会外で使用*したことが立証不可能である。*競技者*は主張されたアンチ・ドーピング規則違反を速やかに自認せず、*競技者*が*実質的な支援*を提供した。

*措置*の適用:

1. まず、第 10.2 項が適用される。アンチ・ドーピング機関は、アンチ・ドーピング規則 違反が意図的に行われた旨を立証でき、*競技者*は、物質が*競技会外*で認められており、*禁* 止物質の使用が*競技者*の競技力との関連性を有していなかった旨を立証できないため(第 10.2.3 項)、資格停止期間は4年間となる(第10.2.1.2 項)。

- 2. 違反が意図的であったため、*過誤*の有無に関連する軽減の余地はない(第 10.4 項及び 第 10.5 項は適用されない)。*実質的な支援*に基づき、制裁措置の猶予の上限は 4 年間の 4 分の 3 となりうる。そのため、最短の*資格停止*期間は 1 年となる。
- 3. 第10.11 項に基づき、資格停止期間は聴聞会の終局的な決定の日より開始する。
- 4. *違反が疑われる分析報告*(の対象となる違反行為)が*競技会*で行われたため、パネルは 当該*競技会*で得られた結果を自動的に*失効*させる。
- 5. 第 10.8 項に従い、*検体*採取の日の後、*資格停止*期間の開始までに得られた*競技者*のすべての結果も、公平性の観点から別途要請される場合を除き、*失効*する。
- 6. 各制裁措置の義務事項であるため、第 14.3.2 項に言及される情報は、*競技者*が 18 歳未 満の者である場合を除き、一般開示されなければならない(第 10.13 項)。
- 7. *競技者*は、当該*競技者の資格停止*期間中、*署名当事者*又はその関係当事者の権限の下にある、*競技会*その他スポーツ関連活動に、いかなる立場においても参加してはならない(第10.12.1 項)。但し、*競技者*は、(a)*競技者の資格停止*期間の最後の2ヶ月間、又は(b)賦課された*資格停止*期間の最後の4分の1の期間(第10.12.2 項)のいずれか短い方の間、チームとトレーニングするために又は*署名当事者*若しくはその他関係当事者の加盟クラブ若しくは他の加盟機関の施設を利用するために、復帰することができる。よって、*競技者は資格停止*期間の終わる2ヶ月前に、トレーニングに復帰することが認められる。

例 3

事案: 違反が疑われる分析報告が、競技会外の検査における蛋白同化ステロイドの存在(第2.1項)によりなされた。競技者による重大な過誤又は過失のないことが立証され、また違反が疑われる分析報告が汚染製品より生じたことが競技者により立証された。

*措置*の適用:

1. まず、第10.2 項が適用される。なぜなら、競技者は、例えば、汚染製品の使用におい

て*重大な過誤*がなかったというように、アンチ・ドーピング規則違反を意図的に行っていないことを裏づけ証拠により立証することができるからであり(第 10.2.1.1 項乃至第 10.2.3 項)、*資格停止*期間は 2 年間となる(第 10.2.2 項)。

- 2. 第2段階として、パネルは軽減の可否を判断する上で*過誤*に関連する可能性を分析する(第10.4項乃至第10.5項)。*競技者*は、アンチ・ドーピング規則違反が*汚染製品*により発生し、自らが第10.5.1.2に基づき*重大な過誤又は過失*なく行動したことを立証することができるため、*資格停止*期間の適用範囲は2年間から譴責の幅に軽減される。パネルは*競技者の過誤*の程度に従い、当該範囲内において*資格停止*期間を決定する(説明目的のため、この例では、パネルは4ヶ月の*資格停止*期間を賦課すると仮定する。)。
- 3. 第 10.8 項に従い、*検体*採取の日の後、*資格停止*期間の開始までに得られた*競技者*のすべての結果は、公平性の観点から別途要請される場合を除き、*失効*する。
- 4. 各制裁措置の義務事項であるため、第 14.3.2 項に言及される情報は、*競技者*が 18 歳未 満の者である場合を除き、一般開示されなければならない(第 10.13 項)。
- 5. *競技者*は、当該*競技者の資格停止*期間中、*署名当事者*又はその関係当事者の権限の下にある、*競技会*その他スポーツ関連活動に、いかなる立場においても参加してはならない(第10.12.1 項)。但し、*競技者*は、(a)*競技者の資格停止*期間の最後の2ヶ月間、又は(b)賦課された*資格停止*期間の最後の4分の1の期間(第10.12.2 項)のいずれか短い方の間、チームとトレーニングするために又は*署名当事者*若しくはその他関係当事者のクラブ若しくは他の加盟機関の施設を利用するために、復帰することができる。よって、*競技者は資格停止*期間の終わる1ヶ月前に、トレーニングに復帰することが認められる。

例 4

事案: *違反の疑われる分析報告*がなされず、又はアンチ・ドーピング規則違反に問われていない*競技者*が、競技力向上のために蛋白同化ステロイドを*使用*したことを自発的に自認し、*実質的支援*も提供した。

*措置*の適用:

1. 違反が意図的であったため、第10.2.1項が適用され、賦課される基本的な資格停止期間

は4年間である。

- 2. *過誤*に関連する*資格停止*期間の軽減が適用される余地はない(第 10.4 項及び第 10.5 項 は適用されない)。
- 3. *競技者*の自発的な自認(第 10.6.2 項)のみに基づき、*資格停止*期間は 4 年間の半分を上限として短縮されうる。*競技者の実質的な支援*(第 10.6.1 項)のみに基づき、*資格停止*期間は 4 年間の 4 分の 3 を上限として猶予されうる。第 10.6.4 項に基づき、自発的自認及び*実質的な支援*を共に考慮すると、制裁措置が短縮又は猶予されうるのは 4 年間の 4 分の 3 が上限である。よって、最短の*資格停止*期間は 1 年となる。
- 4. *資格停止*期間は原則として、聴聞会の終局的な決定の日より開始する(第 10.11 項)。 もし、自発的自認が*資格停止*期間の短縮の要素とされたのであれば、第 10.11.2 項に基づく *資格停止*期間の早期開始は認められない。同条項は、*競技者*が同じ事実関係により二重に 恩恵を受けることのないよう定められている。但し、*資格停止*期間が*実質的な支援*のみに 基づき猶予された場合には、第 10.11.2 項は依然として適用することができ、*資格停止*期間 は、*競技者*による蛋白同化ステロイドの最終の*使用*の時点より開始する。
- 5. 第 10.8 項に従い、*検体*採取の日の後、*資格停止*期間の開始までに得られた*競技者*のすべての結果も、公平性の観点から別途要請される場合を除き、*失効*する。
- 6. 各制裁措置の義務事項であるため、第 14.3.2 項に言及される情報は、*競技者*が 18 歳未 満の者である場合を除き、一般開示されなければならない(第 10.13 項)。
- 7. *競技者*は、当該*競技者の資格停止*期間中、*署名当事者*又はその関係当事者の権限の下にある、*競技会*その他スポーツ関連活動に、いかなる資格においても参加してはならない(第10.12.1 項)。但し、*競技者*は、(a)*競技者の資格停止*期間の最後の2ヶ月間、又は(b)賦課された*資格停止*期間の最後の4分の1の期間(第10.12.2 項)のいずれか短い方の間、チームとトレーニングするために又は*署名当事者*若しくはその他関係当事者のクラブ若しくは他の加盟機関の施設を利用するために、復帰することができる。よって、*競技者は資格停止*期間の終わる2ヶ月前に、トレーニングに復帰することが認められる。

例 5

事案:

サポートスタッフが、競技者を虚偽の名前のもと競技会に参加させることにより、当該競技者に賦課された資格停止期間を回避することを助けた。当該サポートスタッフは、アンチ・ドーピング機関によりアンチ・ドーピング規則違反の通知を受ける前に、当該アンチ・ドーピング規則違反を自発的に認めた(第2.9項)。

措置の適用:

- 1. 第10.3.4 項に基づき、資格停止期間は、違反の重大性により、2年間乃至4年間となる (説明目的のため、この例では、パネルは3年間の資格停止期間を賦課すると仮定する。)。
- 2. 意図が第2.9項におけるアンチ・ドーピング規則違反の要素であるため、過誤の有無に関連する軽減の余地はない(第10.5.2の解説を参照すること)。
- 3. 第 10.6.2 項に基づき、自認が唯一の信頼性のある証拠である場合には、*資格停止*期間は 半分に短縮することができる(説明目的のため、この例では、パネルは 18 ヶ月間の*資格停止*期間を賦課すると仮定する。)。
- 4. 各制裁措置の義務事項であるため、第 14.3.2 項に言及される情報は、*競技者*が 18 歳未 満の者である場合を除き、一般開示されなければならない(第 10.13 項)。

例 6

事案: 競技者が初めてのアンチ・ドーピング規則違反に対する制裁措置として14ヶ月間の 資格停止期間の措置を受けたが、そのうち4ヶ月間は実質的な支援を理由に猶予された。 今般、当該競技者は、競技会(時)検査において特定物質には該当しない興奮薬が存在した結果として、第二回目のアンチ・ドーピング規則違反を行った(第2.1項)。当該競技者は、重大な過誤又は過失がないことを立証するとともに、実質的な支援を提供した。これが初回の違反であったならば、パネルは競技者に対し16ヶ月間の資格停止期間の制裁措置を賦課し、実質的な支援を理由として6ヶ月間猶予したであろうと仮定する。

措置の適用:

- 1. 第 10.7.4.1 項及び第 10.7.5 項が適用されるため、第 10.7 項が第二回目のアンチ・ドーピング規則違反に適用される。
- 2. 第10.7.1 項に基づき、資格停止期間は以下のうち最も長い期間となる。
- (a) 6ヶ月間
- (b) 第10.6 項に基づく短縮を考慮せずに初回のアンチ・ドーピング規則違反につき賦課された*資格停止*期間の半分(この例では、14ヶ月の半分、即ち7ヶ月間となる)、又は
- (c) 第 10.6 項に基づく短縮を考慮せずに、初回の違反であるかの如く取り扱われた第二回目のアンチ・ドーピング規則違反に別途適用される 資格停止期間の 2 倍(この例では、16 ヶ月間の 2 倍、即ち 32 ヶ月間となる)。

よって、第二回目の違反の*資格停止*期間は、(a)、(b)及び(c)のうち最も長い期間となり、それは 32 ヶ月間の *資格停止*期間となる。

- 3. 次の段階では、パネルは第 10.6 項(過誤に関連性を有しない短縮)に基づく猶予又は 短縮の可能性を査定する。第二回目の違反の場合には、第 10.6.1 項(*実質的な支援*)のみ が適用される。*実質的な支援*を理由として、*資格停止*期間は 32 ヶ月間の 4 分の 3 を猶予さ れうる。そのため、最短の*資格停止*期間は 8 ヶ月間となる(説明目的のため、この例では、 パネルが*実質的な支援*を理由に*資格停止*期間のうち 8 ヶ月間分を猶予し、その結果として 賦課された*資格停止*期間を 2 年間に短縮すると仮定する。)。
- 4. *違反が疑われる分析報告*(の対象となる違反行為)が*競技会*で行われたため、パネルは 当該*競技会*で得られた結果を自動的に*失効*させる。
- 5. 第 10.8 項に従い、*検体*採取の日の後、*資格停止*期間の開始までに得られた*競技者*のすべての結果も、公平性の観点から別途要請される場合を除き、*失効*する。
- 6. 各制裁措置の義務事項であるため、第 14.3.2 項に言及される情報は、*競技者*が 18 歳未 満の者である場合を除き、一般開示されなければならない(第 10.13 項。)。
- 7. *競技者*は、当該*競技者の資格停止*期間中、*署名当事者*又はその関係当事者の権限にある、*競技会*その他スポーツ関連活動に、いかなる資格においても参加してはならない(第 10.12.1 項)。但し、*競技者*は、(a)*競技者の資格停止*期間の最後の 2 ヶ月間、又は(b)賦課された*資格停止*期間の最後の 4 分の 1 の期間 (第 10.12.2 項)のいずれか短い方の間、チームとトレーニングするために、又は、*署名当事者*若しくはその関係当事者のクラブ若しくは他の加盟

機関の施設を利用するために、復帰することができる。よって、*競技者*は*資格停止*期間の終わる 2 τ 月前に、トレーニングに復帰することが認められる。

*WADA の承認のもと、例外的状況において、*実質的な支援*を理由とする*資格停止*期間の 猶予は最大で4分の3を超える場合があり、報告及び公開が遅れる場合がある。